

令和3年8月31日（火曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	太田陽子	議員
3番	鈴木みゆき	議員	4番	安孫子義徳	議員
5番	月光裕晶	議員	6番	後藤健一郎	議員
7番	渡邊賢一	議員	8番	古沢清志	議員
9番	佐藤耕治	議員	10番	太田芳彦	議員
11番	阿部清	議員	12番	沖津一博	議員
13番	荒木春吉	議員	14番	柏倉信一	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	伊藤正彦	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長	武田伸一	企画創成課長
大沼利子	財政課長	伊藤孝	上下水道課長
柏倉信一	会計管理者（兼） 会計課長	小林弘之	病院事務長
佐藤肇	学校教育課長	船田孝夫	監査委員
木村幸一	監査委員 事務局局長		

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	総務主幹
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

議事日程第1号

第3回定例会

令和3年8月31日(火)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
(1) 定例監査結果等報告について
- 〃 4 行政報告
(1) 市政の概況について
- 〃 5 質疑
- 〃 6 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- 〃 7 議第42号 表彰について
- 〃 8 議案説明
- 〃 9 委員会付託
- 〃 10 質疑・討論・採決
- 〃 11 報告第7号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 〃 12 報告第8号 令和2年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について
- 〃 13 報告第9号 令和2年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について
- 〃 14 質疑
- 〃 15 認第 1号 令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 16 認第 2号 令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 17 認第 3号 令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 18 認第 4号 令和2年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 19 認第 5号 令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 20 認第 6号 令和2年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 21 認第 7号 令和2年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 22 議第43号 令和2年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 〃 23 議第44号 令和2年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 〃 24 議第45号 令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- 〃 25 議第46号 令和3年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 〃 26 議第47号 寒河江市個人情報保護条例の一部改正について
- 〃 27 議第48号 寒河江市手数料条例の一部改正について
- 〃 28 議第49号 寒河江市チェリーランドに関する条例の一部改正について
- 〃 29 議第50号 西村山広域行政事務組合規約の一部変更について
- 〃 30 議第51号 市道路線の認定について

- 日程第3 1 請願第4号 米の需給調整に関する請願
〃 3 2 議案説明
〃 3 3 監査委員報告
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

○**國井輝明議長** おはようございます。

ただいまから令和3年第3回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、報道機関より本定例会における写真撮影及び録音の申出があり、議長においてこれを許可しております。

本日の会議は議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

○**國井輝明議長** 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により議長において、3番鈴木みゆき議員、15番木村寿太郎議員を指名いたします。

会 期 決 定

○**國井輝明議長** 日程第2、会期決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。古沢議会運営委員長。

〔古沢清志議会運営委員長 登壇〕

○**古沢清志議会運営委員長** おはようございます。議会運営委員会における協議の結果について御報告申しあげます。

本日招集になりました令和3年第3回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る8月26日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数や一般質問通告数などを勘案し、本日から9月22日までの23日間と決定いたしました。その間の会議等につきましては、お示ししております第3回定例会日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、報告といたします。

○**國井輝明議長** お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月22日までの23日間と決定いたしました。

第3回定例会日程

令和3年8月31日(火)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
8月31日(火)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、質疑、人権擁護委員候補者推薦、表彰議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、報告、質疑、議案・請願上程、同説明、監査委員報告	議 場
9月 1日(水)	休 会 (議 案 調 査)			
9月 2日(木)	休 会 (議 案 調 査)			
9月 3日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 4日(土)	休 会			
9月 5日(日)	休 会			
9月 6日(月)	休 会 (議 案 調 査)			
9月 7日(火)	休 会 (議 案 調 査)			
9月 8日(水)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 9日(木)	午前9時30分	本 会 議	質疑、決算特別委員会設置、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議休憩中	決算特別委員会	開会、正副委員長の互選、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
	決算特別委員会終了後	本 会 議	決算特別委員会正副委員長の互選結果報告	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
9月10日(金)	午前9時30分	総務産業常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議 場
9月11日(土)	休 会			
9月12日(日)	休 会			
9月13日(月)	午前9時30分	総務産業常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議 場
		厚生文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会第2・3 会 議 室
9月14日(火)	午前9時30分	総務産業常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議 場
		厚生文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会第2・3 会 議 室

9月15日(水)	午前9時30分	厚生文教常任委員会 分科会	付託案件審査	議会第2・3 会議室
9月16日(木)	休 会 (事 務 処 理)			
9月17日(金)	休 会 (事 務 処 理)			
9月18日(土)	休 会			
9月19日(日)	休 会			
9月20日(月)	休 会			
9月21日(火)	休 会 (事 務 処 理)			
9月22日(水)	午前9時30分	決算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・ 討論・採決、閉会	議 場
	決算特別委員会 終了後	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・ 討論・採決、閉会	議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報 告、質疑・討論・採決、閉 会	議 場

諸 般 の 報 告

○**國井輝明議長** 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告については、お示ししております文書によって御了承願います。

行 政 報 告

○**國井輝明議長** 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○**佐藤洋樹市長** 皆さん、おはようございます。

令和3年第3回定例会の開会に当たり、6月定例会以降、今定例会までの主な市政の概況について御報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症に対する市の対応について申し上げます。

新型コロナウイルスの感染状況につきまして、先月から拡大した第5波により、現在、新

型新型コロナウイルス特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が21都道府県に発令され、また、まん延防止等重点措置が12県に適用されております。

こうした状況の中、県内での感染者数は8月30日現在3,144名、本市での感染者数は167名となっております。新型コロナウイルスに罹患されました皆様には心からお見舞いを申しあげますとともに、一日も早い回復を願っているところでございます。

県においては、8月20日から9月12日までの24日間を感染拡大防止特別集中期間として、県民、事業者などに対して感染防止の取組について改めて協力要請を行っております。本市におきましても、この特別集中期間に公共施設の利用制限などを行い、第5波の収束に向け取組を進めているところであります。

一方、市内小中学校においては、8月26日までに全ての小中学校が2学期をスタートさせており、新型コロナウイルスに対する基本的対策を徹底し、教育活動を継続しているところであります。今後、9月から11月にかけて多くの小

中学校で修学旅行や運動会、学芸会などが予定されているところではありますが、修学旅行については、行き先を県内に、行程を日帰りに変更するなど、また、運動会、学芸会などについては、人数の制限や内容の見直しなどを行い、安全性を十分考慮して実施するよう計画されているところでもあります。

また、市内保育施設や放課後児童クラブにおいては、原則開所する施設ではありますが、感染拡大のおそれがある場合には休園や登園自粛をお願いするなど、子供たちの命と安全を最優先に考えて関係機関と連携を図りながら対応してまいります。そのため、各施設の運動会や行事などについては、人数制限や年齢ごとに分散して開催するなど、感染対策を徹底し実施するようお願いしているところでもあります。

新型コロナウイルス感染症対策については、今後も関係機関と連携を図りながら、市民の皆さん、事業者の方々の協力を賜り、万全を期すよう一層努めてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の状況について申し上げます。

65歳以上の高齢者の接種率につきましては、1回目、2回目とも接種率90%を超えており、希望する高齢者の接種は7月末で完了したものと考えております。

また、優先接種の医療従事者、高齢者施設等従事者、基礎疾患の方及び60歳から64歳までの方も接種が完了しており、市独自優先接種者とした警察、学校、保育所等従事者の方についても、8月末で2回目の接種を完了する見込みであります。

市民全人口に対する接種率については、8月27日現在で1回目接種者が52.4%、2回目は43.7%となっており、現在は30歳の方まで予約案内を送付しております。そのほか、接種を希望する小中高生に対しても予約案内を送付しており、集団接種においては小児科医師が在席す

るときに接種を行うこととしております。また、妊婦への優先接種を実施することとしておりまして、同居家族、里帰り出産も対象とすることとしております。

今後も市医師会と十分連携を図りながら、希望する方がスムーズに接種できるよう実施してまいります。

次に、今年度これまで実施しております新型コロナウイルス感染症に係る市の経済対策について申し上げます。

まず、会食や旅行の自粛の影響を受けた店舗等を対象に今年の3月から6月まで実施いたしました緊急事業継続給付金交付事業については、223件、7,205万円を交付しております。

また、緊急事態宣言による営業時間短縮要請に協力をいただいた飲食店等に対する新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金は185件に1億2,025万円、続く新型コロナウイルス感染症拡大防止継続協力金は同じく185件に2,590万円を交付いたしました。

さらに、緊急事態宣言の影響を受けた店舗等に交付する緊急事態宣言等影響緩和一時支援金については、8月27日現在で154件に5,430万3,000円を交付しているところでもあります。

そして、地域経済の活性化とキャッシュレス決済による新しい生活様式の推進を目的とするスマートフォンのアプリを利用したキャッシュレスさがえさくらんぼプレミアム商品券事業については、商品券を利用できる店舗としては8月27日現在223店舗から申込みをいただき、商品券購入の申込みは9月11日までとなっております。そして、9月13日から23日までの販売期間を経て、9月25日から11月30日までが利用期間となっているところでもあります。

今後も感染拡大防止に留意しながら関係機関と連携を図り、地域経済の回復に向けた施策を鋭意推進してまいりたいと考えております。

次に、寒河江市の国・県に対する重要事業要

望について申しあげます。

去る7月9日、國井市議会議長と共に、山形県知事に対し、令和4年度寒河江市重要事業要望書を提出いたしました。

要望項目は全47項目となっておりますが、当日は知事より次の3項目について回答をいただいたところであります。

1つ目は、「施設整備強化及び人員確保対策と併せた保育料負担軽減施策の推進について」であります。県による保育料負担軽減施策の推進は子育て環境のさらなる充実には有意義であるというふうに考えておりますが、保育利用を希望する児童の増加が想定されるため、施設整備の充実強化や保育士人材の確保対策と併せた一体的な施策の推進について提案したところであります。

知事からは、施設整備や保育士人材の確保など必要となる対応については、市町村の意見を聞きながら検討を行っていききたいとの回答をいただいております。

2つ目の「市民が安心して暮らせる医療体制の確保について」は、コロナ禍の中、診療控え等による外来患者数の減少により自治体の病院経営は厳しい状況にあり、今後も人口減少や少子高齢化の進展が見込まれる中、将来にわたって医療サービスを持続的に提供していくためには、西村山地域全体の医療提供体制の在り方について、県立河北病院と寒河江市立病院の統合を軸として、西村山管内の1市4町による協議や地域医療構想調整会議等における検討を、県主導の下、進めていただきたいと提案したところであります。

知事からは、西村山地域の医療提供体制の在り方については、地域医療構想調整会議に加えて新たなステージの協議の場を設置するなどして、県も積極的に参画しながら関係者の議論を進めてまいりたいとの回答をいただきました。

3つ目は、「紅秀峰及びやまがた紅王のブラン

ド化推進」についてであります。今年度は、紅秀峰の品種登録から30周年を迎える一方、春先の降霜害発生を受けて不作になるなど大変厳しい節目の年となり、このような気象災害への対応を含めて、労働力確保対策、首都圏消費者へのPRなど市町村単位では十分な取組が困難な施策については県が主導しながら展開し、紅秀峰及びやまがた紅王のさらなるブランド化の推進について提案をしたところであります。

知事からは、今年は平成8年以来の低い収量水準であり、県としてもさくらんぼ王国の維持、再生に向けて追加支援を含めて検討していく、紅秀峰をはじめとするブランド化については、オール山形の体制で取り組んでまいりたいとの回答をいただいたところであります。

今後とも各要望項目の実現に向けて積極的に取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、景気・雇用情勢について申しあげます。

7月29日に発表された日本銀行山形事務所の山形県金融経済概況では、「山形県の景気は、サービス消費を中心に引き続き厳しい状態にあるが、全体としては持ち直しの動きが続いている」となっております。

山形労働局発表の6月の県内有効求人倍率は、原数値で1.20倍、ハローワークさがえ管内では0.94倍、寒河江市内に限りますと1.16倍であります。また、正社員に係る有効求人倍率は全国平均が0.85倍、県平均が1.01倍、寒河江市は1.21倍であります。

今後とも関係機関と連携を図りながら、社会経済情勢の変化に的確に対応した効果的な雇用対策を推進してまいる考えであります。

次に、今年のさくらんぼの出荷状況等について申しあげます。

県が8月24日に開催した山形さくらんぼブランド力強化推進協議会の発表によると、佐藤錦の収穫盛期は、園芸農業研究所で平年より5日、前年より6日早い6月17日となり、紅秀峰の収

穫盛期は、園芸農業研究所で前年より2日、平年より1日早い6月28日となっております。

一方、4月に発生した降霜被害等により、JA全農山形における販売状況によると、佐藤錦は前年比59%、紅秀峰は前年比30%の販売数量となり、また、市場流通が前年の6割程度、贈答需要は前年の8割程度であったとのことであり、県全体の収穫量については平年比68%となる9,500トン程度と見込まれており、販売価格については、品薄傾向で引き合いが強かったことから堅調に推移し、前年を上回り過去最高値を更新すると見込まれております。

なお、さがえ西村山農協の販売実績につきましては、9月9日に開催されるさくらんぼ生産販売検討会にて詳細が報告される予定でございます。

次に、米の生育状況について申し上げます。

県の調査によりますと、はえぬきの出穂日は8月1日で平年より1日早く、出穂後の気温が高めに推移していることから登熟も平年より早まっております。一方、つや姫の出穂日は8月8日で平年並みですが、出穂後の天候不良、低温降雨により初期登熟が緩慢な傾向であります。それでも1平米当たり総もみ数は、はえぬきが前年比107%、つや姫が106%と良好で、収量確保が見通せる状況であります。

今後の収穫に向け、農家の皆様の適切な栽培管理と併せて、台風による風水害など天候の推移を注視してまいりたいと考えております。

最後に、東京2020パラリンピック関連事業について申し上げます。

現在、熱戦が繰り広げられている東京2020パラリンピックであります。去る8月12日にパラリンピックの聖火となる寒河江の採火が本山慈恩寺にて行われました。厳かな雰囲気の中、慈恩寺の灯明から採火された火を本市在住のパラアスリートが引き継ぎ、やまがた未来の火として県内各地の火とともに東京へと送られまし

た。山形県出身選手、そして日本代表の選手のたいなる活躍とスポーツを通じて市民に夢と希望を与えていただくことを期待しているところでございます。

以上、6月定例会以降の主な市政の概況を申しあげましたが、今後とも議員各位の御理解と御協力を賜りながら市政運営に努めてまいりますので、よろしくお願いを申しあげる次第であります。

以上であります。

質 疑

○**國井輝明議長** 日程第5、行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう、議員において配慮されますようお願いいたします。

ただいまの行政報告について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

○**國井輝明議長** 日程第6、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

本件については、お示ししております文書のとおり、委員候補者1名の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長より意見を求められております。

お諮りいたします。

これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の候補者の推薦については、市長の諮問のとおり同意することに決し

ました。

議案上程

- 國井輝明議長** 次に、日程第7、議第42号表彰についてを議題といたします。

議案説明

- 國井輝明議長** 日程第8、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長** 議第42号表彰について御説明を申し上げます。

本市の交流、発展に寄与し、市政に功労のある方について表彰を行うため、本市表彰条例に基づき議会の同意を得ようとするものでございます。

お一人目は安藤博章氏でございます。安藤氏は平成11年に寒河江市商工会監事に選任され、以来、平成24年から同副会長、さらに平成27年から令和3年5月までの6年間は同会長として、組織の拡充強化、経営改善普及事業などに尽力され、本市の産業、経済の振興発展に多大な貢献をされました。また、市土地開発公社副理事長や西村山雇用対策協議会長、寒河江ブランド・魅力発信協議会長などを歴任されるなど、地域経済の振興にとどまらず、行政運営の進展にも貢献され、市勢発展に尽くされた功績は誠に大きなものでございます。

お二人目は故鬼海弘雄氏でございます。鬼海氏は本市出身の写真家で、主に人物を被写体とした作品を撮り続けてこられました。平成16年に国内でも有数の権威ある写真賞である土門拳賞を受賞され、国内はもとより、アメリカやヨーロッパなどで写真展を開催するなど、作品は海外においても高く評価されております。令和

2年10月に御逝去され、郷土の誇りである氏をしのび、感謝と追悼の意を込めて、今月、市美術館にて写真展「INDIA」を開催しているところでございます。これまでの輝かしい実績は夢を描く若者たちへの模範となり、写真家として郷土の名声を高められた功績は誠に大きなものでございます。

お二人の功績、経歴等の詳細については別紙資料のとおりでございます。

なお、故鬼海弘雄氏につきましては、追彰しようとするものでございます。

また、この件につきましては、去る8月19日開催の市表彰審査委員会において審査の結果、全会一致をもって表彰することが適当である旨、御報告をいただきましたので、今回御提案申しあげられるものでございます。御同意くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

委員会付託

- 國井輝明議長** 日程第9、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第42号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

- 國井輝明議長** 日程第10、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第42号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第42号表彰についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第42号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第42号についてはこれに同意することに決しました。

報 告

- 國井輝明議長** 日程第11、報告第7号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてから、日程第13、報告第9号令和2年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告についてまでの3案件を一括議題といたします。

市長から報告を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

- 佐藤洋樹市長** 初めに、報告第7号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを御説明申し上げます。

南部小学校内において運動会の練習中に児童の投石により軽自動車の一部を破損させた事故について示談を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告申し上げます。

なお、賠償金については総額10万7,030円でしたが、加害児童保護者と市の双方ともに5割を負担することで合意しておりますので、市負担分である5万3,515円を全国市長会学校災害賠償補償保険から支出するものでございます。

次に、報告第8号令和2年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告についてを御説明申し上げます。

財政の健全化判断比率を各会計及び関係団体の決算等に基づき算定した結果、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は発生せず、実質公債費比率は7.5%、将来負担比率は8.3%となったものでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により御報告申し上げるものでございます。

次に、報告第9号令和2年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告についてを御説明申し上げます。

資金不足比率を3つの事業会計の決算等に基づき算定した結果、いずれの事業会計も資金不足比率は発生しないものでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により御報告申し上げるものでございます。

以上であります。

質 疑

- 國井輝明議長** 日程第14、これより質疑に入ります。

初めに、報告第7号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、報告第8号令和2年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、報告第9号令和2年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

議案上程

- 國井輝明議長** 日程第15、認第1号令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第31、請願第4号米の需給調整に関する請願までの17案件を一括議題といたします。

議案説明

- 國井輝明議長** 日程第32、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長** まず、決算の認定について御説明を申し上げます。

令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算及び5件の特別会計歳入歳出決算について、地方自治法の定めるところにより、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

初めに、認第1号令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は319億969万2,286円、歳出決算額は309億2,363万3,073円でございます。形式収支は9億8,605万9,213円で、繰越明許費に係る繰り越すべき一般財源が2億716万8,746円です。実質収支が7億7,889万467円の黒字決算であります。

剰余金の処分につきましては、地方自治法及び財政調整基金条例の規定に基づき、財政調整基金に4億円を積み立て、残る3億7,889万467円は翌年度に繰越しをしたところでございます。

次に、認第2号令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は37億9,919万402円、歳出決算額

は36億8,026万7,019円で、歳入歳出差引き残額1億1,892万3,383円は翌年度に繰越しをいたしました。

次に、認第3号令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は5億4,015万356円、歳出決算額は5億3,020万1,116円で、歳入歳出差引き残額994万9,240円は翌年度に繰越しをいたしました。

次に、認第4号令和2年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は44億7,095万9,679円、歳出決算額は43億7,343万9,303円で、歳入歳出差引き残額9,752万376円は翌年度に繰越しをいたしました。

次に、認第5号令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は2,947万9,185円、歳出決算額は1,542万2,992円で、歳入歳出差引き残額1,405万6,193円は翌年度に繰越しをいたしました。

次に、認第6号令和2年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は68万8,729円、歳出決算額は43万274円で、歳入歳出差引き残額25万8,455円は翌年度に繰越しをいたしました。

次に、認第7号令和2年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてを御説明申し上げます。

地方公営企業法の定めるところにより、議会の認定に付するものでございます。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入は19億8,543万5,039円、支出は19億3,911万7,201円でございます。その結果、純利益は3,026万9,473円となりました。

次に、資本的収入及び支出について申しあげます。

収入は1億995万2,500円で、支出は1億5,978万4,248円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は4,983万1,748円となりますが、これについては損益勘定留保資金等で補填いたしました。

欠損金については、剰余金計算書及び欠損金処理計算書に記載のとおり、当年度の未処理欠損金2,677万189円を翌年度に繰越しをしようとするものでございます。

その他の詳細については、別冊資料のとおりでございます。

次に、議第43号令和2年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを御説明申しあげます。

地方公営企業法の定めるところにより、議会の議決を求めるとともに議会の認定に付するものでございます。

初めに、利益の処分について御説明申しあげます。

令和2年度寒河江市水道事業会計において生じた未処分利益剰余金1億2,726万2,544円のうち、7,000万円を建設改良積立金に積立てしようとするものでございます。

続きまして、決算について申しあげます。

初めに、収益的収入及び支出から申しあげます。

収入は11億814万8,366円、支出は10億650万3,391円でございます。その結果、純利益は7,059万968円となりました。

次に、資本的収入及び支出について申しあげます。

収入は8,808万1,052円、支出は4億5,230万5,415円でございます。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億6,422万4,363円については、損益勘定留保資金等で補填いたしました。

利益処分後の剰余金につきましては、剰余金処分計算書案に記載のとおり5,726万2,544円を翌年度に繰越しをしようとするものでございます。

その他詳細につきましては、別冊資料のとおりでございます。

次に、議第44号令和2年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを御説明申しあげます。

地方公営企業法の定めるところにより、議会の議決を求めるとともに議会の認定に付するものでございます。

初めに、利益の処分について御説明申しあげます。

令和2年度寒河江市下水道事業会計において生じた未処分利益剰余金1,409万1,059円のうち、1,400万円を減債積立金に積立てしようとするものでございます。

続きまして、決算について申しあげます。

初めに、収益的収入及び支出から申しあげます。

収入は15億652万9,644円、支出は14億6,638万9,177円でございます。その結果、純利益は1,409万1,059円となりました。

次に、資本的収入及び支出について申しあげます。

収入は6億2,308万9,740円、支出は11億5,947万5,299円でございます。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億3,638万5,559円については、特別会計からの引継金、損益勘定留保資金等で補填いたしました。

利益処分後の剰余金につきましては、剰余金処分計算書案に記載のとおり9万1,059円を翌年度に繰越しをしようとするものでございます。

その他詳細につきましては、別冊資料のとおりでございます。

次に、議第45号令和3年度寒河江市一般会計

補正予算（第5号）について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は、ふるさと納税に係る寄附金の増加により、基金管理事業の追加などを行うものでございます。

その結果、12億8,684万7,000円の追加となり、予算総額を歳入歳出それぞれ247億6,291万7,000円とするものでございます。

次に、議第46号令和3年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は、前年度決算等に伴う介護保険給付費準備基金積立金及び償還金を追加するものでございます。

その結果、9,752万円の追加となり、予算総額を歳入歳出それぞれ46億4,829万8,000円とするものでございます。

次に、議第47号寒河江市個人情報保護条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第48号寒河江市手数料条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再発行手数料について所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第49号寒河江市チェリーランドに関する条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

寒河江市チェリーランド再整備計画に基づく施設の解体に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第50号西村山広域行政事務組合格約の一部変更についてを御説明申しあげます。

交通災害共済事業を廃止することに伴い、規

約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により提案するものでございます。

次に、議第51号市道路線の認定についてを御説明申しあげます。

円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に資するため、2路線を認定しようとするものでございます。

以上16案件について御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

監 査 委 員 報 告

○**國井輝明議長** 日程第33、監査委員報告であります。

監査委員から審査結果の報告を求めます。船田代表監査委員。

〔船田孝夫監査委員 登壇〕

○**船田孝夫監査委員** おはようございます。

監査委員を代表いたしまして私から、令和2年度寒河江市一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計、合わせて9会計の歳入歳出決算審査結果の概要につきまして御報告を申しあげます。

初めに、一般会計及び各特別会計歳入歳出に係る決算審査について申しあげます。

お手元の一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見書の1ページを御覧ください。

第1、審査の概要であります。1の審査の対象は、令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算、特別会計につきましては寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算から寒河江市財産区特別会計歳入歳出決算までの5特別会計で、審査の期間、審査の方法は記載のとおりでございます。

なお、令和元年度まで特別会計でありました寒河江市公共下水道事業特別会計及び寒河江市

浄化槽整備事業特別会計につきましては、令和2年度から公営企業会計に移行しております。

次に、第2、審査の結果であります。審査に付されました各会計の決算及び附属書類は関係法令に従って作成されており、また、計数的に正確であり、予算の執行についてもおおむね適正であると認められました。

なお、審査結果の概要につきましては、時間の関係もございますので、むすびの決算額、財政分析、市税等の収納状況などを中心に御説明を申し上げます。

46ページを御覧ください。

初めに、(1)①の一般会計及び特別会計歳入歳出決算の全般的事項につきまして御説明申し上げます。

令和2年度の一般会計及び各特別会計の純計決算の総額は、歳入396億6,287万2,000円、歳出384億3,610万5,000円で、差引き12億2,676万7,000円の黒字決算となっております。

この中から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は10億1,959万8,000円となり、さらに前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は4億2,266万6,000円と増加しております。

このうち、一般会計の決算総額は、歳入319億969万2,000円、歳出309億2,363万3,000円で、差引き9億8,605万9,000円の黒字決算となっております。

この中から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた7億7,889万円が実質収支額となり、地方自治法の規定により、財政調整基金に4億円を編入し、残り3億7,889万円が翌年度に繰り越されております。

一方、特別会計の決算総額は、歳入88億4,046万8,000円、歳出85億9,976万1,000円で、差引き2億4,070万8,000円の黒字決算となっております。

次に、47ページ、②一般会計に係る財源につ

きましては、自主財源が歳入全体の49.2%を占めており、金額ベースでは前年度に比べ17.3%の増加となっております。このうち、市税は財源全体の16.1%、寄附金は同17.9%を占めており、寄附金につきましては、ふるさと納税の増加などにより、前年度に比べ29.0%と大幅な増加となっております。

一方、依存財源につきましては、歳入の50.8%を占め、金額ベースでは前年度に比べ64.2%の大幅な増加となっております。依存財源のうち最も額が大きいものは国庫支出金で、財源全体の24.1%を占めており、金額ベースでは前年度に比べ264.9%の大幅な増加となっております。

次に、49ページ、(2)の財政指標等に基づく財政分析であります。財政力指数は0.549、経常収支比率は90.5%で、前年度に比べそれぞれ0.003、0.4ポイント低くなっております。

また、実質公債費比率は7.5%で、前年度に比べ0.2ポイント低くなっており、この5年間で2.0ポイント下がっているなど、市の財政力が強化されているものと認められます。

市債残高一般会計分は161億4,267万5,000円で、前年度に比べ8,434万円増加しております。

次に、(3)市税等の収納状況であります。市税は95.2%で、前年度とほぼ同水準を維持しております。これは、納税相談窓口の時間延長、夜間及び休日を含めた特別納税相談の実施、税務部門における高額滞納者への個別対応強化並びにコンビニエンスストアやクレジット納付の実施などの多様な取組が功を奏していると考えられます。

また、市税以外の主な収納状況であります。国民健康保険税は73.0%で前年度に比べ0.4ポイント、介護保険料は98.8%で0.2ポイント、それぞれアップしております。

(4)の未収金収納対策につきましては、税務部門による高額滞納者への個別対応の強化や

保育料未納者への対応強化など各種対策が講じられておりますが、公金の収入未済額解消は公費負担の公平、公正の観点や一般財源確保の上でも重要であり、さらなる収納率の向上に向け工夫と努力を講じられることを期待するものです。

次に、50ページ、(5) 今後の財政運営等がありますが、地域経済は長引く新型コロナウイルスの影響等により引き続き厳しい状況が見込まれるところです。一方、超高齢社会の進展や核家族化、急激な人口減少社会の到来など、社会構造は大きな変革のときを迎えており、行政を取り巻く環境は大きく変化しようとしております。

こうした状況に行政として迅速かつ確かな対応が求められていることから、市行財政改革アクションプランに掲げる将来を見据えた健全財政及び持続可能な財政運営に係る取組などにより財政の健全化を図るとともに、新第6次寒河江市振興計画に掲げる新たな将来都市像であります「さくらんぼと笑顔かがやく 安全・安心なまち 寒河江」を実現するため、地域課題に積極的に取り組み、市勢発展と市民福祉の一層の向上が図られるよう要望いたします。

次に、公営企業会計決算審査結果について申し上げます。お手元の寒河江市公営企業会計決算審査意見書の1ページを御覧ください。

第1、審査の概要であります。1の審査の対象は令和2年度寒河江市立病院事業会計決算、令和2年度寒河江市水道事業会計決算及び令和2年度寒河江市下水道事業会計決算であります。審査の期間、審査の方法は記載のとおりでございます。

第2、審査の結果であります。審査に付されました決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業関係法令及び各事業の会計規程等に準拠して作成され、経営成績及び財務状態を適正に表示しており、決算計数も誤りがなく適正である

と認められました。

なお、各事業の業務状況、予算の執行状況と経営成績及び財務状態を分析いたしました結果は意見書に記載のとおりであります。その概要について御説明申し上げます。

初めに、市立病院事業会計について御説明申し上げます。

13ページ、4、むすびを御覧ください。

(1) 概況につきましては、入院診療体制は全体98床で運営をスタートしましたが、病床の効率的利用等を図るため、6月、10月に療養病床5床を地域包括ケア病床に転換しております。

(2) 患者数の状況につきましては、外来患者の年間延べ人数は5万386人で、前年度に比べ2,128人、4.1%減少しております。入院患者は年間延べ3万1,102人で、前年度に比べ287人、0.9%増加少しております。

(3) の経営状況につきましては、①病院事業収益のうち、医業収益は前年度に比べ6,112万4,000円、4.2%の増加となっております。特に入院収益が入院患者数の増などにより6,696万5,000円、7.2%の増加となっております。

14ページ、②の病院事業費用のうち、医業費用は前年度に比べ1,512万4,000円、0.8%の微増となっております。

この結果、令和2年度の病院事業損益は、経常収益19億7,266万4,000円に対し、経常費用19億4,239万5,000円で、差引き3,026万9,000円の経常利益となりました。

また、当年度は特別利益及び特別損失ともに1,030万円であり、純利益は経常利益と同額の3,026万9,000円となっております。

当年度未処理欠損金は、前年度からの繰越欠損金5,704万円から純利益額3,026万9,000円を除き2,677万円となっております。

次に、(4) の経営指標等につきましては、医業収支比率は80.6%、病床利用率は86.9%で、前年度に比べそれぞれ2.6ポイント、1.0ポイン

ト上昇しております。病床利用率のアップは、地域医療構想や市立病院新改革プラン等を踏まえ、療養病床の転換など病床の適正化を図るとともに回復期機能の充実を図り、効率的な病床管理を行ったことなどによるものであります。このほか、市立病院新改革プラン目標値と令和2年度実績との比較は15ページ中段の表のとおりです。この中で特に紹介率が大きくアップしており、また、ここにはありませんが、逆紹介率もアップしていることから、開業医をはじめ関係医療機関等との連携強化が着実に図られているものと認められます。

(6) 一般会計からの繰入金につきましては、収益的収入及び資本的収入合わせて5億6,000万円であり、そのうち繰入基準外の繰入れが1億7,050万円であります。いずれも前年度に比べ3,000万円、4,150万円とそれぞれ減となっておりますが、今年度中に策定される次期病院改革プランの策定プロセスにおいて、市立病院の役割や医療機能、今後の経営収支の見通し等を踏まえ、基準外繰入れの在り方について引き続き十分な検討、協議がなされることを期待するものです。

次に、16ページ、(7)の今後の病院運営等につきましては、令和2年度の経営状況や一般会計からの繰入れ状況等から、引き続き経営健全化に積極的に取り組んでいく必要があると考えております。そのためには、開業医など地域の医療機関との連携強化により紹介、逆紹介を推進し、患者確保に努めるとともに、引き続き医療ニーズに対応する適切な病床管理及び運営をはじめ、地域医療構想や新改革プランなどを踏まえた病院機能の充実強化等を図っていくことが求められます。

寒河江市立病院につきましては、病院事業管理者の下、部門ごとに組織目標を掲げ、職員が一丸となって目標達成に取り組んでいるなど、新体制を生かした業務運営が行われてきており

ます。これらの成果を生かし、今後さらに市民のニーズに応え、市民及び地域から信頼される地域医療の拠点病院としてその役割を持続的に果たしていくことを期待いたします。

次に、水道事業会計について申し上げます。

35ページの4、むすびを御覧ください。

(1) 概況につきましては、年間総配水量は給水人口の減により前年度に比べ18万8,047立方メートル、有収水量は14万909立方メートル、それぞれ減少しております。

一方、有収率につきましては、老朽管の更新や漏水調査による修繕工事などにより前年度に比べ0.5ポイント上昇し、89.1%となっております。

(2) 経営状況につきましては、①水道事業収益は10億1,475万5,000円で、前年度に比べ2,368万7,000円、2.3%減少しており、②水道事業費用は9億4,416万4,000円で、前年度に比べ305万円、0.3%の微減となっております。

36ページ、4行目の水道事業損益につきましては、経常収益10億1,475万5,000円、経常費用9億4,293万2,000円で、差引き7,182万2,000円の経常利益となりますが、特別損失123万1,000円が生じておりますので、当年度純利益は7,059万1,000円で、前年度に比べ2,063万7,000円、22.6%の減となっております。

(3) 経営指標等に基づく経営分析につきましては、42ページ及び43ページの別表3にお示ししておりますが、支払い能力を示す流動比率や営業活動の能率を示す営業収支比率をはじめ、おおむね良好な数値となっております。

37ページをお願いいたします。

寒河江市水道ビジョン計画値と令和2年度実績を比較しますと、表のとおり純利益や耐震化率など計画値を上回っており、同ビジョンに沿った水道事業運営が行われているものと認められます。

(5) 今後の水道事業運営等につきましては、

今後の水需要の見通しは、市内における住宅着工やアパート新設等により給水戸数は増加しておりますが、給水人口の減少や節水意識の高まりなどにより、水需要量は減少傾向にありますことから、水道料金収入の伸びは期待できないと考えられます。

一方、水道水の安定的な供給のためには、基幹施設の更新整備や耐震管による老朽管の布設替えなどを計画的に進める必要があります、今後そのための改修費用が見込まれることから、これらの財源を確保していくためには、安定的、持続的な財政基盤及び財政運営が求められます。

寒河江市水道ビジョンで示された水需要の見通しや施設整備等の課題などに的確かつ計画的に対応し、より一層効率的な経営に努め、市民生活や社会経済活動の重要な基盤である安心安全な水道水の安定供給に努められるよう要望いたします。

最後に、下水道事業会計について申しあげます。

公共下水道事業及び浄化槽整備事業は、令和2年度から地方公営企業法を適用し公営企業会計に移行いたしました。

56ページの4、むすびを御覧ください。

(1) 概況につきましては、年間総流入水量は前年度に比べ10万5,237立方メートル、有収水量は2万4,743立方メートル、それぞれ増加しております。

一方、有収率につきましては、前年度に比べ2.0ポイント減少しておりますが、これは豪雨等により年間総流入水量が増えたことが影響しているものです。

(2) 経営状況につきましては、①下水道事業収益は14億5,145万5,000円で、うち営業収益は6億2,798万7,000円、営業外収益は8億2,346万8,000円となっております。

②下水道事業費用は14億3,736万4,000円で、うち営業費用は12億6,167万8,000円、営業外費

用は1億6,583万6,000円となっております。

以上により、下水道事業損益につきましては、経常収益14億5,145万5,000円、経常費用14億2,751万4,000円で、差引き2,394万1,000円の経常利益となりますが、特別損失985万円が生じておりますので、当年度純利益は1,409万1,000円となっております。

次に、57ページ、(3)の経営指標等に基づく経営分析につきましては、62ページ及び63ページの別表3にお示ししているとおりですが、寒河江市下水道事業経営戦略の計画値と令和2年度実績を比較しますと、57ページ中段の表のとおり純利益や普及率、水洗化率は計画値を上回っており、公営企業会計への移行初年度については、下水道事業経営戦略に沿った下水道事業運営が行われているものと認められます。

(5) 今後の下水道事業運営等につきましては、水洗化戸数及び対象人口は未普及地域の整備促進により増加傾向にあり、特に公共下水道の普及により下水道使用料の増加が見込まれます。新規利用者拡大に向けた優先整備などの柔軟な対応や普及促進活動、水道事業と一体となった納入指導などの展開が効果を上げておりますが、今後さらなる普及活動の推進が望まれます。

今年度中に見直しを図ることとしております寒河江市下水道事業経営戦略における経営の健全化及び効率化などへの積極的な取組を通じ、市民への持続的かつ安定的な下水道サービスの提供を期待いたします。

報告は以上でございます。

散 会 午前10時38分

○國井輝明議長 本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

令和3年9月3日（金曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	太田陽子	議員
3番	鈴木みゆき	議員	4番	安孫子義徳	議員
5番	月光裕晶	議員	6番	後藤健一郎	議員
7番	渡邊賢一	議員	8番	古沢清志	議員
9番	佐藤耕治	議員	10番	太田芳彦	議員
11番	阿部清	議員	12番	沖津一博	議員
13番	荒木春吉	議員	14番	柏倉信一	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	伊藤正彦	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（1名）

11番 阿部清 議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長
武田伸一	企画創成課長	大沼利子	財政課長
高林清美	市民生活課長	東海林恒	防災危機管理 課長
猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	小林博之	商工推進課長
山田良一	さくらんぼ観光 課長	鈴木隆	健康福祉課長
佐藤肇	学校教育課長		

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	総務主幹
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

議事日程第2号 第3回定例会
令和3年9月3日(金) 午前9時30分開議

再開
日程第1 一般質問
散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問

再開 午前9時30分

○**國井輝明議長** おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

○**國井輝明議長** 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、1議員につき答弁時間も含め60分以内となっておりますので、要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

令和3年9月3日(金)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	農業全般について	(1) さくらんぼの凍霜害等について (2) 「さがえルビー紅秀峰」について (3) 近年にない不作となった要因について (4) 凍霜害防止策について (5) 支援策の検討について (6) 秋の果物の被害状況について (7) 「訳あり品」も含め今後の販売について	10番 太田芳彦	市長
2	コロナのワクチン	(1) 接種を終えた方について		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
	接種について	(2) 8月末までの接種について (3) コロナ感染の7、8月の増加について (4) 9月以降の接種について		
3	防災について	(1) 防災士の現況について (2) 防災士の育成について (3) 防災士の地域での活動について (4) 個別避難計画の作成の進捗状況について (5) マイタイムラインの作成について	2番 太田陽子	市長
4	デマンドタクシーの運用について	(1) デマンドタクシーの交通空白基準の緩和について (2) デマンドタクシー利用の緩和について (3) 交通弱者への配慮について		市長
5	感染症拡大防止対策で混乱と混迷が続き、深刻な影響を受けている地域経済の再生、市民生活の再建に向けたゼロコロナ緊急対策について	(1) 首都圏をはじめとした医療崩壊によって帰郷した里帰り出産の妊産婦へのコロナワクチン接種について (2) 伝統野菜「子姫芋」の地産地消推進について ア コンテスト入賞作品レシピの活用について イ 宴会場のある飲食店の芋煮助成について ウ 体験農業等修学旅行受け入れについて エ 慈恩寺テラス緑地及びチェリーランド芋煮広場の活用について	7番 渡邊賢一	市長
6	動物愛護を推進し、尊厳ある生き物と快適に暮らせる笑顔あふれる社会の実現について	(1) 致死処分ゼロに向けた課題について ア 猫の避妊・去勢補助金申請件数について イ オンライン講習会や仮称「わんにゃんパスポート」交付等啓発について ウ 里親探しについて (2) 改正動物愛護法への対応について		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		ア 最近の苦情件数について イ 多頭飼育等の課題解決について		
7	特定外来生物や害獣等の被害の予防について	(1) 現在の状況について (2) 現在の市の対策と市民のやるべき対策について (3) これから甚大な被害をもたらすであろう動植物への予防策について (4) 地域住民との連携や周知について	5番 月光裕晶	市長
8	冬季の通学について	(1) 冬季の通学路の合同点検について (2) 冬季のスクールバス運行について (3) 学生の最寄り駅までの交通手段について		市長 教育長
9	ふるさと納税について	(1) 令和2年度の寄附額について (2) 今年度以降の目標額について (3) 今後の課題解決に向けた取り組みについて	14番 柏倉信一	市長
10	令和2年度決算について	(1) 令和2年度決算の概要について (2) 財政調整基金の目標額について		市長

太田芳彦議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号1番、2番について、10番太田芳彦議員。

○**太田芳彦議員** おはようございます。

2年ぶりの一般質問で、少し緊張しております。令和の会の太田芳彦です。よろしくお願いいたします。

今年の夏は、前半が猛暑続きで、お盆に入ったら涼しさを乗り越して寒いと思うような日々が続く、西日本では豪雨災害が続発して人命まで失う大変気の毒な報道が毎日のように放映されており、災害は忘れた頃にやってくるといった格言は、今の時代では通用しないようです。災害に遭われた関係各位にはお見舞いとお悔やみを申しあげたいと思います。

また、コロナ禍の中で、1年遅れで東京オリ

ンピック2020が7月23日から開催され、ほぼ無観客の中で行われました。日本のメダルラッシュに日本列島が歓喜に包まれました。現在もパラリンピックが行われており、こちらもメダルラッシュが続いております。選手の方、ボランティアの皆さん、どうぞ頑張ってくださいと思います。

それでは、通告番号1番、本市の農業全般についてお尋ねをしたいと思います。

初めに、さくらんぼの凍霜害についてお尋ねしたいと思います。

4月の霜害などの影響で生産量が大幅に減る事態に見舞われているとの記事が7月4日付の山形新聞に掲載されています。本市では県奨励品種紅秀峰の栽培に力を、紅秀峰の里とPRしてきましたが、主力品種の佐藤錦以上に深刻な不作のようですとの解説がありました。また、本年は紅秀峰の品種登録30周年を迎え、佐藤市

長におかれましては、コロナ禍の中、さくらんぼにかける思いは強いものがあつたと推察されますが、市長の見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

太田議員から、さくらんぼの凍霜害についての御質問いただきました。

さくらんぼについて、昨年のさくらんぼシーズンについては、新型コロナ感染症の第1波による全国的な緊急事態宣言の余韻が残る状況で、市内の観光さくらんぼ園の開園自粛、それから各種イベントの縮小、中止などの判断もありましたので、そこから時間をかけて新しい生活様式に対応したさくらんぼ観光の受入れのガイドラインなどの準備を進めてきて、今年こそは寒河江市を訪れる多くの皆様に寒河江のさくらんぼを楽しんでいただければとの思いが大変強かったと思います。加えて、御指摘のとおり、今年は長年ブランド化に取り組んでまいりました紅秀峰が品種登録から30年の節目の年ということで、それを記念したイベントの開催や、首都圏でのさがえルビー紅秀峰の販売開始キャンペーンなどを大々的に展開しながら、これまで以上に寒河江産紅秀峰の知名度を高めるという絶好の機会と捉えていたわけでありましたが、しかしながら、御案内のとおり、今年のさくらんぼについては、4月の10日から11日、そして15日の霜による被害ということ、それから、その後の満開期の天候不順なども重なって、これまで経験したことのない不作という状況になったわけであります。

農家の方におかれては、贈答用のさくらんぼを確保していかなければならないということで、観光さくらんぼ園の開園ということで、大変苦渋の選択をされた、苦勞されたともお聞きをしています。我々としては、その営農意欲の減退が大変心配される状況になったところでありませう。

そうしたことからおもんばかりますと、2年続きの災難に見舞われたわけでありますので、私としても大変悔しい思いがありますが、農家の皆さんからも今年お話を伺いますと、来年こそ頑張るといような力強い答えをいただいておりますので、市としても来年以降を見据えて、今後はこうした事態が生じないよう、万一発生したとしても被害を最小限に抑えられるよう、そして農家の皆さんが安心して営農を継続できる体制をいち早く構築していく必要があるということに改めて肝に銘じているところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

ただいま答弁をいただきました。やはり市長がおっしゃったように、過去のことを引きずっても何も始まらないわけでありますので、来年に向けてひとつ努力をしていただきたいと思います。

私も、三泉の親戚の家に毎年収穫の手伝いに行っております。昨年は早生種から始まり紅秀峰まで40日間ほど行っておりましたが、今年は10日程度の日数で終わりでした。JAさがえ西村山によると、今季の収穫量は1,000トンを下回るのではと予想しておりましたが、そこでお尋ねします。

比較する意味で、ここ3年間のさくらんぼの出荷量を教えてください。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御案内のとおり、さくらんぼについては贈答用をはじめとした個人間取引が非常に多い作物なわけでありまして、市全体の出荷量を何トンだというふうには把握するのは大変難しいわけでありませう。そういった観点から、今日お答えするのは、JAさがえ西村山営農生活センター管内の露地物のお荷量ということに御容赦をいただきたいと思います。

それによりますと、令和元年のお荷量は366

トン、令和2年は435トンということであり
ます。それで、今年は234トンということで、令
和元年比で63.9%、令和2年比で53.8%とい
う状況になっております。

不作の年などは一般的に、先ほど申しまし
たが、贈答需要の長年の顧客の方を大事に
して、個人取引分のさくらんぼの確保とい
うのが優先されるというわけでありませ
うので、収量の落ち込みよりもJA出荷分
がさらに落ち込むという傾向があるとい
うお聞きをされているわけでありませ
うけれども、想像以上の落ち込みの結果
なのではないかと思っております。そう
いった観点からすれば、霜の被害の大
きさ、深刻さを表す結果ではないかと
認識しております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 今、数値お聞きしまし
たけれども、昨年より約100トンほど減
っているということで、先ほど市長から
もありましたように、収穫量といいま
すと贈答から何からありますので、そ
れはやっぱりつかめないのかなと私も
思っているところでございます。

贈答に関しては、佐藤錦はほぼ8割、9
割贈答に回ったのではないかなみたい
な気がするんですが、紅秀峰におきま
しては、ほとんど最初から予約取消し
ということの対応を取ったところが多
かったようです。

次に、売上高はどのようになったのか
、これも3年間の数値を教えてください
ます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 売上高についても、JA
さがえ西村山の寒河江営農生活セン
ター管内の取引実績ということでお
答えをさせていただきたいと思いま
す。

令和元年が8億1,900万円、令和2
年が9億2,600万円で、今年が5億
8,100万円ということで、令和元年
比70.9%、令和2年比62.7%とい
うことでございます。

また、販売単価については、平均で、
令和元年がキロ2,237円、令和2年
が2,127円、これに対して令和3年
が2,481円ということで、令和元
年比244円、令和2年比354円の
上昇ということで、需要に対する品薄
感が反映され、単価が押し上げられ
ている状況になっております。

山形県さくらんぼブランド力強化推
進協議会によりまして、行政報告で
も申しあげましたが、販売単価は過
去最高値を更新することが見込まれ
ているという状況にあります。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 金額にして昨年度より
4億円ぐらい落ち込んでいると。で
すが、市場単価は過去最高というこ
とで、2,400円ほどついたという
ことで、こちらのほうはよかったです
のではないかなというような気がし
ているところでございます。

4月の降霜はダメージを受けやすい開
花前に発生して、10日から11日
には気温が最も低い園地で氷点下
4.8度まで下がり、多くの雌しべ
が凍り枯死した。冷気は低地にた
まるため、河川近くでは霜害に遭
いやすく、寒河江市の北に位置す
る三泉地区のほか、最上川に近い
南部地区なども被害が大きかった
ようです。南部地区の生産者の一
人は、佐藤錦が90%減、紅秀峰
は95%減だとし、紅秀峰は実が一
、二個しかなくてない木もあつた
。贈答の注文は全て断ったこと
でございます。

紅秀峰は、市内の旧県園芸試験場
で開発され、1991年に品種登録
されました。市は、苗木購入、
植え替え、雨よけハウスの費用補
助を行い、栽培面積は57ヘクタ
ールまで拡大。品種登録30周年
の今年は、厳選品をさがエルビー
紅秀峰の名前でブランド化し、首
都圏などで販売する予定であり
ましたが数量は少なくなる見通し
だとありましたが、結果的にどの
くらいの販売数量になったのか
教えてください。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 さがえルビー紅秀峰、これ厳選品ということで、紅秀峰ルビーの会会員が統一した栽培管理の下に、通常の出荷よりもさらに厳しい等級区分の下に選抜された紅秀峰を寒河江市の最高級トップブランドとして確立することを目的に目指しているものでございます。

今年は、シリアルナンバー入りのブランディングカードというカードを作って、それを入れて出荷するというので、首都圏の高級百貨店などにおいてプロモーションを行うという予定をしておりましたが、御案内のとおり霜の害の状況を大きく受けて、十分な確保が見通せないという状況であったことから、このプロモーションは断念をしたということになってしまいました。

また、収穫時期に高温が続いたということで、なかなか着色が進まない状況がございました。さがえルビー紅秀峰、販売可能な等級というのがルビーの会基準では秀以上、ところが一般の市場流通における等級としては特秀以上ということで規格をしておりますので、不作と着色が進まないということで、大変数量が限定されてしまったということで、出荷された数量は190キロにすぎませんでした。昨年の10分の1程度というふうになってしまったわけでありまして。しかしながら、数少ない希少な最高級品として首都圏の市場に出荷されたわけでありまして。

ちなみに、さがえ西村山紅秀峰品評会の特選を受賞したルビーの会会員の桐箱入りの紅秀峰500グラムについては、東京中央卸市場の大田市場において、史上最高の60万円で落札をされております。そういう意味では、寒河江産紅秀峰に対する高い評価と信頼が示された結果ではないかと思っております。

ぜひ来年はより多くのさがえルビー紅秀峰が流通していきますように期待しているところでございます。

○國井輝明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 答弁をいただきました。出荷量が190キロということで、昨年の10分の1程度と。ですが、単価的には500グラム60万円で売れたということで、こちらのほうはよかったですでないかというような気がしておるわけですが、随分やっぱり落ち込んだなという気がしております。

総体的にさくらんぼは近年にない不作になったようですが、その要因はどのように捉えているのかお尋ねいたします。

○國井輝明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど来、御答弁申しあげているわけでありましてけれども、そもそも去年の12月以降、大変な大雪で枝折れなどもあったということと、それから、1月から3月上旬にかけて最低気温がマイナス10度を下回る日が多かったということで、小花とか雌しべの枯死、いわゆる凍死、凍害が発生していたわけでありまして。

その後、平年並みから高めの気温で推移したということで融雪の時期が早まって、平年並みの生育に戻ったわけでありまして、4月上旬から中旬の開花前の時期に御案内の霜の被害が発生したということでありまして。その低温に弱い時期である開花前のつぼみを霜が直撃したということで、雌しべの枯死の発生が多く確認されているところであります。

その後も開花期間中の低温、それから降雨、強風といった天候不順による蜜蜂の活動が低下したことが、最終的には、残された正常な雌しべの受粉、結実につながらなかったというふうになっております。

これらのマイナス要因が複合的に重なったものと考えているところでございます。

○國井輝明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 以前ですと、天気予報を聞いて、霜が落ちそうだから火をたくとか、スプリンクラーを回すとか、風を送るとか、いろんな工夫を用いながら防霜作業を行っていた。そのよう

な作業も最近ではあまり見かけない作業ということになったようであります。三泉地区の専業農家にその辺のところを尋ねてみましたところ、特に紅秀峰は実のくつつきが大変よく、芽かき、摘果などに多くの作業時間を割くことになり多大な雇用が必要になるため、ある程度霜害に遭ったほうがなり過ぎないため、防霜対策はあまりしなくなったとのお話でございました。

しかし、今年のような不作になってしまうと、そもいってもいられません。収穫前に仲間の議員と、三泉地区で水が凍結時に熱を放出する原理を活用し、花芽に水をまき続け、表面を凍らせ、内部を過度の低温にしない散水氷結法を導入した畑を見させてもらいましたが、平年並みの作柄状況で、間違いなく効果があったと感じてまいりました。

県と市町村は散水氷結法の導入費用を補助する事業の要件を緩和して生産者を支援する考えで、寒河江市内では複数の生産者が導入意向としています。

水利が悪く、井戸を掘っても水が出ない可能性がある園地では、暖房機で温風を巡らせる方式が有効だと指摘があり、県によると、この設備導入にも補助事業が活用可能としております。

農家の関心は、設備費が10アール当たりどのくらいかかるものなのか関心があるところがございますので、ぜひ教えていただきたいと思っております。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** まず、お尋ねのありました散水氷結法であります。10アールで1時間当たり2,000リットル程度の水量が必要だということで、安定した水源の確保というのが必須になるわけです。この水源を地下水により確保しようとした場合、治水や水脈の深さなどによって金額は大きく違うわけですけれども、今回補正予算に計上させていただいた魅力ある

園芸やまがた所得向上支援事業の要望調査の結果を見ますと、井戸掘削40メートルで80万円程度ということになります。これに水をくみ上げるためのポンプや制御盤、電気工事、諸経費などを含め150万円程度かかるということで、40メートル掘削する場合の地下水による水源確保は、最低でも約80万円プラス150万円で約230万円が必要だというふうになるようでございます。また、散水設備、資材にそのほか30万円程度必要だということで、合わせますと、10アールの園地で散水氷結法を行うには総額260万円程度は必要になるという試算であります。

しかし、このような水源確保、霜対策以外にも、日常的にかん水などの栽培管理にも利用できる、使用できるというわけでありまして、高品質なさくらんぼの安定生産に有効な取組であると考えております。

それから、もう一つありました水源の確保が困難な園地などについても実施することが可能な凍霜害用の暖房機による園地内の温度を保つ方法でありますけれども、これ園地の条件や温度変化に対応するための必要な熱量、またはそれを満たすための機械の性能などが県のさくらんぼの振興指標に示されておられません。そういう状況であります。一概に整備費用はどのくらいだということは申しあげられませんが、熱出力33.3キロワットでダクト接続可能な移動型のジェットヒーターの場合、1台当たり30万円ということで、これを必要台数そろえた上で、そのほかに、対応する電源や燃料タンクの確保が必要になると聞いているところであります。

参考までですけれども、先ほど御指摘のあった、以前から行われた燃料資材による、燃やして熱量を確保する防霜対策であれば、10アール当たりの費用というのは、3時間で2万5,000円から3万5,000円ほどだと聞いております。

さくらんぼ農家の皆さんには、園地の条件と

かコストなどを十分考慮していただいて、各種支援などを有効に活用して適切な対策を講じていただきたいと考えております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** やはり相当な設備費がかかるんですね。260万円というと、誰でも彼でもがやれるという設備ではないような気がしております。

今回の被害は規模が大きく、産地としての存在感を揺るがしかねない。紅秀峰の本場と自負する本市は、品種の知名度を高めるためにも、消費者からの期待や信頼を維持するためにも、来年が正念場となります。

支援メニューの利用促進に加え、求めがあれば支援策検討も望みたいと思うのでありますけれども、この辺の対応はどう考えているのかお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今回の補正予算においては、先ほどの散水氷結法などの導入支援のほかに、防霜対策のほかに、気象災害等対策生産資材緊急支援事業費補助金というものを計上させていただきました。

この補助金は、4月の霜の被害、それからそれ以降のひょうの被害などによって、平年の収穫量に対して5割以上の被害を受けた専業的農業者の方を対象に、来年作に向け必要となる肥料や農薬などの資材購入費相当について、被害割合に応じて定額を支援するというものになっているところであります。

また、農業分野では、災害による減収などを補償するための国の制度として、6月議会でもありましたが、収入保険それから農業共済制度があるわけでありまして、どちらの制度も掛金の半分を国が負担するという制度になっているわけでありまして。万が一に備えて加入している農家の方もいらっしゃるわけでありまして。特に収入保険については、販売収入全体の減収をカ

バーするという制度になっておりますが、寒河江市内の加入者は31名ということでありまして。山形県全体の加入率も東北6県で一番低いという状況になっております。加入率が低い要因の一つは保険料が高額だというわけで、そういう声も聞かれるわけでありまして、先般、8月18日に開催された山形県の市長会総会において、県に対して収入保険の加入促進のための支援制度創設についての要望を私のほうから提案させていただいたところでございます。

寒河江市としても、県等と協力しながら、今年のような不作の原因となる降霜などの気象災害対策を強力に進めるとともに、発生した場合の保障である収入保険などのセーフティーネットへの加入を一層推進してまいりたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

ここからは、さくらんぼ以外の作物についてお尋ねをしたいと思います。

農家の方に伺ったところ、米は被害がなく順調だとのことでした。果樹に関しては全てにおいて被害に遭っているようですが、どの程度の減収になるのか教えていただきたいと思っております。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 山形県のほうで8月19日に、この春の霜による農作物の被害について7月末の速報値で、全体で4,191ヘクタール、129億8,000万円に上ると、こういうことを発表したわけでありまして。そのうち果樹については4,170ヘクタール、129億4,200万円ということ、対象になった果樹は、もちろんさくらんぼのほか、西洋梨、桃、リンゴ、柿、ブドウなどとされております。

市内の状況、被害状況であります。さくらんぼ以外について申しあげますが、既に収穫が始まっている桃、スモモについては、霜による

目立った影響は見られていないということであり、ブドウについては、地域や栽培状況により、通常果実として生育させる花が霜の被害を受けて、2番手、3番手の花を生育させたために、収穫時期のばらつき、品質への影響が発生しているということでもあります。それから、西洋梨については収量的な影響は見られないということですが、霜の影響によるさびの発生、それから果実のいびつなものが若干見られるということでもあります。リンゴと柿については、霜による、さくらんぼ同様に雌しべの枯死などによる着果量に大きな影響が発生しているということでもありますし、特にリンゴについては、通常果実まで生育させる中心花に影響が大きく、通常は摘花される側花を用いて生育を行っている農家の方もあって、西洋梨同様、さびの発生、果実のゆがみが懸念されているということでもあります。

これらの状況を勘案して、霜による秋の果物の被害額、市内で8,000万円を超えるのではないかと推計をしているところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

中でも、これから最盛期を迎えるリンゴ、ラ・フランスに関しましては、やはり今、市長がおっしゃったように、中心花が枯死したため、形が悪かったり、さびがひどかったりしているようです。また、6月20日の降ひょうによる被害もあり、私の友人は踏んだり蹴ったりだとがっかりしておりました。

後日、仲間の議員にこの話をしたところ、ぜひ現場を見たいとのことで、現場を視察させていただきました。園主は、ひょうに遭ったものはジュースに回すしかないとおぼしておりました。これから消毒も何回かしなければならず、来年のことを考えればこれからの防除をやめるわけにもいかず困っているとの話でございました。

もうすぐ出荷も始まるわけでございますが、こういったいわゆる訳あり品、ネットなどでよく使われる言葉ですが、何とか農家の方の収入が上がるように、行政もJAも一緒になって頑張っていたきたいと思いますが、今後の販売について市長の見解をお聞きしたいと思っております。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいまお話ありましたが、特にリンゴについては、側花を残した生育ということで、多くのいわゆる訳あり品の発生が懸念されている状況であります。現段階ではどの程度の量になるかということがなかなか見通せない、不明な状況であります。今後の生育状況を注視しながら、何とか農家の皆さんの所得を確保していくということで、JAとも協力をしながら、一つはさらにふるさと納税などを活用して、訳あり品という形で活用していくなどということも考えながら、訳あり品の販売促進策について検討していきたいと考えております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** どうぞ一緒になって、JAさんと行政と一緒に今後販売に頑張っていたきたいと思っております。

本市には法人化している農家もありまして、話を伺うと、収入が落ちてても従業員には給料を支払わなければならない、市長には無利子、低利子の融資とかではなく支援策検討を要望し、農業全般についての質問は終わります。

次に、通告番号2番、コロナワクチン接種について質問をさせていただきます。

接種に当たりましては、医療関係者はじめスタッフの皆様には連日のように頑張っていたいただき、大きなトラブルもなく、スムーズな対応に深く感謝したいと思います。私は文化センターで集団接種をしていただきましたが、ほぼ予定された時間に完了しました。

そこで質問に入りますが、初めに、これまで接種を終えた方は何名おられるのかお聞きした

いと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 新型コロナウイルスのワクチン接種についてでありますけれども、行政報告でも8月27日現在の接種率について報告をさせていただいておりますけれども、直近の状況についてお答えをしたいと思います。

8月31日の時点でワクチン接種記録システムから確認したデータを基に申し上げますと、1回目の接種を終えた方は2万2,484人ということで、市の全人口に対して55.5%であります。2回目の接種を終えた方は1万8,526人、市の全人口に対しては45.7%ということになっているところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 医療関係者も含めた市民は高齢者から始まって低年齢に接種していると思えますけれども、8月末でどの年齢層まで来たのか教えていただきたいと思えます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御案内のとおり高齢の方から接種を開始したわけでありましてけれども、今現在は、65歳以上の高齢者の方については90%以上の方が接種を終えております。それから、64歳から60歳までの方についても約85%以上の方が接種を終えておられるという状況でありますから、60歳以上の接種を希望する方についてはほぼ完了したと考えています。

それから、その下の年代で50歳代以下の1回目の接種を終了した方について申し上げますと、59歳から55歳までの方、約75%。それから、54歳から50歳までの方は約56%。それから、49歳から45歳までの方は約32%となっております。

それから、8月31日にも集団接種をしたわけでありましてけれども、その状況などから推察をしますと、8月末時点ではおおむね40代後半の方に1回目の接種、それから、おおむね50代後半の方に2回目の接種をしているという状況に

なっております。

それから、それ以下の年齢、44歳から19歳までの方については約25%前後の接種率になっているのでありますが、これは優先接種の医療従事者の方とか高齢者施設従事者の方、基礎疾患者、それから警察、学校、保育所などの従事者の方、それから職域接種や大規模接種で接種された方が多いと思われるわけでありまして。

それから、18歳以下の小中高生については、小児科医を配置いたしました8月27日からの集団接種から開始をしているという状況になっております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 本市は順調に接種が進んでいるということで、安心をしております。

コロナ感染者は一時減ったものの、7月、8月は増加しており、山形県も同様に増加傾向にあると思えますけれども、市長の見解を伺いたいと思えます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ちょっとその前に、先ほどの御質問で答えが、49歳から45歳が約32%というのが正解でありました。私、49歳を46歳と、こういうふうに申しあげました。大変失礼しました。訂正をさせていただきます。

それから、コロナの感染者については、7月、8月が全国的に増加しているわけでありましてけれども、山形県でも、御案内のとおり、第5波の対策として8月20日から9月12日まで県独自の感染拡大防止特別集中期間というものをつけて、各市町村が連携して集中的に感染防止対策に取り組んでいるという状況であります。

本市の感染確認者の状況、御案内でありましたけれども、3月下旬に飲食店関係者それから高齢者の感染が急激に拡大したということで、3月27日から4月11日までの16日間、県とともに緊急事態宣言を発令したわけでありまして。その後、5月29日から7月9日まで42日間につい

ては、いろんな対策を講じたことによって感染者が確認されていない日が続きました。落ち着いてきたというふうに思っておりますが、しかし、この第5波の影響によって、寒河江市内においても7月が13人の感染者、それから8月については34人ということで、幼児や小中高生を含めた若い人の感染者が増加傾向にあります。

3月の52人、4月の46人の感染者から比べるとやや感染者が少ない8月の数字にはなっているわけでありますけれども、しかしながら、デルタ株など新たな変異株、それから県外との往来に起因する感染拡大が全県的にも続いていますので、市民の安全・安心のために、引き続きワクチン接種を進めていく、そして感染防止対策に全力を注いでいくということで市民の安全を守っていきたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 最後の質問になりますけれども、9月以降のワクチンの接種の予定と、希望者全員に接種が行き渡るのはいつ頃になるのかお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど経過をお話し申しあげましたが、現在は30歳までの方、それから接種を希望する12歳以上の小中高生などに対して案内を送付して、接種日の予約を受け付けているところでございます。

また、去る8月31日に県知事の記者会見で、市町村に対して受験生などのワクチン接種を優先するよう要請があったわけでありますけれども、そのことを受けまして、接種を希望する高校3年生それから中学3年生には、9月2日までに接種日の予約案内を送付させていただいたところでございます。

もちろん今後、ワクチンの供給状況、必ずしも順調とはなっておりませんが、その供給状況、それから予約の状況なども十分勘案しながら、

29歳以下の皆さんへも年齢の高い順に御案内をする予定にしているところであります。

お尋ねの接種の完了時期ということですが、安定的なワクチンの供給がなされるということであれば、10月から11月までに、希望する市民の皆様には接種が完了するのではないかと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。医療関係者とスタッフの方々には、大変でしょうけれども、健康には十分留意され、頑張ってくださいと思います。

予定した時間が少し残っておりますので、国の対応について若干申しあげたいと思います。

私の感覚から言わせていただきますと、日本という国は経済大国で医療大国であると思っておりますが、コロナワクチンにおいてはほかの国に依存している。何でほかの国では開発、生産を実行しているのに日本が遅れているのか不思議でしたので、いろいろ調べてみました。

日本が国産ワクチンの開発に積極的でない理由は歴史にあるようです。いち早く新型コロナワクチン開発に着手したのは中国、ロシア、アメリカ、イギリスで、それはなぜかということ、戦争の歴史が大いに関係しているようです。過去の戦争で幾つもの感染症が発生して、多くの国の戦力が壊滅的な打撃を受けました。先ほど挙げた国は、軍人の約3分の1を疫病で亡くした経験をしています。だから、現在も感染症対策は国家の重要な戦略的要素であると捉え、軍事費の中に感染症やワクチンの研究費を盛り込んでいます。

新型コロナウイルス感染拡大で実用化が期待されるワクチン、開発に成功すれば、製薬企業は世界中で市場を手に入れることができます。それだけでなく、国の科学技術力の高さを示し、人類を救うことにもつながるため、各国政府や民間団体は製薬企業を巨額の資金で後押しする。

今や世界規模の開発レースが始まっています。

しかしながら、日本での製薬企業はスタートラインにすら立てていないのが現状です。ワクチン開発に対して、欧米では2020年初頭には数兆円の予算がつき込まれました。同じ頃、日本では100億円規模だったそうです。

ここからは私の考えになりますが、今年も軍事費が増額になったようではすけれども、その中の戦闘機の購入を何機か買い控えたら、1機200億円程度と聞いております、ワクチン開発に回せるのではないかと思います。戦闘機でウイルスはやっつけられません。やっつけられるのはワクチンです。そして、治療薬だと思います。

これからコロナウイルス感染症が終息に向かうとは思いますが、それ以後も何が起こるか全く分からない状況でございますので、私たち人類が安全・安心に暮らせるように国で配慮をしていただきたいと思っております。

終わりになりますけれども、もしスタッフ等が不足するような事態になったときは、我々議員も何でもお手伝いをいたしますので、市長には何なりと申しつけてくださいますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

太田陽子議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号3番、4番について、2番太田陽子議員。

○**太田陽子議員** おはようございます。日本共産党の太田陽子です。

7月にさくらんぼ共生会のあるあーるに食事に行った折、七夕の短冊を書く機会がありました。私はいつも書くのですが、世界の子供たちが平和に暮らせますように、コロナが早く収束するようにと願いを短冊に託し、飾ってもらいました。願いはなかなか届かない状況です。ア

フガニスタンは内戦が続き、私の子供と同じぐらいの世代は平和で安定した生活の経験がないと考えると、平和ぼけと言われていますが、憲法9条で守られている日本は本当に幸せだと思います。

私は、日本共産党と、通告してある質問内容に関心を寄せている市民を代表して質問を行います。誠意ある答弁をどうぞよろしくお願い致します。

8月は大雨が続き、日本全土に大きな爪痕を残しました。台風の進路が今までに例のないものだったり、秋雨前線が長く居座ったり、異常気象を痛感する現象が多くありました。静岡県熱海市や佐賀県、広島県など、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

幸いにも山形県には昨年と違い大きな災害もなく、安堵しています。今だからこそ備えが必要と思われれます。

通告番号3番、防災について質問いたします。

昨年の災害からの教訓を生かし、防災や避難の在り方など大きく変化してきていると思えます。

そこで、防災士のことなのですが、社会の様々な場で、減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識、知識、技能を有する者として、NPO法人日本防災士機構の認定した人たちです。2003年より始まり、現在、全国に21万2,878人、山形県では1,718人の資格を持つ人がいます。災害が大きくなり行政の機能も止まってしまうようなとき、地域のリーダーとしての役割や、常日頃から防災の意識を高めていく行動など、ボランティア活動を行えることが重要で、退職後の方などの取得が呼びかけられています。大規模な水害など、毎年のように起こっています。地域防災の要としての防災士の役割は重要と思われれます。コロナ禍の中、大規模な防災訓練は今ではできない現状であり、町内会単位の防災訓

練など小さな単位での取組が重要になってきています。

平成29年12月議会において辻議員より防災士の状況等が問われ、保有者数は10名という現状でしたが、現在は防災士の資格保有者などどのようにになっているのかお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 太田陽子議員から防災士の資格保有者数ということで、先ほどありましたが、この認定をしている日本防災士機構のほうに実は確認をさせていただいて、特定非営利活動法人日本防災士機構というところではありますが、令和3年の7月末現在で、寒河江市では70名の方が登録をされているということでありました。自主防災組織関係者、それから消防団退団者、それから消防本部職員及び退職者、それから防災ボランティア、民間企業の防災担当の方々などが資格を有しているという話をお聞きしたところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 10名から70名というのは、3年にしては飛躍的な数の多さでないかなと思えました。

この間、山形県主催の防災士の講習の参加などが進んでいると思われましても、育成についてはどのように考えているのかお伺いしたいと思えます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 10名から70名ということで、その70名の方について、個人情報などもあって、どういう方だというのはなかなかお聞きすることはできなかったのであります。そういう意味で、市のほうでその70名のうち把握している方については19名となっております。あとは企業の中で取得をしている方などが多いのではないかというふうに聞いているところであります。

これからも引き続きその防災士の育成というのはしていかなきゃならないということでありま

すが、先ほど来御指摘のありましたとおり、自然災害が多発しているという状況の中で、市民の暮らしを守って、災害が発生しても被害を最小限に食い止めていく、その減災・防災対策を講じていくためには、やっぱり地域の防災力というのを強化していく必要があると考えているわけであります。

災害に強い安全なまちづくりを進めていくためには、自助・共助・公助という3つの力を連携するということが重要でありまして、その中でも自助に必要な知識と技能の習得、それから共助を担う自主防災組織の充実というのが重要であると考えているところであります。

そういう意味で、寒河江市では自主防災組織などに防災士の資格取得を呼びかけているわけですが、県の防災士養成講座なども十分活用させていただいて、さらには資格取得に必要な費用について支援などもさせていただいて、引き続き防災士育成に取り組んでいるという状況であります。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 私も防災士の期待される役割というのをちょっと調べてみたのですけれども、災害発生時に自分と家族の命と生活を守るために防災セットや備蓄品を備える、自宅内の安全対策を講じる、防災訓練に参加する。2つには、防災について親族、友人知人に広めたり、地域や職場で災害への備えを促したりする。3つ目は、防災講義、防災訓練、避難所訓練を企画したり、自主防災組織などに参加したりする。被災した場合は、まずは自分と家族の身を守る。避難誘導、初期消火、救出救助活動など、地域を守る活動に参加する。被災しなかった場合は、被災地支援活動に積極的に参加する。例として、被災地のボランティア活動、物資の調達、運搬支援、職能を生かした支援などと記載されておりました。

今後どのように地域防災に防災士の力を活用

していくのかお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま太田議員のほうからも紹介がありましたが、防災士の資格を持った方は、自助・共助・協働というんですかね、を原則として、公助との連携に努めていただく。そして、減災それから防災力向上のための活動というものが期待されているわけであります。

特に被災時においては、災害であるときなどには、防災士の方それから自主防災組織の方々が中心となって避難所運営などを担っていただかなければならないと思っておりますし、また、日頃からの防災訓練、それから自主防災組織の活動などへ積極的に参加をして、市民の皆さんの防災意識の向上に向けた取組などに協力をいただくということを考えているわけであります。

そういう意味で、先ほど御紹介をしましたが、実際は70名の方が、市内に資格を持った方がいらっしゃるの、我々としては、今我々が把握しているのは19名ということでありますから、この資格を有して市やその地域の活動などに協力していただける方を、新たに登録制度を設けて登録していただいて、できるだけ70名の方、多くの方に、地域の防災力強化のために活動を支援していただく、そういう取組をしていければと今考えているところであります。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 地域防災の要として市単位で防災士の登録などを行って、地域防災力の向上に貢献していただける体制をつくるということを私も今後必要ではないかと思えます。

あくまでも自治体の役割の補助的な活動なので、やっぱり自治体が主導し危機管理を行うことなどが重要だと思います。防災士というやっぱり責任感で災害時命を落としてしまうことがないようなガイドラインの作成、先ほど私が申しあげたようなことをきちんと把握して、自治体としても取り組んでいただきたいと思います。

す。

防災士が基本的にボランティアであれば、町内会単位で常日頃から地域でできる人に、自主防災組織の会長さんもそうなんですけれども、資格取得を促して、役割の3つ目にありました防災講義、防災訓練、避難所訓練などの企画など、地域防災力の向上に貢献していただくということは今後取り組んでいただきたいと思います。

やっぱり高齢者のひとり暮らしの人の避難が遅れるなどというお話が結構ありますので、そういうときに、隣のうちの例えば陽子ちゃんであれば、高齢者の人も構えずに訓練参加もスムーズになるのではないかと昨日の夜から考えておりました。防災士を限定せず、隣の陽子ちゃんでも隣のみゆきちゃんでもいいので、ぜひ広めていって、こういうところで活用していただきたいと思います。

昨年来ずっとお聞きしていることなのですが、要支援者の個別避難計画の作成を行っていくということでしたが、進捗状況はどのようになっているのかお伺いたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 要支援者の個別避難計画の進捗状況ということでありますけれども、この御質問については、6月定例会、鈴木議員からも御質問いただいた際、お答えを申しあげているわけでありますけれども、寒河江市におきましては、地域防災計画における要配慮者の安全確保計画というものに基づいて、災害時に自主避難などが困難な高齢者の方、それから障がい者の方、傷病者の方などを対象にした避難行動要支援者名簿、それから個別避難支援プラン計画を策定して、消防、警察、自主防災組織など関係機関に情報提供を行って、要支援者の適切な避難誘導に努めているところでございます。

県内の、昨日の新聞でしたかね、地元新聞にも、要支援者に関する個別避難計画の県内市町

村の策定状況などがなかなか進んでいかないというようなところで、県内10市町村が策定されているというような記事が掲載されておりましたが、その10市町村に寒河江市が入っているわけでありまして。そういう意味で、要支援者の方に対する計画はプランとして出来上がっているというふうに御理解をいただきたいと思っております。

7月末現在、665名の方が避難行動の要支援者名簿に登録されています。この避難に際して支援が必要な方については、あらかじめ避難支援者、それから避難先、移動手段などを決定していくということが重要でありますので、現在、民生委員・児童委員、それから町会長など関係者の御協力をいただきながら、福祉指定避難所の利用なども十分念頭に置きながら、要支援者の個別避難支援計画について適宜更新作業を行っている状況になっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○**国井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 御家族の安心がやっぱり要支援者の安心につながると思っています。日々、必要な支援など更新しているということなので、少し安心しました。今後とも安心が確信になるような対応をお願いしたいと思っております。

線状降水帯など聞き慣れない言葉が天気予報などで報道されております。水害などは予測できる災害になっているようでございます。そういう中で、世帯ごとどのように避難を開始するか、何が必要かなど書き留めておき、いざというときに活用できるマイタイムラインなど、どのように活用していくのかお伺いしたいと思います。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** このマイタイムラインというのは、市民の皆さん一人一人の防災の行動計画であるわけでありまして、風水害など、気象情報などにより事前にある程度状況が予測できる場合に、自分自身が取る標準的な行動を時系列

的に整理して、自ら考え命を守る避難行動の一助にするというものでございます。このマイタイムラインを作成することによって、改めて住んでいる地域の地理的特性による水害リスクなどを認識して、各御家庭の状況に応じて自ら避難行動を考えることで、いざというときに落ち着いて行動ができるようになると、そして防災意識の向上が図られていくと考えているところであります。

そして、今年度、南部地区の自主防災組織の役員の方々を対象にして〔資料を示す〕、我が家の防災タイムラインということで、マイタイムラインの作成のための研修会をさせていただきました。それほど難しい内容ではありませんけれども、来年度以降、各地域において研修会などを実施させていただいて、このマイタイムラインの作成と活用を図って、いざというときに備えていただくように普及していきたいと考えております。

○**国井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 予測される災害の避難のためのタイムラインは、市民の皆さんや私たちにも防災の意識づけにすごくなる、活用できるものだと思います。いざというとき慌てず、そのとおりに避難を行えるよう、常に更新できる、自分で行動を確認するための道具として、とても活用ができると思いました。私もそれ頂きまして、ちょっと自分のを作ってみます。市民の防災意識の醸成のためにも活用することが重要であると思います。

100年に1回、50年に1回と言われる災害が毎年のように襲ってきています。全国各地の状況を見るに、対岸の火事とは思えない状況があります。常日頃から備えを十分に行い、市民の命を優先に考え、自主防災組織の育成など、みんなで防災について取り組める環境を整え、災害に強いまちづくりを推進してほしいと思っております。ぜひこのタイムラインについても、防災士

の方の力をお借りして、マンツーマンとかでできるような体制もつくってほしいなと思います。

通告番号4番のデマンドタクシーの運用についてお伺いします。

(1)と(2)の質問の内容が同じようなものであり、空白の緩和は利用の緩和につながるもので、まとめて1つにして質問をさせていただきます。

高齢者の方とお話する機会があると、介護保険や後期高齢者保険料が引かれると手元には僅かな年金しか残らないという声が多く聞かれ、通院に行くのにタクシーは使えないという声があります。免許証を返納したため自分で移動はバスしかないが、バス停までは遠くて利用が困難で、自由に動けない。認知症の症状が出てきたなどの声も聞かれます。タクシーを利用すると往復で6,000円もかかり大変だ。免許を返納したいが、通院など考えるとできないでいるなど、いろいろな声があります。

高齢者の生活に欠かせない公共交通の充実など、交通難民の解消をどうしていくのか。元気に安心して暮らせるまちづくりのため、高齢者に使い勝手のよい公共交通網の整備が急がれます。

国土交通省の地域公共交通づくりハンドブックでも、過疎化の進行やマイカーの普及等により、地方部では鉄軌道や路線バスの撤退という事態が生じ、いわゆる公共交通空白地域の発生が拡大、あるいは、空白ではなくても運行頻度の減少によって利用者の利便性が低下している地域が増加するなど、地域公共交通の確保が大きな課題となっていますと書いてありました。

ハンドブックでは、その地域に合わせて地域公共交通を守るようにとのことです。まさに寒河江市の喫緊の課題であると思います。

白岩、高松、八鍬など、デマンドタクシーが利用できない地域の高齢者の声を聞くと、デマンドタクシーの利用できる範囲が、バス停まで

の距離が500メートル以上という基準があるが、500メートル以内でもふだんの生活はできるが、足が痛くて歩けない。バスの本数が少なく、行きは利用できるが帰りのバスがないなどの声が寄せられています。

500メートルという基準は、高齢者にとって大きなハードルになっています。私も自分の家から500メートルはどのくらいかなと思って測ってみたところ、最寄りのコンビニでしたが、膝が痛くなったら歩けないと思いました。

西川町営バスは市立病院までは行くが、その先の医院への足はなく、また歩かなければならない。地域の中で自立して生活している高齢者の足の確保、使い勝手のよい公共交通網の整備として、デマンドタクシー運行の基準を緩和し、必要な人が利用できるような使い勝手のよい運用ができないかお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** デマンドタクシーについては、御案内のとおり、交通空白地域の解消を図るという目的で平成24年の11月に寒河江市で本格運行、運用を開始して、今年で9年目に入っております。年々登録者数を伸ばしながら、順調な運行を続けているところでございます。

現在、交通空白地域ということで、運行している対象エリアについては、幸生エリアの幸生地区、田代エリアの田代、留場地区、それから醍醐・三泉エリアの慈恩寺、日和田、箕輪、道生、菊地堂、雲河原、上河原、入倉地区、それから谷沢エリアの米沢、清助新田、谷沢地区、中郷エリアの中郷、金谷、平塩地区ということで、以上の5地区を対象エリアとして指定しているところであります。

この交通空白地域については、先ほど御紹介ありましたが、国交省の地域公共交通づくりハンドブックに示している空白地域の捉え方を参考にしているわけであります。これによりますと、地方においては駅から半径1,000メートル

以上、バス停から500メートル以上を空白地域と捉えること、地域の地形の高低差や住民の意識なども考慮し、徒歩での利用が敬遠される距離を基準とすべきことなどという考え方が示されています。

そういう意味で、500メートル以上でどうしてもなければならないということでもなくて、地域の地形の状況などに応じて基準を定めるべきだと、基準とすべきだという考え方が示されていますので、明確に基準が設定されているというわけでもないので、地域の実情に応じて定義することができるというふうにはなっているのでありますね。

また一方で、一番難問が、御案内のとおり、路線バスの運行、デマンド交通というのは路線バスの運行を補完し、公共交通の交通空白地帯の解消を図るという目的でありますから、既存の路線バスとか運行区域が競合するなどということと民業の圧迫につながらないように十分配慮する必要があるというふうになっているのであります。ここが一番関門なわけですね。難しいところ。

そうはいつでも、現状を見ますと、御指摘のとおり、交通空白地域以外でも高齢化がどんどん進行しているということで、公共交通を利用しづらい地域が徐々に広がっているというのも実情であります。そういうところ我々も認識をしているわけでありますので、したがって、デマンド交通の対象エリアの拡大ということに向けて、先ほど申しあげましたが、距離的な基準にのみとられることなく、各地域における高齢者の皆さんをはじめとする地域の皆さんの生活の実態、それから、先ほどお話ありましたが、自動車の運転免許証の返納状況などの状況などを踏まえながら、広い観点から生活者がより利用しやすい制度となるように検討していく必要があると考えておりますし、この条件の緩和については、関係機関に要請をしていく、こ

れからも要請をしていきたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** ありがとうございます。ぜひすぐにでも検討していただいて、拡大していただきたいと思います。90歳になるおばあさんから、正月に返納したいが返納できない、足がないと訴えられております。ぜひすぐにでもお願いしたいと思います。

町営バスについては、通学生の足の確保が重要で、通院などの使い勝手は本当に悪いです。私もここに8時半、9時ぐらいまでに来るバスはないかと思っておりますが、7時30分ぐらい、私のところに来て、それで8時半まで来るには中央通りのフローラの前からここまで歩いてくるという行程しかありませんでした。ぜひ考えていただきたいなと思います。あと、白岩地区の方などは通院の帰りの勝手が悪いということもあります。デマンドタクシーの利用拡大、本当に急を要していると思います。

路線バスや循環バスのエリア内なんですけれども、栄町の方なども、町なかに住む人なんか、市民浴場に行くとも痛い足がよくなるが、バス停があるため循環バスの利用ができないし、デマンドタクシーもできない、バス停まで歩いて行くのが困難、バス停から市民浴場までの距離も到底歩く距離ではないというような声も寄せられています。タクシーを何回も使う余裕はないなどの声もありますので、ぜひ安心して若い、家に閉じ籠もらないで生き生きと健康寿命を維持するためにも、高齢者の足の確保をよろしくお願いいたします。

(3)の交通弱者への配慮についてであります。先ほど来お話ししているように、国民年金受給者の年金額の低さはびっくりします。いろいろ引かれると手元に2万円から3万円しか残らないという声が寄せられています。家族と一緒に生活していても、タクシーを使って自由

に行動できる額ではありません。免許返納時に2万円分の交通券をお祝いとしてお渡ししていますが、その年だけです。その後の足の確保はどうなのでしょう。

例えば、75歳以上の高齢者、介護や障がいの認定を受けていない方に対して、年間で利用できる交通券の配付などできないかお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 交通弱者へ配慮した、そういう助成制度などはどうかということですが、昨日も何か判決があったりして、高齢者の運転による事故などがよくマスコミ、新聞などでも話題になって問題になるということですので、この高齢者の運転免許証の返納制度というのは、平成29年度より実施をさせていただいております。その年だけではないのかということ、お叱りを受けるわけではありますが、タクシー乗車券などの交付を、免許証等返納した代わりに提供させていただいているということになります。また、福祉の関係でいえば、障がい者の方を対象にしたタクシー利用券なども交付をさせていただいているということですが、議員からは、75歳以上の高齢者や、介護認定、障がい者認定を受けていない方に対する支援についてやっぱり検討していかなければならないのではないかと御意見であります。

確かに、我々としては、できる限り健康寿命を延ばしていくという意味で、そういう施策というものをやっぱり充実していきたいと思えます。そういうことによって、地域の活性化が損なわれないということになっていくわけですが、ただ、やはりそうはいつでも、なかなかそういう状況ばかりが続くわけではないわけですので、そういったことを踏まえると、確かに御指摘のような、なかなか介護認定とか障がい者の手帳をもらうとまではいかないまでも、なかなか交通手段を自ら確保でき

ないというんですかね、利用できないというケースがこれからやはり増えてくるのではないかと考えていますし、我々としてはそういったところにもやっぱり視点を当てていく、さらに、支援の手を考えていくということは、新第6次振興計画の中でもそういうところを進めていかなければならないというふうにも考えていますので、こういう支援についても、この移動支援の在り方などについても考えていく必要があるということを考えています。実態を、どういう状況なのかということも改めて調べてみる必要があると思うし、他の自治体などでもそういった事例なども参考にしながら研究していく、検討していく必要があると考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** ぜひ早めの検討をお願いいたします。高齢者も、寒河江に住んでよかったと、年取っても楽しく元気に幸せに暮らせると実感できるように、使い勝手のよい寒河江市の地域公共交通の実現をお願いしたいと思います。

また、子供たちからも、親がいないときはどこにも行けないという声もあります。私の地域から図書館や文化センターに行くことはかなり困難です。以前、夏休みに郷土研究の講座などがあり、フルタイムで働く親は送迎など大変だったと思い出しました。

デマンドタクシーを利用して友達と乗り合い、市民浴場や買物に行くという高齢者の話を聞くと、いろいろなところから来ている人と友達になり楽しいと、生き生きと暮らしておられます。使える足があるということは、生きがいにもつながっているということではないでしょうか。

先日、知り合いの90歳に近い高齢の女性から聞いたお話なんですけれども、年を取ったらキョウイクとキョウヨウだとおっしゃるんです。話を聞きますと、勉強を続けることなのかなと聞いておきますと、いや、今日行くところがあ

るのがキョウイクだと、今日用事があるというのがキョウヨウだということでした。これが高齢者の生きがい、生活の潤いがあることだという話でした。

今、コロナ禍の中、近所の方とお茶飲みも少なくなったという方も多くあります。コロナが収まり、通院だけでなく、新しくなる市民浴場や、そのほかの温泉など日替わりで通えるような交通網を整備し、高齢者も子供たちも自由に寒河江市内を利用でき、生き生きと生活できる環境を整えていただくことをお願いして、質問を終わります。

○**国井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時15分

○**国井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊賢一議員の質問

○**国井輝明議長** 通告番号5番、6番について、7番渡邊賢一議員。

○**渡邊賢一議員** 国民・立憲民主クラブの渡邊賢一であります。会派を代表し、また、多くの市民の皆様を代表させていただいて御質問させていただきます。

まず、先ほどもダブル太田議員よりありましたが、全国的に度重なる緊急事態宣言が発出され、変異株の猛威が収まりません。首都圏を中心に、罹患しても医療保険等が使えず、入院を拒否される、自宅療養を余儀なくされる、自宅で悪化し手遅れになる、不幸にも孤独死して後日発見されたニュース。特に妊婦の自力出産、元気に生まれてくるはずだった新生児の死亡のニュースは、まさに残酷の極みであります。

市民からは、こうした医療崩壊、後手後手の対策で先送りをし、自民党総裁選という派閥抗

争、権力闘争に明け暮れ、コロナの抜本的対策を確立すべく臨時国会も開こうとしない思考停止の菅政権に対し、憲法違反だ、命を軽んじている、総裁選をしている場合じゃないだろう、悪夢の菅政権と、痛烈な怒りの声が上がっているわけであります。昨日、野党からは抗議声明も出されました。本日、県と山形市役所前で座込みも行われるそうであります。

まず、コロナ禍でお亡くなりになりました方々に謹んでお悔やみ申しあげます。また、不運にも感染された皆さんに心からお見舞い申しあげますとともに、一刻も早い回復をお祈りいたします。さらに、昼夜を問わず働いている保健職員の皆様、医療関係者、エッセンシャルワーカーなど、救急救命に当たっている全ての皆様に敬意と感謝を申しあげます。

また、市民からは、オリンピックの聖火リレー、セレモニーが盛大過ぎるほどにぎやかに行われた一方で、イベントの中止や延期、営業自粛や時短要請などで経営が困難になっている飲食業、観光業の皆さん、先ほどもありましたけれども、異常気象による農作物被害やコロナ禍の影響で売上げが大幅に落ち込んでいる農家の皆さんが、一刻も早い普通の生活に戻れるよう、コロナ終息と経済回復をお祈りせずにはいられません。

さて、現在も新デルタ株や、世界保健機関ではラムダ株とかミュー株という新たな変異株の国内での感染が明らかになっているわけですが、今後、地球温暖化により北極圏の凍土が溶解し新たな病原菌が蔓延する可能性もあると指摘されていることから、まだまだ油断できない状況でありまして、変異ウイルスと全人類の闘いは先の見えない暗闇の中であります。

その中で私たちの使命は、市民の命と暮らしを最優先に守っていくこと。将来展望を見据えながら、当面の課題をしっかりと解決していかなければなりません。

さて、今回は、1つはコロナ禍の地域経済の再生と市民生活の再建に向けたゼロコロナ緊急対策、2つ目が動物愛護のまちづくりの推進の2点について、通告順に御質問させていただきます。

本日は、関係団体はじめ市民の代表の方が傍聴に来られたり、あるいはインターネットで中継を御覧になっておりますので、ぜひ市長から温かい御答弁をお願いしたいと思います。

通告番号5番、感染症拡大防止対策で混乱と混迷が続き、深刻な影響を受けている地域経済の再生、市民生活の再建に向けたゼロコロナ緊急対策についてでございます。

1つ目は、首都圏をはじめとした医療崩壊によって、やむを得ずこれも帰郷しなければならなくなった里帰り出産の妊産婦さんのコロナワクチン接種についてお尋ねをしたいと思います。

まず、これまでスピード感を持ってワクチンの確保や集団接種、個別接種が行われてきており、他の自治体よりもスムーズに進んでいることについて、関係者の皆様に敬意と感謝を重ねて申しあげたいと思います。

しかし、残念ながら、万一コロナに感染すれば、首都圏ではその多くが自宅療養として、入院できない非常事態となっております。やむを得ず帰郷して実家で里帰り出産、これは、非常に残念ですが、自己責任、自助努力ということになっております。

妊産婦の同居家族をはじめ個別対応が必要だということで、先般、議員懇談会のときも要望させていただいたわけですが、里帰り出産の妊婦が希望するワクチン接種に対して、本人及び同居家族の接種につきまして、まず、市長の概況報告にもございましたけれども、妊娠中の方へのワクチン接種につきましては、先日、8月27日開催された対策本部の会議におきまして、市長の鶴の一声ですかね、御英断をいただき、決定されたという御連絡がございました。

対象者、御本人約150名、同居の家族220名に対しまして、30日には早速接種の御案内が発送されたという連絡でございました。これに里帰りした方も加えて対応されるということで、私も非常に安心したところであります。

既に個別対応なども行われているということもお聞きしておりますけれども、現在の状況など、市長からの御答弁をお願いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 渡邊議員からただいま里帰り出産の妊婦の方、それから同居家族へのワクチン接種について御質問がありました。既に渡邊議員から半分私のお答えする部分も披瀝があったというふうに思いますが、8月23日に厚労省から各自治体に、妊娠中の者への新型コロナワクチン接種及び新型コロナウイルス感染症対策の啓発についてという通知が届いているわけです。

妊娠中の方それから配偶者などが希望する場合には、できるだけ早期に、円滑に接種を受けることができるよう特段の配慮を求めるということのでございましたので、市ではこれを受けて、医師会それから産婦人科の先生とも協議をさせていただいて、妊娠されている方、里帰り出産で市内に滞在されている方も含みますけれども、それから同居する御家族の方に対して、優先的に接種できる体制を整備しているわけでありませう。

具体的には、母子健康手帳交付台帳を基にして、現在妊娠されている未接種の方、約150名の方に対して、8月30日付で優先接種の御案内を送付させていただいております。また、里帰り出産をされる方々へは、市内及び近隣の産婦人科と連携して周知を図っているところでございます。

対象となる妊婦の方からは、主治医と接種の可否について御相談をさせていただいて、市のコールセンターに連絡をいただいて、接種会場

や接種日を調整していただくということにしております。また、同居の家族の方につきましても、市のコールセンターに直接連絡をいただいで、予約日などについて調整をさせていただくということにしているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 市長の進める安全・安心なまちづくりのこれこそ象徴だというふうに思います。安心して出産できるように、その環境づくりというものは非常に大事だと思います。里帰りした方も含めて対応いただくということで、ぜひこれからもこうした対応を続けていただきたいと思ひます。

1つ関連して要望なんですけれども、首都圏の医療崩壊が改善されない中で、大学生のワクチン接種が進まない。大学でも接種できない。それで渋谷駅前の映像などをニュースで見ると、もう300人の枠に抽せん券を求めて3,000人ぐらいが2日間で並ぶという、そうした異常な事態でありまして、親も非常に心配だということで私にも来ているんですけれども、彼らが里帰りした場合の対応もぜひ必要なんじゃないかということでありまして、今後の課題ということで要望させていただきたいと思ひますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、経済対策のほうであります。

(2)の伝統野菜子姫芋を使った地産地消推進についてであります。

1つ目が先般行われましたコンテスト入賞作品のレシピの活用ということで質問しようと思ひていたんですけれども、まず残念なニュースで、山形市の日本一の芋煮会フェスティバルをはじめ、本市も含めて秋の収穫感謝祭などと言われる催しが2年連続で中止決定を余儀なくされてしまいました。里芋だけでなく、農畜産物の流通、小売、消費にブレーキがかかってしまうのではないかと危惧されているわけでもあります。

また、米の消費についてはJ Aさがえ西村山の安孫子組合長からも請願が出されているわけでありまして、米価の大幅な引下げにつながるんじゃないかという心配も、それぞれの業界で不安に思っているわけです。

一方で、昨年度、伝統野菜子姫芋に長く親しめる新しいレシピをとということで、全国「子姫芋」料理コンテストが実施され、全国から144件もの御応募があつて、一般の部、高校生の部、子供の部、各部門で入賞作品を選定され、さらに部門ごとの最優秀作品を決定されたわけですね。例に挙げますと、スイーツ、ふわとろゴマケーキ、あるいは子姫芋とバナナのパウンドケーキ、あるいは和風料理では和風子姫芋グラタンなど、こういう誰もが食べてみたくなる料理なわけです。早速、さがえ、心地。のホームページでも大々的に宣伝いただいでおりまして、今後もさらなる取組が期待されているわけでございます。

ぜひ、これは提案なんですけれども、本市、私の地元西根出身のユーチューバーであるしおたんさんとか、みちとんさんなどいらっしゃいますし、また、現役高校生などからぜひ動画配信をお願いし、このレシピを使った様々な料理の普及について戦略を展開させていただきたいと思ひますが、市長の御所見をお伺ひしたいと思ひます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 子姫芋の料理コンテストというんですかね、昨年の11月20日から今年の1月12日まで募集を行つて、一般の部では県内外から29作品、それから高校生の部は県内の5つの高校から102作品、それから子供の部については小学生が6名、中学生が7名ということで計13作品、合計で、先ほどありましたが、144作品の応募がありました。それを受けて、寒河江市の食生活改善推進協議会長などをはじめ有識者の方から1次選考となる書類審査をいただいで、各部門3作品、合計9作品の入賞レシピを選定

いただいたところであります。その上で、2月24日にホテルサンチェリーにおきまして、日本イタリア料理協会副会長の原 宏治シェフに審査委員長をお願いして、入賞者と会場をオンラインで結びながら、生産者や飲食店関係者等による最終選考会を開催したところでもあります。

そういった去年度の取組ですけれども、今年度、間もなく子姫芋の収穫、販売ということでありますので、この入賞レシピのレシピカードを作成させていただいて、それを市内の産直施設などに配置しながら、販売の促進、レシピの普及を図っていきたくと考えております。

先ほど御指摘がありました、いろんなイベントなどで紹介をするという機会が今年の場合にはなかなか少ないということもありますので、そういったところなるべくPRできるような場を設定していきたくと考えておりますし、また、入賞以外のレシピも大変いいという評価をいただいておりますので、その入賞以外のレシピなどについても今後冊子化をするということ、あるいはホームページなどでの公開なども取組を進めていくことにしているところでもあります。

また、御提案ありましたユーチューバーの方などが調理する場面の動画配信などについても、今後検討して発信をできればと考えているところでもあります。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。ぜひブームになるような旋風を巻き起こしていただきたいと思えます。

市長、私も実は去年から作ってみているんです、空いた畑ですね。なかなかやっぱり手がかかります。本当にもう雑草との闘い、天気との闘い、また野生動物との闘いとか虫との闘い、様々ありますけれども、やっぱりできたときのうれしさ、喜びというのは格別でありまして、ぜひ、後からも課題にしているんですけれども、そういったところを、米作りもそうなんですけ

れども、芋作りの体験なども何かの商品、商品というか、その売り、その旋風の一つにできるんじゃないかなと思っております。

次に、宴会場のある飲食店の芋煮助成についてお尋ねをします。

先進自治体の消費拡大策を参考に本市でも取組ができないかということで、隣町の中山町では昨年の独自事業で、市内飲食店で、3人以上という人数もあったんですけれども、芋煮の食事をした場合に1人につき1,500円を上限に、コロナに負けるなG o T o芋煮会キャンペーンということが実施されたそうです。中山町観光協会が事業主体で実施したところによりますと、すごく好評で、利用した町民も、提供した飲食店も小売店も、もちろん生産農家も大変ありがたいとおっしゃっています。地域経済循環が見事に成功したモデルではないかなと思います。

今年も実施を検討されているとお聞きしてはいますが、このコロナ禍の宴会自粛やイベント中止によって、大きな宴会場のある飲食店やホテル、旅館などが特に大打撃を受けております。店舗規模に応じたさらなる持続化給付金などの緊急支援が引き続き必要ではないかということで、国のほうでも野党が言っているわけですけれども、昨日ですか、おととい、自民党の岸田（候補）も事業規模に応じた固定費の支援という項目で総裁選の公約にしているようです。本来なら宴会でにぎわうはずの飲食店等を救済し、芋煮会やテイクアウトに対して何らかの芋煮助成をしてはどうかと思うのですが、市長の御所見をお伺いします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 渡邊議員からありましたが、例年であれば、これからの季節、秋の収穫を喜びながら、その地域や職場で芋煮などが行われて、市内の飲食店、ホテル、旅館などでにぎやかに会食が展開されると思うわけでもありますけれども、なかなかこのコロナ禍の時期であってそう

はいかないということで、大人数の宴会はもとより、少人数のグループなどでもこうした会食については控えるよう周知が出されている状況であります。

そういったことから大きな影響を受けているのは、先ほど申しあげましたとおりの飲食店、ホテル、旅館業の方々ということでもありますので、市としても何とかしなければならないという気持ちであります。今年度、行政報告でもいろいろ申しあげましたが、いろんな経済対策、支援策などを講じてきたわけではありますが、引き続きそこは考えていかなければならないと思っております。

そういった中で、子姫芋などの生産者、飲食店などの事業者への助成と、芋煮の助成ということでどうかということではありますが、なかなか、感染拡大防止対策の徹底ということを今進めているわけではありますが、新規の感染者の発生状況、その動向などを十分見極めながらということにならざるを得ないわけではありますが、子姫芋をはじめとする市の伝統野菜については、その消費拡大というのが一つの大きな課題でもあります。そういった意味で、この子姫芋などについての話題提供して誘客や消費を拡大していく、そしてさらなる活性化をしていくということが、これからの寒河江市の農業にとっても、農業分野にとっても大変重要なことだと思っておりますので、今後の経済対策の中で検討していければと考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

次に、体験農業等の修学旅行の受入れについてでございます。

これは半分提言になるわけですが、体験農業として、先ほど言った里芋の収穫とか選別、あるいは芋洗いと真空パック詰め、あともちろん芋煮調理と試食など、秋の修学旅行の受

入れについて、県内に限ってと今のところはなっているのかもしれませんが、ぜひ進めていただきたいと思っております。庄内であればみそ味なのかもしれませんが、こっちに来てしょうゆ味を味わっていただきたいと思っております。

新聞広告によれば、去年は県内の観光業者が、仙台駅東口の発着で子姫芋の芋掘りと芋煮の昼食、あと佐藤繊維さんとか慈恩寺の見学など商品化したツアーが行われたとお聞きしました。特に小中学校では修学旅行の延期、行き先ルートの変更、宿泊なしの日帰りなど、多くの我慢を余儀なくされているわけでありまして、ぜひ、チェリーランド芋煮広場もそうですけれども、雨天時などは合宿所とか二の堰親水公園のふれあい交流村なども使ったりして、ぜひ修学旅行の生徒さん方におなかいっぱいの芋煮を味わってもらえるような、そういう体験農業など、ぜひ検討できないかと思うのですが、御所見をお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 子姫芋を活用した収穫体験については、コロナ禍以前に収穫と芋煮試食を同時に行う事業として実施した経緯があります。その際は10人以下の少人数による実施ということでありましたが、参加者は大変満足されていたということでもあります。伝統野菜である子姫芋の知名度、好感度を高める事業であったと考えているところであります。

一方、コロナ禍における教育旅行、修学旅行の実施などについては、先ほど御紹介もありましたが、行き先の選定についてはどこにするかということについては、全国的にも課題になっていると聞いております。さきの行政報告でも申しあげましたが、市内の小中学校における修学旅行それから遠足も訪問先を県内に変更しているところがございますし、中には、県内の訪問予定施設から、感染防止の観点から入場を断

られている事例などもあって、また、今後の感染状況によっては実施の再検討が必要な場合も生じてくるということでもあります。

昨年の秋にリンゴ狩りで高等学校の修学旅行を受け入れた周年観光農業推進協議会のほうでは、現在、庄内地方の中学校の修学旅行でブドウ狩りの予約を数件受けているということでございます。

修学旅行については、本市の農業、農産物、食文化の魅力を体験していただくということで大変ありがたいわけではありますが、学校側の実施方針などもあって、現在のコロナの状況で受入れ体制の整備をどうしていくかということも課題になっているわけでもあります。

我々としては今後、アフターコロナ、先ほどありましたけれども、アフターコロナなども十分見据えながら、体験農業としての旅行商品、受入れ農家の体制などを整備していただいた上で、旅行会社そして学校の動向なども十分踏まえながら、大いにPRしていく準備をしていきたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひアフターコロナを見据え検討を進めていただきたいなと思いますし、市内の小中学校の生徒さん方の学校給食ではもちろん引き続きこの伝統野菜を使ったさがえのごっつお給食で、その地産地消を内部的にも市内の子供たちにも進めていっていただきたい。これはもう既に行われているわけですが、おなかいっぱいというふうにはならないかもしれませんので、ぜひそういった量的な支援なども含め御要望させていただきたいと思います。

さて、次に、慈恩寺テラス緑地及びチェリーランド芋煮広場の活用についてお尋ねをします。

これも半分御提言なわけですが、そうした屋外緑地については、ぜひ雪降る前までに10月から12月の期間限定で、先ほどあったこの最優秀レシピの新メニューなどの試食会を、こ

れはテークアウトのような形でも結構です、飲食店組合さんからもいろいろ御協力いただいて、お店にお客が来ないならばそういうところにアルバイトで委託していただいて、様々な、その腕を発揮していただくような機会をつくってみてはどうかということでもあります。

先般、冬のイルミネーションイベントが御提案されましたけれども、会場は違いますけれども、神秘的なイルミネーションと子姫芋スイーツのコラボレーションは本市の魅力をさらに引き出してくれると思っています。土日祝日、数量限定で週替わりのそうした実演、もう人数限定で実演、あるいは数量限定のテークアウトなど、試食販売の機会などもつくっていく必要があるのではないかと思います。

冬の寒鰯まつりとかのイルミネーションと併せた道の駅スタンプラリー、湯巡りなどいろいろ提案されたわけですが、冬のイベントと併せてこれらの会場も有効活用すべきではないかと思うのですが、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御提案ありました慈恩寺テラスをはじめとするいろんな公共施設などについて、子姫芋などを活用したいろんな、例えばコンテストで入賞したレシピなどを用いたものを提供していく、あるいはテークアウトしていただくということについては、我々としても関係の団体と連携しながら様々なアイデアを出していただいて進めていくことで検討したいと思っています。

なかなかコロナの状況が見通せないというところがありますけれども、感染防止対策の観点などを十分踏まえながら、可能なところで取組を進めていければと思っています。また、イルミネーション、冬のイベントなどについても、御案内のとおりスペシャルデーというのを想定しているわけでもありますの

で、そういったときにどういっておもてなしができるかということは今検討しているところであり、なかなか、そこで飲食ができればいいわけであり、コロナの関係であってそこができないということになると、どうい取組をしながらこういう寒河江の子姫芋をはじめとする伝統野菜なども、寒河江の魅力を来場者に提供できるかということをやっぱり検討していく必要があると思っています。

そういう意味で、寒河江の、大変豊作の秋がありますから、寒河江のすばらしい農産物などについて、こういう状況の中でもPRできる部分があると思いますので、そういったところ知恵を絞りながら対応していければと考えているところでもあります。

○国井輝明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 今ほど市長からもありましたけれども、秋の収穫ですね。シーズンに入るわけですが、本当に今年は、子姫芋は、天候も何とかよくなって、豊作に近いんじゃないかという期待もございます。私の畑は昨年半分以上枯れてしまったんですけれども、今年はおかげさまで自信を持って出荷できるんじゃないかなと思っています。指導者の、同僚の沖津議員などは叱咤指導をするわけですが、それに合うような商品という栽培を私も頑張っていきたいと思います。

これも芋の最後の要望になりますけれども、昨日チェリーランドのホームページを見ていたら、6,800円で芋煮セットが販売されたようございます。なかなか高いなと。五、六人の一応セットなんですけれども。それだとちょっとどうかなというふうに思ったんですが。昨年度もあったと思うんですが、首都圏にいる帰ってこれない大学生へのいわゆる激励の品物とかそういった際に、五、六人なんていうと多分ちょっと無理だと思うんですが、その半分

の量でもいいですので、ぜひそういうところも検討いただいて、帰ってこいよの意味も込めて送っていただいたりできればありがたいなと思っています。

次に、通告番号6番、動物愛護を推進し、尊厳ある生き物と快適に暮らせる笑顔あふれる社会の実現について御質問させていただきます。

1つ目が致死処分ゼロに向けた課題についてでございます。

県によりますと、動物愛護センターで可能な限りしつけやトレーニングを行うとともに、各地域の実情に合わせて、ボランティアの協力により譲渡活動の推進を図っているそうですけれども、その結果、この致死処分、2013年度と比較しまして、犬でいうと、失礼しました、2018年の譲渡率ですね、譲渡できた率が2013年度と比較して、犬で72%から93.3%、猫で5.3%から60.6%と大幅に増加したと。致死処分数は、犬で64頭だったのが1頭、猫で2,304頭だったのが290頭ということで、5年前に比べて大きく減少したんだということが県のホームページにも載っているわけです。

本市の猫の避妊・去勢手術に対する啓発活動や補助事業などにつきましては、市長から御英断をいただき、先進的な政策を進めていただいております。市民から大いに評価され、他の自治体にも誇れる取組の一つになっております。これらは大きな成果が表れているとお聞きしました。これまでの関係職員の皆様に感謝を申しあげまして、市民団体の方からも心から感謝を申しあげたいということでありました。

こうした取組は市民からも認知され、さらなる広がりを見せており、白岩のさくらっこ学童保育施設では、動物愛護を通じて命の大切さ、貴さを学ぶ催しが、市内の動物愛護ボランティア団体と県の村山保健所の協力で昨年行われました。参加した子供たちが大変関心を持ち、家族にも地域にも波及し、動物愛護の心が伝わっ

ていったすばらしい取組だということで評価されているわけでございます。

最初に御質問ですが、この補助事業、2年前から行われておりまして、猫の避妊と去勢補助金の申請件数、これまでの実績について決算ベースで結構ですので、今年度については年度途中の実績について、お伺いをしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御質問の猫の不妊・去勢手術費補助金制度については、適正に飼養されない飼い猫や飼い主のいない猫の繁殖を抑制して、周囲に対する危害や迷惑を未然に防止することを目的として令和元年度から、2年前から実施をしているところであります。

補助金の申請件数について申し上げますと、初年度の令和元年度は去勢手術が69件、不妊手術が104件、合計173件、補助金では136万400円となっております。令和2年度は去勢手術が99件、不妊手術が152件、合計251件、補助金は196万700円となっております。令和3年度8月末現在で去勢手術が30件、不妊手術が58件、合計88件で、補助金は63万9,000円という状況になっております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。県内自治体では遊佐町、そして最近では山形市がこの補助事業をやっているとお聞きしました。

やはりこの命の尊厳というか、これをどうやって致死処分をゼロにしていくかという課題でありまして、避妊とか去勢という一つの手段だと思うんですけれども、ぜひ、こうした補助金が非常にありがたいわけですけれども、頭数も減っていくということが一番いいことだと思うのです。そうしたことが、子供たちの心にも芽生えてきたそうした動物愛護の心を育てていくことにつながるんじゃないかなと思っています。

次に、オンライン講習や仮称わんにゃんパス

ポート交付等の啓発について、これは御質問、御提案させていただきます。

コロナ禍によって地域の様々なイベントや会合が中止、または文書による協議なんていうふうになって、人と人が顔を合わせるものが困難になって、人間関係が希薄になっている。絆が引き裂かれるような状況にもなっているわけです。

本市の動物愛護セミナー教材なども、以前はセミナー開催とか、そこで教材が配付されたりしていたわけですがけれども、山形市のわんにゃんポートあるいは村山保健所の飼い主対象の事前講習会などが今現在も行われているわけですが、参加者が限られております。また、民間ボランティアが主催でSNSで呼びかけても、残念ながら限度があるということもお聞きしています。

そこで、2019年度に行った講習会、譲渡会などを新たにオンラインで開催し、参加者に漏れなくパスポートなどを交付して、いろいろその啓発を広げていってはどうかと思っております。今年度の事業に向けてどのような検討をされているのかお伺いします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 犬や猫をはじめとする動物を飼う際には、飼い主が適正に動物を飼養できるような環境と知識が当然必要だと思います。寒河江市では平成30年度と令和元年度に、村山保健所とボランティア団体えんたねとの共催で動物愛護教室を実施してきたところでしたが、現在、コロナの観点から対面式の講習会の開催は見合わせている状況であります。

今後についてでありますけれども、SNSなどを活用して、このコロナ禍の中でも、動物を飼う場合に適正に飼養できるように、飼い主の心構えでありますとかルールを学ぶ機会を提供していくために、動物を飼っている方、これから飼おうと考えている方がいつでも見られるよ

うな動物愛護教室のネット配信などを検討していきたいと考えております。そういう意味で、コロナ禍でもそういう活動は続けていききたいと考えております。

また、御質問の中でわんにゃんパスポートという御提案もありましたが、この件については、寒河江市独自でどういうものができるのか、獣医師の方、それから愛護団体の関係者の方々などから十分御意見などもお伺いして検討していきたいと考えております。

○**国井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時00分

○**国井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 午前中に市長から御答弁いただきましたけれども、SNSを使った動物愛護のネット配信ということで予定しているということでした。ぜひアクセスもいっぱいになるように進めていただきたいし、午前中にも申しあげましたけれども、ユーチューバーの活用ということで、120キロぐらいあるそうなんですけれども、鈴木詩織さんという日田にお住まいのユーチューバーです、有名な方です。この方が子猫を持って動物愛護の情報発信なんていうと、本当に全国的に広がっていくんじゃないかと期待しているところがございます。

それでは、引き続き動物愛護推進の課題ということで、里親探しについてお尋ねをしたいと思います。

多頭飼育や飼育放棄、高齢者施設入所の飼育後継者、生活保護を受けている方の飼育など、課題が多岐にわたっております。市内の動物愛護団体の方にお聞きすると、運営も非常に大変になっているとお聞きしております。また、コロナ禍でイベントや事業が中止されているので、

その民間団体の皆さんの負担する経費の割合も比重が非常に大きくなっているとお聞きしております。

そもそも村山保健所などに動物を持っていても、高齢の方のペットやけがをした動物は引き取るそうですけれども、72%の子猫などは、元に戻してくださいとか、ボランティア団体に預けてもらえませんかなどということで返されるというのです。つまり、保健所でもボランティア団体頼みの状況となっているわけです。

ぜひ、人数を制限しての里親探し、譲渡会などをオンラインを使って実施できないでしょうか。また、ボランティア活動の委託料の形で、餌代などの一部に充てていただくような補助事業が考えられないでしょうか。今年度の予定についてお尋ねしたいと思います。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 犬や猫の里親探しでありますけれども、当然、飼い犬、飼い猫の場合は、その飼い主の方が責任を持って里親を見つけていただくというのが基本になるわけでありましてけれども、飼い主が不明の場合、その犬や猫の引取りは、先ほどお話ありましたが、村山保健所の措置ということになっているわけでありまして、実際引取りに至るケースは相当な理由がある場合のみで、大半は引取りができない状況であるということは御指摘のとおりだというふうに聞いております。

市といたしましても、子猫などの繁殖や遺棄をできるだけ防止していくために、いろんな不妊・去勢手術に対する補助を行ったり、あるいは適正飼養についての市報またはホームページでの広報、さらには市内で確認されております多頭飼育の飼い主の方への訪問指導などを定期的に行っている状況であります。

実際その里親探しにつきましても、動物愛護団体の方から大変な御協力をいただいている現状になっております。そうした状況を考えます

と、保健所それから動物愛護団体と十分連携を図りながら、その里親探しの情報共有ができるような体制づくりをしていかなければならないと、体制の構築をしていかなければならないと考えておりますし、また、動物愛護団体として組織化をしていただいて、できればその活動への支援ということも、組織化された場合にはできるのではないかと思いますので、そういうことも検討していければと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。まだ団体のほうはNPOとかそういうものに発展していない、まだ途上にあるわけでありまして、そうしたところに向けてもいい御答弁いただいたなと思いますので、ぜひそういった情報発信も、あと共有できるような体制、組織づくりについても課題として、私どももこれから検討していかなきゃならないと思います。ありがとうございます。

続いて、(2)の改正動物愛護法への対応についてお聞きします。

1つ目は、最近の苦情件数についてでございます。

環境省は今年3月に、多頭飼育問題の解決に取り組むためのガイドラインということで、こういう冊子を作って〔資料を示す〕、人と動物との命や健康、生活を守るための3つの影響、飼い主の生活の状況の悪化、動物の状態の悪化、周辺環境の悪化をしっかりと把握し、それぞれに対応する3つの観点、飼い主の生活支援、あと動物の生育状況の改善、あと周辺の生活環境の改善に着目して対策を講じることが重要であると定めております。

いろんなやり方がこれから考えられるわけですが、ぜひ、今、市民生活課さんに一応部局があるわけですが、担当されているわけですが、健康福祉課、警察、あと動

物愛護ボランティア、あと社会福祉協議会、自治会、あと宅配業者ですね、乳製品販売や新聞配達の方々、行政、民間を問わず他機関と連携しながら、こうした苦情や多頭飼育に向けて体制をつくっていかなくちゃならないというガイドラインが示されているわけです。

1つ目、質問ですけれども、最近の市民からの苦情についてお尋ねしたいと思います。

以前は、畑が荒らされた、ふん尿の臭いが耐え切れない、野生化して威嚇する、繁殖期など夜鳴きするなど耳にしたわけですが、特に最近になって、空き家、空き店舗などが増え、有害鳥獣のネズミ、ハクビシン、コウモリなども発生している中で野生の猫も殖えているんだとお聞きしています。害獣駆除の専門業者からお聞きすると、今後もさらに殖えていくだろうと見込んでいるそうです。

道路や地域での飼い主のマナーアップで、最近ふん尿の放置などは少なくなったということでもありますけれども、それ以外の市民からの苦情などについてお尋ねしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 市のほうに寄せられている動物関連の苦情件数につきましては、令和2年度は17件ということでありました。そのうち猫に関するものは13件でありました。今年度は8月末現在で全部で8件ということでありました。そのうち犬に関するものが1件、猫に関するものが6件となっております。苦情の内容のほとんどがやはり猫によるふん尿被害に関する苦情というものが多いうふうになっているところでもあります。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** そうした被害を、苦情を減らすためにも、今回出たガイドラインに沿って、多頭飼育等の課題を解決していかなければならないと思っています。改正動物愛護法では、関係機関が連携して多頭飼育を未然に防止したり、

万一発見された際の対応、地域でのフォローアップ体制をつくっていくために、連絡協議会という横の組織をつくってチームで対応していくということが一応目標ということになっているわけでありまして、本市ではどのように進めていくお考えなのかお尋ねしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほどガイドラインの紹介ありましたが、多頭飼育につきましては、飼い主の方が御自身では適正に飼養しているつもりでも、実際は管理ができていない状態になっている場合が多いということでありまして、生活環境悪化の影響によって周辺住民の方々とトラブルに発展している事案がよく見受けられるということでありまして。また、多頭飼育をしている方の中には独り暮らしの高齢者の方も多いということでありまして、実際に寒河江市でも高齢者支援課の保健師でありますとか、民生委員の方と情報共有を図って対応しているというケースがあります。高齢化それから単身世帯の増加など社会全体の変化に伴って、これからも動物の飼い方のみならず、飼い主の生活面での支援などの取組も必要になってきているというふうに我々も認識をしています。

御質問にありますように、周辺住民それから関係機関との連携が大事ではないかという御指摘であります。我々としても初期段階での発見や、確認した場合の早期対応、再発を防止する上でそういう連携、さらには連携の組織というものが大変重要なことだ、組織の形成は重要なことだと思っているところでありますので、今後の具体的な取組ということになりますけれども、先ほど御紹介ありました多頭飼育対策のガイドライン、さらには先進の事例などもあるわけでありまして、そういったところを十分参考にしながら、寒河江市に合った内容のものを進めていく、関係機関と協議をしながら検討していきたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひそうした組織づくり、連携を密にさせていただいて、苦情ゼロになるように、また、ここにも書いてあるとおり、人と動物とが笑顔あふれるような社会、今日も朝、私、散歩、ジョギング行ったら、チェリーランドでもたくさんの動物をあやして散歩される方もいらっしやいましたし、先週の土日は最上川ふるさと公園のほうに行ったんですけども、ドッグランのほうも大変にぎわっておりました。

オリンピックでスケートボードなど脚光を浴びている本市ですけれども、ぜひまた動物愛護の点でも全国一、ふるさと納税もベストセブンですか、ということですので、最先端に行くまちづくりに向けて、ぜひまた今後とも取り組んでいただきたいということを要望させていただきます。

最後、結びになりますけれども、戦後76年の今年の6月に米軍機、その戦闘偵察機のオスプレイが山形空港に緊急着陸しました。日米地位協定でなぜそうなったかの情報も秘密裏にされ、いまだにアメリカによる植民地支配を実感したわけです。遠方のアフガニスタンでは、20年駐留した米軍が撤退し、台頭したタリバンが銃砲を市民に向けているにもかかわらず救出されない、特に日本人が退避できないというような状況がつくられています。6年前、あれほど安保法制で邦人救出のためと、あれだけ反対されながら法案を強行採決したのに、日米同盟とは一体何なのか。武力では平和は守れないことを私は物語っていると思います。

結びになりますけれども、お昼のニュースでは、総裁選、菅さんが不出馬ということですが、この自公政権が長期間続く中で、権力の私物化、犯罪とか不祥事も次から次へと露呈しております。新自由主義の自助が強調される中で、貧困と格差、差別も拡大、深刻化しているわけです。さらに、新型コロナウイルス感染

症のパンデミックは、公衆衛生、医療体制の脆弱性、さらには日本社会を支える社会的基盤、生活保障のための公的支援の脆弱性をあぶり出し、全国で多発する自然災害による生活再建、生活保障は待ったなしだと思います。

こうした事態に対応する野党の抜本的な対策要求にもかかわらず臨時国会開催を拒み、政策は迷走し続け、貴い命までが奪われる最悪の事態になっています。私たちは、こんな自公政権にこれ以上政権を任せるわけにはいきません。市民の命と生活を守るため、抜本的なコロナ対策を確立すべきです。

最後になりますが、来る衆議院選挙におきましては、私ども野党統一候補の勝利に向けて、市民の皆さんと全力で戦う決意を申しあげ、これで私の一般質問を終わりたいと思います。御答弁ありがとうございました。

月光裕晶議員の質問

- 國井輝明議長** 通告番号7番、8番について、5番月光裕晶議員。
- 月光裕晶議員** 月光裕晶です。よろしくお願いたします。

通告番号7番、特定外来生物や害獣等の被害の予防について。

6月、新聞にある花の記事が載っておりました。5月から7月にかけて河川敷や道路脇などでコスモスに似た黄色い花を咲かせる花です。しかし、きれいだからとむやみやたらに手に取ってははいけません。その花はオオキンケイギクといって、アメリカ原産のキク科植物で、家に持ち帰って植栽しようとするれば法律違反となり、罰則が科せられる可能性がある特定外来生物だそうです。

外来生物のうち特に人間の健康や在来種の生態系などに害を及ぼす、またはその可能性があるとしてされる生物のことを特定外来生物といいま

すが、近年、池の水を抜いて駆除をするテレビ番組があるなど、そういった生物からの被害は拡大しているかと思います。

寒河江市でも、春には立て続けに熊の目撃情報が出ましたし、イノシシも減っているという感じはしないようです。私の寺の屋根裏にもハクビシンがすみついております。農家の方が言うには、カモシカやキツネやテンなどもよくいるそうです。水生生物で有名なブラックバスなども、もうどこにでもいて、私は小さい頃から橋の上から川をのぞき込むのが大好きで、よく大きなコイなどを見つけるとすごく喜んでおりましたが、現在、最上川の橋の上から川を眺めていると、ブラックバスがコイに体当たりをして追い払うという光景を目にします。コイも今はほぼ外来種ですので、その外来種と特定外来生物のブラックバスが争っている状況になっております。

県内ではアライグマやセアカゴケグモも確認されているようですし、テレビでよく見る特定外来生物のカミツキガメなども怖い存在であります。

寒河江市はとても広いですし、自然も豊かです。地域によって、把握していない生物もいるかもしれません。

そこで、今、寒河江市で把握している特定外来生物や、農作物や生態系に特に深刻な被害を及ぼしている動植物はどのぐらいいるものなのでしょうか。

- 國井輝明議長** 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長** 月光議員から、特定外来生物それから有害鳥獣被害について御質問いただきましたが、まず、特定外来生物については、先ほどありましたが、海外起源の外来種で、生態系、人の生命、身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、また、被害を及ぼすおそれのあるものの中から指定されているわけであります。

市内における確認状況でありますけれども、

議員からお話ありましたオオキンケイギクの生育については1件、市民の方からの情報提供で確認しているわけではありますが、動物では、比較的身近なものとしてはニホンジカ、ニホンザルの一部交雑種などがこれに該当しております。あまり多くはありませんが、目撃情報などが寄せられているところがございます。

それから、有害鳥獣による農業被害については、御案内のとおり、主に中山間地域において熊やイノシシによる被害が多発しているということになるわけです。昨年度、熊は8頭、イノシシは27頭が捕獲されております。今年度は、7月末現在で熊2頭、イノシシ11頭を捕獲しているということになります。最近、いこいの森や集落内で目撃をされるということがあるわけです。我々も広報車を出したり、警戒に努めている状況であります。

○**国井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** そのたびに、その都度、広報車を出していただいているのは、とてもありがたいことでございます。

やはりオオキンケイギクが寒河江市にもう入ってきているというのはとても驚きで、ほかの自治体では対策に苦慮しているところもあるようです。もともとドライフラワー用に使われていた植物ですのでそういった活用法や、食用にもなるとも聞いておりますが、量が殖えてしまうとそうもいっていただけません。

そこで、そういった動植物への対策として、耕作放棄地の整備や放任果樹などの除去など、いろいろとそういった対策はあるかもしれませんが、どのような対策を考えていらっしゃるのでしょうか。また、農家をはじめとする市民は何をするべきなのかお答えいただきたいと思っております。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま御指摘のありましたとおり、近年、農業後継者の不足でありますとか、

農業経営の方針変更などに伴って、耕作放棄地や放任果樹園が中山間地域を中心に実際広がっている状況にあるわけです。

こうした場所については除草などの手入れが行き届いておらないということで、鳥獣の活動範囲の拡大、それから、すみかとなる可能性が高いわけです。そうしたことから、土地の所有者、耕作者に対して、管理・整備を促していくということがそういう対策のためには必要だと考えておりますし、また、市民の皆さんや農家の皆さんには、鳥獣を誘い込む、誘引の要因となる、誘い込む要因となる生ごみの放置でありますとか、果樹、野菜の取り残し、それから廃棄果樹の放置などをしないようにしていただきたいということ、また、防御方法として電気柵、防鳥ネットなどの設置などについて、市報などを通してお願いをしているところがございます。

引き続きこうした活動に対して理解と御協力をいただければと考えているところでありますし、先ほど御報告申しあげた特定外来種のオオキンケイギクについては、生育している場所が道路の歩道でありましたので道路管理者に対応をお願いしたところでありますけれども、このように生物の発見、生育を発見した場合などは情報提供をいただくということが大事だと考えております。そのためには、市民の皆さんより特定外来種についての理解を深めていただくというための情報提供、こちらからの情報提供が必要だと考えておりますので、そういった点、どういう方法していけばいいのかということについても大いにこれから検討させていただきたいと思っておりますし、いろいろ既存の今ある媒体などを使って、まずは情報提供させていただきたいと今考えております。

その上で、敷地内ですとか近隣において生息情報などが寄せられた場合には、対処方法などについて、指導機関などと十分我々連携

をしながら、速やかに適切に対応していきたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** ありがとうございます。やはり自治体と市民が一体となって、こういったものは対策をしていくべきかと私も思っております。やはり、でも、市民の方はどうしても情報を得る手段というのがなかなか乏しいもので、そういった市民に対しては情報提供のほう、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、近隣の自治体では、先ほども市長から御答弁いただきましたが、猿の被害が急増し、対策に追われているようです。猿の被害地域の多くは優良な果樹地帯で、収穫期の食害に限らず、果樹の芽の食害や、枝折り、保存用の野菜の食害等、年間を通して被害があり、農家の生産意欲の減退など、農業経営に甚大な影響を及ぼしている状態だといひます。さらには、近年、人に慣れ、人を威嚇する猿も現れているようです。住宅への侵入なども確認されるなど、生息域が山里から住宅地へ拡大する傾向もあり、人的被害も考えなければいけません。

同じように、植物で、まだ茨城県までしか確認されていないようですが、特定外来生物にナガエツルノゲイトウという厄介な植物もあります。繁殖力が強く、ため池や農地に一度侵入すると根絶は困難で、大繁殖して、水稻の大幅減収や農業水利施設の目詰まりを引き起こす。地球上で最悪の侵略的植物とも呼ばれております。

写真を持ってきました〔資料を示す〕。水路に鮮やかな緑があると思うんですが、この部分が全てナガエツルノゲイトウ、これに侵された水路がこちらになります。

もし、この繁殖力の強い植物が確認されてしまったら、今せつかく取り組んでくださっている圃場整備などにも影響が出かねませんし、水路が詰まり、浸水被害なども想定されます。

こういった一度入ってきてしまうと甚大な被害

をもたらず動植物は、入ってくる前の水際対策などが重要になってくるかと考えますが、これから寒河江市にも入ってくるであろう特定外来生物や害獣についてどのようにお考えなのかお聞かせ願ひます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** できるだけ入ってこないように、我々も水際対策をいろいろ講じていかなければならないと思ひますが、御質問にあった猿については、議員御指摘のとおり、近隣の自治体などにおいては被害が急増して対策に苦慮しているというふうにお話をお聞きいたしますが、寒河江市においては、目撃情報はございますが猿の群れについては確認されておりませんので、農作物被害の情報などは寄せられていない状況であります。

予防策につきましては、先ほどもお答え申しあげましたが、猿に限らず有害鳥獣の誘引要因となる生ごみの放置とか、野菜や果樹の取り残し等々をしない。それから、有害鳥獣の餌となるものの除去を心がけていただくということ。さらには、遭遇した際の餌づけなどは厳に慎んでいただくということが重要と考えます。また、猿を目撃した場合は花火などで追い払うというのが肝要だと言われておりますので、万が一の場合は農家の皆さんや市民の皆さんと共に取り組んでいかなければならないと考えております。

また、植物、先ほどありましたけれども、そういった植物の場合は、それが特定外来生物であるかどうか認識をしていないということが入ってしまうということが多々あるかと思ひますので、先ほども申しあげましたが、特定外来生物というのはどういったものがあるのかということをやはり広くお知らせをしていく、市民の皆さんにも認識、理解をしていただくということが必要でありますので、ホームページあるいは市報などで周知をしながら、その種類、特徴、周辺に与える影響などについて正しい知識を持

っていただくことに努めていきたいと考えております。そういった上で、適正に対処できるように、市民の皆さんと協力をしながら対応していければと考えております。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** 猿を花火で追い払うというのは私も知らなかったです。とても手軽といいますか、市民一般の方でもできそうなものですので、こういったことがまた市民の皆さんに知識として広がってもらえればいいなと思います。

それと、こういった植物、やはりこの植物だという認識ができないでいるでしょうから、そういったものをまず市民の方にもどういう植物なのか見た目とかも含めて認識をしていただきたいなと考えております。

この先ほど見せましたナガエツルノゲイトウ〔資料を示す〕、これですね。駆除の仕方をちょっと調べてみたんですが、根っこを引き抜くようにして採取した後に、その場からあまり移動させずに乾燥させて枯死、枯れさせて、袋に入れて運搬して焼却といった多くの費用と手間がかかります。そういった情報もやはり市民の方は知らないと思います。

やはり先ほど市長がおっしゃっていただきましたように、そういったものの存在を知ってもらわなければいけませんので、そういったものの存在を知ってもらうために、地域住民に対する研修会ですとか学習会、そういったものを通じて、特定外来生物などの、被害をもたらすであろう動植物の情報を共有して、持ち込まないように注意喚起、そして、発見してしまったときの対応などをそういった形で周知する方法もあるかと考えますが、当局のお考えをお聞きします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今、特定外来生物についてお話ありましたが、もともと日本にない生物でありますから、そういう生物が入ってきて活動ある

いは生息する、生育するということによって従来の生態系に影響を及ぼすというふうになるわけありますから、そういったことは何とか食い止めなければならない。あるいは、入ってきたとしても速やかに対処をして、拡大をしないようにしなければならないと思っております。

そういったことから、先ほどもお話し申しあげましたが、市民の皆さんに情報提供して、その上で市民の皆さんから逆にそういう現場での情報をいただいて対処をしていくということになるんだと思います。そういった意味で、我々行政も含めて、あるいは、市民の皆さんもその特定外来生物の実態あるいは種類などについてきちっと認識をする、そういうことが必要だと思いますから、先ほどホームページや市報というふうにも申しあげましたが、そのほかにもいろいろ方法があるかと思えますし、先ほど御指摘あった研修会とか地元での講習などもあろうかと思えますので、そういったところをしていながら、対応していきたいと思えます。

さらに、有害鳥獣などについては、現在、熊やイノシシなどについては地元の住民の皆さんからも協力をいただいて対応しているわけあります。なかなか、一番大事なものは、地元の皆さんからの情報提供が今一番速やかに対応できる方法でありますので、我々にそういう情報、連絡体制はきちっと出来上がっていると認識しておりますけれども、正確な情報と対処方法などについて共有をしながら対応していくことが大事だろうと思えます。

我々としても、御指摘のあった特定外来生物あるいは有害鳥獣、できるだけその被害を拡大させないための方策などについても、まだこれからの部分もありますので、そういったところ研究もしながら対策を進めていきたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** ありがとうございます。

地域の方は本当に、イノシシですとかそういったものの対応に関しましてはすごく感謝をしているようでもあります。ですので、先ほど市長もおっしゃいましたように、住民、市民の方、一般の方の情報提供がほぼだと思しますので、ぜひ情報が共有できるように御検討お願いいたします。

本当に駆除がとても大変な動植物ばかりで、大変な思いをしている自治体が数多く見られますので、寒河江市もそうならないように、対策や周知のほう、これからもどうかよろしく願いいたします。

次に、通告番号8番、冬季の通学についてお聞きします。

ここ数年は、気候が安定していないように感じます。おとしは除雪を一回もしなくていいような冬でありましたし、去年の大雪は記憶に新しく、市内の除雪を担ってくださっている方には本当にありがたく思う冬でありました。

これは雪国の常識ではありますが、冬場はとにかく移動に気をつけねばいけないと皆さん思っているはずです。県外出身の私の妻も、いまだに雪道の運転は慣れないそうで、路面が凍っている日、凍っているかもしれないときはなるべく外出はしたくないと言っております。

しかし、子供たちは、そんなことは言ってもらえません。登下校の時間帯に運転をしていると、当然ではありますが、歩いている子供たちを目にします。私も中学時代は1時間くらいかけて中学校に歩いて行っておりました。それだけの時間をかけて歩いていく道のりですから、やはり危ないところもあるようです。特に去年の大雪のときには、除雪はしてくださっているのですが、両サイドに雪がはけられていますので、雪がサイドに多くたまってしまふ、道幅が狭くなってしまつて、子供たちと車の距離が近く、危険な感じがしたとお声をいただいております。

今年はそのことも踏まえて、建設管理課の皆様が対策を打ってくださっているようで、とてもありがたく思っております。しかし、全ての通学路の状況を把握するのはなかなか難しいことかと思えます。

寒河江市の交通安全プログラムでは、年に1回の通学路の合同点検をPTAの方たちと共に実施し、危険な箇所を把握してくださっているようですが、ぜひ危険な冬場の通学路の合同点検も実施していただきたいと考えておりますが、この点に関してどうお考えになっているのかお聞きします。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 冬季間の通学路の合同点検についての質問でございますけれども、本市におきましては、平成27年に作成いたしました通学路の安全確保に関する取組方針であります寒河江市通学路交通安全プログラムに基づいて、学校の担当者、それから寒河江警察署交通課の担当者、県及び市の道路管理者、市民生活課の担当者、市教育委員会の担当者合同によって、年1回、通学路点検を行っているところであります。

今年度も各学校から報告がありました交通安全上あるいは防犯上危険だと思われる箇所につきましては、8月26日に点検を実施したところでございます。合同点検を行う危険箇所につきましては、これまでの状況も踏まえて、冬季間においても特に積雪等によって生じる危険を想定した内容についても点検を行ったところでございます。

具体的に点検を行った箇所につきましては、4か所ございます。1つは三泉小学区の県道283号日和田・河原線及び県道285号湯野沢・寒河江線の歩道、2か所目が寒河江小学区の越井坂・新山地区の市道、3つ目は寒河江中部小学区の洲崎地区の県道26号寒河江西川線の歩道、4か所目が西根小学区の十二小路地区の市道で

あります。

これら4か所につきましては、除雪の状況や危険性について合同で点検を行って、必要な対応を協議し、確認を行ったところでございます。

なお、寒河江市通学路交通安全プログラムにも記載してございますが、冬季間、積雪等によって生じる危険箇所については、その状況に応じて随時点検を行うということになっておりまして、これまでも平成26年2月に実際に合同点検を行っております。

なお、除雪により危険を解消できるものについては、これまでも学校からの情報を道路管理者と共有しながら、迅速かつ適切に対応しているところでございます。

いずれにしましても、議員より御指摘いただいたように、冬季間においても児童生徒が安全に登下校できるよう、関係機関としっかり情報を共有し、連携しながら対策を講じて通学路の安全確保に努めてまいりたいというように考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** もう既にある程度対策を打っていただいているようですし、これからもその雪の状況に応じて点検をしてくださるとの御答弁でしたので、本当にありがたく思っております。どうかよろしく願います。

先ほど、私は1時間ほどかけて歩いて中学校に通っていたと言いましたが、現在グーグルマップで確認すると、距離は3.9キロ、時間は47分となっております。冬場の道ですので、やはりふだんよりは時間が多くかかり、1時間ぐらいになっていたかと思えます。

冬場の長距離の徒歩移動は、滑って転倒してしまう危険性、そこに車が来てしまい事故に発展する危険性、地吹雪のような状況で運転手から歩行者を視認できないような危険性など、やはり多くの危険が伴います。

寒河江市はとても広いので、例えば大江

町寄りの柴橋地区、中山町寄りの南部地区、天童市寄りの本楯地区や日田地区、河北町寄りの三泉地区や醍醐地区など、距離のある地域は多くあるかと思えます。そういった地域の中学生に、冬季のスクールバス運行など通学の安全性を確保する対策を何か検討はできないものでしょうか。質問させていただきます。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 冬季間の中学生のスクールバス運行についてということですが、まず、公立小中学校の通学距離につきましては、国で小学校はおおむね4キロ以内、中学校におきましてはおおむね6キロ以内を基準としております。これは小中学校が統合する場合の設備費の国庫負担対象になる条件として定めており、この基準が一般的になっているところでございます。

現在、本市のスクールバスは、幸生地区と白岩小それから陵西中を結ぶ1台、それから、田代地区と白岩小及び陵西中を結ぶ1台の計2台運行しているわけですが、白岩小学校までの距離は幸生地区からは約9.8キロ、田代地区からは約6.3キロであります。幸生地区及び田代地区から陵西中学校までの距離は、それぞれ10.1キロ、7.7キロとなっております。

市内各小中学校においても通学距離に長い短いはございますけれども、通学地区のほとんどが小学校では4キロ以内、中学校では6キロ以内に収まっているものと把握しているところでございます。

しかしながら、議員御指摘のように、冬季間の登下校にあつては雪道を徒歩で通学することとなり、積雪により道幅が狭くなることや、凍結による転倒なども懸念されるというふうなことだけではなくて、夏場より、先ほどございましたように、長時間になることなどから、児童生徒の安全面や負担面に対して特段の配慮が必要となります。

今後も、先ほど申しあげた関係機関としっかり連携を図りながら冬季間の児童生徒の安全な登下校に努めていくとともに、冬季間、登下校に長時間を要する児童生徒については、路線バスなど公共交通機関の活用などが可能かどうかも含めて研究してまいりたいというように考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** やはり冬場の登下校について保護者の心配は絶えないようですので、今後も検討のほう、よろしくどうかお願いいたします。

では、次に、高校生以上の学生の駅までの通学手段についてお聞きします。

ニュースで高齢者の交通事故がピックアップされますと、どうしても地域の年配の方との話題は、いつまで運転するのかという話題になります。農家の方は、現役のうちには運転しないと仕事にならないと。これは当然のことであり、仕方がないことだと思っておりますし、生活をしていく上で免許は必要だということは理解しております。

皆様いろいろな理由があるかと思いますが、農家でない方で意外と多かったのが、孫の送り迎えをしているから免許は手放せないという方です。お孫さんの中には、保育園に通っているお孫さんから高校生のお孫さん、大学生のお孫さん、様々いらっしゃいました。中にはひ孫さんを送り迎えしているという方もいらっしゃいました。共働き率全国第2位の山形県ですから、両親が子供の送り迎えをするというのは、時間が合えばできるでしょうが、なかなか難しいものがあるのではないのでしょうか。

そのときお話をした年配の方は、同時にこうもおっしゃっておりました。子供たちの大切な命を預かっているのだから安全運転を心がけてはいるが、冬道の運転は怖い。本当はやりたくない。でも、孫のためにもやらなければいけない。先ほども言いましたが、私の妻も冬道はな

るべく運転をしたくない。やはり皆さんそう思うのかもしれませんが。中には、冬だけ保育園のバスを利用するという方もいらっしゃいました。

徒歩で通えるのであればいいのですが、早朝に最寄り駅まで徒歩で行くとなると、ある程度の距離があり、危険かとは思いますが。

そこで、そういった高齢の方の雪道に対する不安を解消するためや、徒歩で通う学生の安全の確保のため、送り迎えのために免許が返納できない方の返納を促すためなど、いろいろな理由はありますが、そういったことの解決策として、電車通学をする学生への主要駅までの巡回バスや最寄り駅までの交通費補助など、救済措置等は検討できないものでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市におきましては、JRの主要な駅までの公共交通ということになりますと、バス事業者が運行する路線バス、それからタクシーということになるわけでありましてけれども、そのほか、運行地域は限定されますけれども、太田議員の御質問にもありましたが、デマンドタクシー、それから市内循環バスというのが今あるわけでありまして。

月光議員からは、冬季間、JRを利用する学生に対する送迎のためのバス、巡回バスというんですかね、巡回バスなどはどうかという御提案であります。現実的にはなかなか考えてみると難しいところがあるのではないかと思います。

一つに、やっぱり、冬季間だけということではあります。今のバス事業者あるいはタクシー事業者の方からバスを確保していただくということになると、今保有している事業者の皆さんも台数に限りがありますから、それで冬季間だけということになると、ますます確保が難しいという面があるのではないかと思います。そして、実際どの程度の方が、学生さんなどが利用できるかということやはり見通せないの

で、調査をしてみないとなかなか分からないというところがあるので、すぐには対応が難しいのではないかと考えております。

それから、もう1点は、先ほど太田陽子議員の御質問にもお答えしましたが、一番のハードルは、やはり民間のバス・タクシー事業者の通常業務を圧迫するのではないかとということが懸念されて、そういう事業者の皆さんからの了解を得ていくというのが大変厳しい状況になって、現時点では、いくのではないかと考えていますけれども。

いずれにしても、公共交通というのは、その時々々の社会情勢とか市民のニーズを反映させながら形成されるということになるわけでありますから、御指摘のとおり、時代の変化による共稼ぎ世帯のさらなる増加などがあって、子供の送迎に対応できない世帯が増えてくるということになっていくことも時代の変化だというふうに捉えていけば、御指摘のような課題、これからも拡大していくのではないかと考えているところでありますので、我々もやっぱり将来の状況なども見通しを持ちながら、そういう認識を持って、今後、その交通政策、市民の利便性の向上のための交通政策はどうあるべきかということを実際に受け止めて取組を進めていきたいということで、これからの課題だという認識をさせていただきたいと思っております。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** 御答弁ありがとうございます。今、市長の御答弁聞いて、私はもう、時代のニーズで変化するので、そういった状況になれば検討させていただくと、そういった御答弁をいただいただけで満足でございます。ありがとうございます。

やはり少子高齢化の中で子供は宝です。前向きに御検討いただいて、引き続きこれからも子供たちや保護者にとってより一層住みやすいと思ってもらえるような市政の運営をどうかよろ

しくお願いいたします。

これで一般質問終わらせていただきます。

○**國井輝明議長** 暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時55分

再 開 午後1時56分

○**國井輝明議長** 会議を再開いたします。

通告番号……、暫時休憩いたします。

それでは、5分程度でよろしいでしょうか。

再開を午後2時といたします。

休 憩 午後1時56分

再 開 午後2時00分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

柏倉信一議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号9番、10番について、14番柏倉信一議員。

○**柏倉信一議員** 本日最後の一般質問となりました。令和の会の代表柏倉でございます。よろしくお願いいたします。

与えられた持ち時間を有効に活用させていただく意味で、早速質問に入らせていただきます。

通告番号9番、ふるさと納税について伺います。

既に御案内のとおり、令和2年度、我が寒河江市のふるさと納税寄附額56億円は、市税の調定額53億円を上回る大きな金額となりました。昨年度と比較して約12億円の伸びであります。全国7位、東北、山形県で1位となり、昨今新型コロナウイルス感染に歯止めが利かない状況の中、本市にとって明るい話題であります。

さて、令和2年度の寄附額が大きく伸びた要因を市長はどのように分析しておられるか伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 柏倉議員からふるさと納税について御質問をいただいたわけでありましてけれど

も、去る7月30日に総務省から発表されました令和2年度のふるさと納税の寄附額、寒河江市は、ただいま御紹介ありましたが、56億7,000万円余りということになったわけであります。全国の多くの寄附者の皆様には心から感謝御礼を申しあげたいと思います。

この額は前年度より約12億円増えたわけでありますけれども、主な要因、様々あるかと思いますが、一つには、昨年度、一部返礼品を緊急支援品として取り扱わせていただいたことがありました。これが大きい要因の一つではないかと思えます。

これは、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大をして、それに伴って大都市圏で発出された緊急事態宣言などを受けて、山形県及び本市においても県外からの誘客イベントの中止、あるいは不要不急の外出自粛などが要請されたわけでありますので、そうした中で、本市観光の目玉である観光さくらんぼ園などの観光地、あるいは市内の宿泊施設、飲食業が営業などを自粛する状況になってしまったわけであります。その結果、例年なら寒河江市を訪れていただく観光客の皆さんや宿泊者の皆さん、飲食店に訪れる皆さんから購入をいただくはずだった米とかさくらんぼとか肉とか魚などの寒河江市の特産品が売れずに残ってしまうということが懸念されたわけであります。そういったことから、これをふるさと納税の返礼品で緊急支援品として取り扱ったところであります。その取り扱ったところ、寄附額が前年比で約1.3倍となって、全国の皆さんから多くの支持をいただいたと思っております。これが大きな一つの要因ではなかったかと思えます。

それから、強いて申しあげれば、もう一つ、2つ目としては、報道にありますけれども、これは寒河江市だけではありませんが、全国的にコロナ禍によって外出を控え自宅で過ごす機会が増えて、その結果、自宅においてインターネ

ット等を介して買物などを行う、いわゆる巣籠もり需要が増えたというその影響などにより、全国的にもふるさと納税の寄附総額が前年比で1.4倍になっております。寒河江市におきましても、令和2年の4月に大都市圏を中心にして緊急事態宣言が出されたわけでありますけれども、それ以降、米、乾麺など日もちのする特産品を中心に寄附額が増えております。去年の4月から5月の寄附額では、前年度、令和元年度同月比で約5.1倍ということで、巣籠もり需要が寄附につながった面があるというふうにも考えているところでございます。

以上であります。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 今、市長の答弁にもございましたけれども、全国から寄附を本市に頂戴した多くの皆様の御厚意に心から御礼を申しあげたいと思います。

今ほどのお話にもございましたとおり、令和2年度、全国のふるさと納税実績は約6,725億円と、市長の答弁のとおり約1.4倍、件数で3,489万件、約1.5倍という驚異的な伸び率となったようでございます。

令和2年度のふるさと納税寄附額56億円は、先ほどの答弁にもございましたとおり、コロナの経済対策や全国的な巣籠もり需要等、特殊な状況があり大きな伸びとなったと私も思っておりますが、本市における当初予算の寄附額は18億円となっており、これは市長がよく言っておられる、ふるさと納税を当てにした予算編成であってはならないという意味合いもあつてのことと推察しているところでありますが、現場の目標数値としては、本市の返礼品の状況等を勘案すると40億円前後が妥当ではないかと考えますが、市長の見解を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** おかげさまで寒河江市のふるさと納税、平成30年度は35億円、令和元年度は44

億円、令和2年度は56億円ということで、ここ最近は特に伸ばさせていただいて、東北でも東北一ということで実績を積ませていただいているわけでありましてけれども、先ほど、緊急支援品を取り扱った返礼品が大きく伸びたという一因ではないかと申しあげましたが、緊急支援品の実績というのは約11億円ございます。そういう意味で、それを除きますと、56億円から引きまますと45億円となるわけでありまして。その数字は令和元年度の40億円、44億円と同程度の額になるというふうに、数字上はそうなっていくわけでありまして。

ただ、やっぱり先ほど御指摘ありましたとおり、これ毎年毎年どの程度になるかというのを想定しながらというんですかね、想定はするわけでありましてけれども当てにしているかんと我々も思っていますので、予算的には、今回補正を出させていただきましたが、今年の場合ですと28億円が当面の今年度の目標というふうにしています。

ただ、農作物が寒河江市の場合は大変多いということになりますので、農作物というのはある程度、今年みたいにさくらんぼが不作であるという場合は別ですけれども、1年間に取れる量というのはある程度分かるわけですね。ですから、それが全部ふるさと納税でお買い上げいただいた場合を想定すると、大体どのくらいの額が納税として集まるのかというのが想定できる。ところが、製品、農作物以外の製品で、作れば作れるほど量が増えていくというもの、例えば工業製品なんかもそうですけれども、例えば乾麺でありますとかお酒でありますとかというのは、量が作れば作るほど製品としてはあるわけでありまして、需要があればそれだけ売れていくという部分がありますから、そういうことをどのくらいの消費が、ふるさと納税が確保できるかというのはなかなか想定難しいんですけども、寒河江市は農作物が中心のふるさと

と納税の商品、製品でありますので、ある程度実力というんですかね、寒河江市の持っているふるさと納税の力というのを想定できるというふうに今思っています。ですから、そういう農作物を中心にしたふるさと納税の場合は、御指摘にもありましたとおり、40億円、あるいは去年の場合の五十何億円、40億円から50億円ぐらいが今の寒河江市の返礼品の場合の納税額の寄附額として想定できるのではないかと考えています。

我々としては、ただ、昨日なんかもテレビでやっておりましたが、何で寒河江市だけが多いんだというような御指摘を受けるわけでありましてけれども、それはやっぱりあと関係する農家の方あるいは事業者の方が真摯にすばらしい返礼品と申しませうか、そういう商品を作っていただく、それを寄附をしていただく方が理解していただいて、リピーターが増えていく、逃げていかないという状況の中で、こういう、これまでの長年というんですかね、ふるさと納税制度ができてからの努力のたまものというんですかね、そういう努力の結果ではないかと考えているところであります。

これからも様々新しい返礼品なども開発をしながら、事業者の皆さん、協力者の皆さんと連携をしながら努力していきたいと考えております。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 答弁を頂戴したわけですが、私が1問で40億円という数字を挙げさせていただいた私なりの根拠ですが、令和2年度の寄附額56億円、全国平均の伸び率1.4と。56億円を1.4で割ると約40億円というようなことで、全国的な特殊事情を勘案して私なりに考えた数字であります。

総じて市長の答弁をお聞きしますと、必ずしも毎年目標額を決めて募っているということではないんだというような答弁であったかという

ふうに理解をしておりますが、関係者からすれば、ある程度の目安をつくることで緊張感も出てくるのではないかなというようにことを思った次第です。

また一方で、数字ばかりを気にし過ぎて、無理をし過ぎることで、これまで築き上げてきた多くの寄附者との信頼が失われるような結果となつては本末転倒になってしまうのではないかと。具体的に申しあげるならば、先ほどの答弁にもございましたが、今年のように、これまで経験したことのないような凍霜被害等々が発生すれば、当然のことながら返礼品の品質、数量等に大きな影響が出てしまうわけで、こうした場合、たとえ寄附額が増加傾向にあつても、信頼関係を大切に、長い付き合いを寄附者とさせていただくことを考えれば、勇気を持って返礼品完売としなければならぬこともあるのではないかと。令和2年度56億円と、市税全般を上回るこの驚異的なコースレコードをたたき出した。この実績は誠に喜ばしい限りながら、市の将来を考えると、数字は仮に下がったとしても、寒河江ブランドの返礼品が安定した評価を得、末永い安定した自主財源となることが私は望ましいのではないかとというような趣旨でこの質問をさせていただきました。

次に、今後の課題について伺います。

私なりに考えますに、これまで本市のふるさと納税は、言わば追う立場であつたのではと思っております。今後は、他の自治体からすれば本市は追われる立場になってきていると思われませんが、市長を先頭に生産者をはじめ多くの関係者の御協力の下、ここまで来ていると思いますが、長年にわたり本市の発展のため寄附を頂戴している方々との絆を大切にしながら、末永いお付き合いをお願いしたいものです。

そのためには、何点かの課題があると思いません。

一つには、システムの構築が挙げられると思

います。どの納税者にどの生産者の返礼品が届けられているのか、クレームの問合せがあつた場合、すぐに分かるような体制、言わばトレーサビリティのような体制。また、寄附者についての情報も瞬時に調べられる、本市にどれくらいの寄附額を頂戴しているのか、住所はどこの方なのか、また、これまでの付き合いの内容やクレーマー的な情報等を瞬時に把握できる体制を構築することで、クレーム対応時において、より適切な判断としっかりとした対応が可能となると考えます。また、生産者の方々に対して、より適切で具体的な対処を要請できるのではと考えます。

デジタル社会の到来と言われる時代、システム改革に早急に取り組むべきと考えます。アフターコロナの時代に先駆け、進めるべきと考えますが、市長の見解を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 現在、寒河江市で使用しておりますふるさと納税のシステムというのは、寄附者と返礼品及び配送を一括で管理するふるさと納税管理システムレジホームで管理をしている状況になっております。市内の各協力事業者の皆さんとシステムを共有して運用しているところであります。

ふるさと納税の受付から返礼品の発注などの事務については、御案内のとおり、市が業務委託している寒河江市観光物産協会が窓口となつて、返礼品管理と協力事業者への発注を手がけて、配送管理などを含めて行っているわけでありまして、円滑に業務が進んでいるというふうになっております。

柏倉議員御質問のクレームなどに適切に対応するトレーサビリティを含むシステムなどについては、クレームなどの履歴管理が一目で分かるように、寄附者ごとに一元化して情報共有をしている状況であります。クレームなどの処理については、これも観光物産協会が窓口とな

って寄附者の苦情などを解消する対応を取って
おって、クレームなどが出ないよう、返礼品の
品質保持、確保、それから事業者への指導も行
ってもらっているところでもあります。

今後のこのトレーサビリティを含むシステ
ムなどの見直し、それから再構築などに関して
は、返礼品がまだ届かないとか、配送品の連絡
がないなどという、管理システムに起因するク
レームについて、できるだけ生じさせないよう
にしていくのは当然でありますけれども、御案
内のとおりに、先ほども申しあげましたが、寒河
江市の場合クレームなどが生じやすい農産物を
多く取り扱っているわけでありますので、その
品質確保に向けて、生産者と返礼品をひもづけ
て管理することなど、現在のふるさと納税管理
システムのスペックを生かし、改良しながら対
応していきたいと思っております。

そして、この寄附をいただいた皆さんの寄附
の履歴あるいは状況などをタイムリーに把握で
きるシステムの構築に向けてさらに整備を進め
て、スムーズな処理を心がけていけるように体
制を整備したいと考えております。

○**国井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 既にシステムは導入している
というようなことで、安心をさせていただきました。
私もぜひ機会を見つけて、ふるさと納税管理
システムレジホームですか、ぜひ視察などさ
せていただきたいなと思って答弁を伺ってお
りました。

私がこの質問をさせていただいたのは、新た
な寒河江市のファンを開拓したり、寄附者との
より強い絆で結ばれるためには、ネット上の
メールのやり取りで人と人の絆が強くなると思
えないからであります。ましてや、コロナ禍
にあってほとんど人と人とのコミュニケーション
を取ることは至難の業となっている状況であ
ります。

では、どうすればこちらの誠意が伝わるか。

一番いい方法は、直接顔を合わせて、お互いが
顔と顔を見合わせながら話を進めることが絆を
深める一番の近道と。当たり前のことですが。
ただ、物理的に不可能なわけで、となれば、形
のある行動を心がけるしかないと思います。答
弁にもございましたとおり、約束をきちっと守
る、良い返礼品を届ける、寄附者の要望をしっ
かりと把握すると。それをするための手段を整
えることが絆を深めることにつながると。その
ように考えて、この質問をさせていただきました。

次に、ふるさと納税は受付サイトが大変重要
な役割を担うシステムなわけですが、サイトの
追加や、選ばれるための技術的施策も大きなポ
イントと考えますが、今後の対応をどのように
進めるつもりかお伺いをいたします。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今、ふるさと納税のサイトにつ
いては、4つの受付サイトを活用しております。
ふるさとチョイス、楽天、さとふる、そしてふ
るなびという4つであります。

寄附金を頂く、さらに増やしていくためには、
議員御指摘のとおり、返礼品のラインナップと
同時に、受付サイトの数や魅力的な商品の映像、
それから分かりやすい説明といったところのP
Rが重要であるというふうにも認識をしており
ます。

その受付サイトについては、令和2年度にお
いては5つ、4つでなくて5つの受付サイトを
設けておりましたけれども、費用対効果の観点
から、費用に見合った寄附をいただけなかった
サイトもあったことから、1つ減らして今は4
つにしているという状況であります。

しかし、今、この4つ以外の受付サイト以外
のサイトなどにおいても、全国の寄附者の閲覧
状況、それからサイトの魅力、その費用対効果
なども分析をさせていただいて、適切なサイト
の追加なども今後検討してまいりたいなと考

ておりますし、御指摘のとおり、全国の皆さんから本市の返礼品を選んでいただくための戦略ということを考えますと、インターネット上、あるいはさらに、ふるさと納税を特集するような雑誌などの広告媒体などにおいても、機会を捉えてPRをしていくということも必要だと思います。

いずれにしても、寒河江市の宝、いろんな返礼品の宝というものをこれまで以上に理解して選んでいただけるような魅力的な商品画像、それから説明などを、ページ作りなどを進めて、継続してリピーターとしてなっていただけるような工夫をしていく必要があると考えております。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 前問のシステム、あるいは質問させていただいたサイトといったものは、今まさに日進月歩の勢いで日々進化を遂げております。この部分には、労力、時間、予算と常に投じておかねば取り残される部分と考えます。十分な対応をしていただけるよう、観光物産協会の対応も含め要望をさせていただきます。

次に、返礼品について伺います。

昨今は、これまでの答弁にもございましたとおり、どこの自治体も返礼品の魅力アップや新商品の開発に積極的に取り組んでいるようですが、本市においても地域活性化につながる商品開発を進めていかねばならないと考えますが、市長の見解を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 返礼品の開発というのは、ふるさと納税の、何ていうんですかね、寄附を継続してお願いするその肝になるような部分だと思います。新しい商品を開発して増やしていくということと、寄附者の皆さんのかゆいところに手が届くような、何ですかね、工夫というんですかね、そういうところもやっぱり大事なのではないかと思います。

寒河江市がこれほど寄附が増えてきた原点というのは、最初はお米ですよ。お米を1俵何万円ということで寄附を募っていたのを、1俵では多過ぎるのではないかと、1家庭で1俵もらっても大変なのではないかということで、それを20キロに3回に分けて、希望する月に送っていくという工夫をしたというところがそれこそ原点になっています。

そういう意味で、今どこの自治体もそういうことをまねて一緒に同じようなことをやっていますから、知恵を出していくということもやっぱり大事。それは我々のほうでもやっぱりそういう知恵を出していかなければなりませんし、また、返礼品自体もいろんな工夫をして、協力事業者の皆さんから知恵を絞っていただいて、新しい商品を工夫していただく、地元の商品を工夫していただくということが大事だと思います。

話はちょっと違いますけれども、東京のアンテナショップというの、山形県のありますが、そこに行くと、やはり山形の店で売っている量では東京の人は買わない。やっぱりあっちの人は電車で移動するので、電車に乗って手提げに入るような量でないと買わないというわけです。ですから、3分の1ぐらいの量でないと売れないという話も、チェリーランドがあそこのアンテナショップに入っていますからお話をお伺いしますけれども、そういう相手の気持ちになっていろいろ商品開発をしていくということが必要だと思います。

現在、寒河江市のふるさと納税では340から400品目というのが年間の、これも農産物がありますから季節によって違いますけれども、このぐらいの品目があります。ところが、全国の寄附の上位の自治体の返礼品目からすると大分少ないということですね。上位の、上位がいいわけではありませんけれども、そういうところはいろんな工夫をしているというふうには思い

ますので、それで、利用者の人も、そういう新たな寒河江市の魅力というんですかね、寄附者の人が知らないような新たな寒河江市の特産品を待っていると思いますから、そういうことを知ってもらって寄附を募っていくということも大変大事だと思っているところであります。

これは事業協力者の皆さんから御協力いただかなければなりません、それが全体としてトータルでは市内の産業の活性化に当然結びついていく。あるいは、農産物であっても、さらにこの生産力を高めていく力になっていくと思っています。

そういう意味で、今、毎月1回、新商品の開発の打合せ会、会議をさせていただいて、私も時間あるときには参加させていただくことにしているわけでありましてけれども、いろいろ事業者の皆さんも工夫していただいておりますし、我々もいろんな知恵を出して協力しながら進めていくことにしています。

そういう意味で、生産者の皆さん、それから事業協力者の皆さん、それから観光物産協会のほうからも、それから行政ということで、力を合わせて、またいいものを返礼品として開発していければと思っているところであります。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** かなり詳細に答弁をいただきました。本市のふるさと納税が伸びたトップシークレット的なところまで答弁をいただいたわけですが、できるならば山新さんはそのところは出さないでいただければなど。ほかとの競争にも影響いたしますので。

ふるさと納税についていろいろと質問をさせていただきました。私の意図するところはおおむね御理解をいただいたと思っております。

先ほどの答弁にもございましたが、この業務については、寒河江市観光物産協会に委託をされている部分がかかなり多いわけで、協会は一般社団法人、市の関与というのも限界があるもの

と考えておりますが、昨今、協会は慈恩寺ガイドダンス施設の指定管理者、また、ふる納の業務、また、自主事業もやっておるように聞いておりますし、観光関係はもとより、四季のまつり等々、市とは特段関係の深い社団法人であります。

こうした幅広い業務内容に対応していただいているのは大変ありがたいことではございますが、先ほども申しあげましたとおり、どこまで市が口を出せるのかと、あるいは関与できるのかということは様々かなり難しい点があるかと思っておりますが、業務内容がかなり、急に拡充しているというようなことも考えられます。そうしたことを考えると、何かの機会に協会の組織の拡充とか強化等々もぜひ頭の隅に置いていただいで対応していただければと思います。

寄附額について、先ほど市長から詳細な数字もございました。2016年度には23億円と、2017年度は16億円、2018年は35億、2019年が44億、そして昨年56億円と、ここ5年間で174億円という巨額の寄附額となってまいりました。毎年右肩上がりの傾向にあって、本市に与える功績は計り知れないものがあると思っております。自主財源の確保、営農意欲の拡大、数えれば切りがないくらいあると思っております。この施策に取り組み、これだけの実績につなげたことは、道路を造ったり建物を建設したりと形に見えるものではありませんが、市長はじめ関係各位の御尽力に心から敬意を表する次第であります。

ただ、あまりに順調に数字が伸びて、市民も我々議会もそうですが、数字に対して過剰な期待を持ち始めている気がしてなりません。全国のトップ5にいる自治体の主力の返礼品は魚介や海産物、肉といったところで、返礼品のカテゴリー別で、その2つだけで、海産物と肉といった2つだけで約50%ということで、本市の主力の返礼品、米は7位、果物は3番目というよ

うなことで、本市の返礼品は、市長の答弁にもございましたとおり、自然環境に大きく影響を受けるものであります。また、簡単に栽培面積を大きく拡大できるものでもないと思っております。

こうした状況を踏まえると、そろそろ数字ばかりを追いかけることよりも、先ほども申しあげましたが、数字は下がるようなことがあったとしても、安定した財源となることが望ましいと考えます。先ほど来の答弁にございましたとおり、何度も本市に御寄附いただけるリピーターとなっただけの関係を数多くつくっていただける施策の展開を期待したいと思っております。

次に、通告番号10番、令和2年度の決算内容について伺います。

令和2年度は、改めて申しあげるまでもなく、新型コロナの影響をもろに受けた決算内容となったと思っており、私自身も不安と期待があり、特別な関心を持って決算書を拝見しました。

一般会計において歳出の翌年度繰越額8億3,000万円、不用額18億3,000万円という大きな数字となっており、かつてない内容の決算書となりましたが、コロナ対応初年度の決算内容についてどのような感想をお持ちなのか、市長の見解を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 令和2年度の決算の概要ということですが、御指摘のとおり、令和2年度、新型コロナウイルス感染症への対応、さらには7月の豪雨災害などによる例年になく支出の必要ということが生じた年でありましたが、歳出決算額は約309億2,400万円ということで、過去最大規模になりました。中でも新型コロナウイルス感染症対策に要した経費は約60億円に上っております。

また、不用額につきましては、御指摘のとおり約18億円ということで、昨年比約10億円の増

となっているわけであります。その主な要因としては、外出自粛や緊急事態宣言の影響により事業などが中止になったこと、さらには国の交付金が計画どおり交付されなかったことなどのために次年度以降に事業計画が延期されたということになっております。

また、歳入面でも、税金なども厳しい財政状況でありました。そのことを踏まえて、令和2年度の予算執行に当たりましては、各企業会計の負担金あるいは各種補助金などについて見直しを図るなどして、歳出の削減にも努めたところであります。

その結果、各種の財政指標、経常収支比率は令和元年度比0.4%減の90.5%に、実質公債費比率は0.2%減の7.5%に、将来負担比率は11.4%減の8.3%にそれぞれ改善をしたところであります。

今後も新型コロナウイルス感染症による影響というのは続いていくということが予想されますので、しかしながら、国からの予定されている交付金などは大変不透明な状況だということふうになっておりますから、効果的な執行によって歳出の削減を図りながら、より一層健全財政の維持に取り組んでいくという必要があると認識をしております。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 開会日に代表監査委員から決算の内容について説明を頂戴しました。総じてコロナ対応初年度の決算内容は安定しているというふうには私はお聞きをしたつもりであります。

自分なりに内容について分析をさせていただいたわけですが、この類似団体比較カードというのを私なりに活用させていただきました。残念ながら令和元年度の数字しか私の手に入れることはできませんでしたが、経常収支比率、財政力指数、実質収支比率、公債費負担比率と実質公債費比率、いずれも同等の自治体、団体と比較して上回る数字というようなことで、

心強い限りだなどと思っておりました。

間もなく学校のあり方検討会の答申も年末には出てくるというようなことを聞いておりますし、そうなれば、公共施設の見直し計画の検討が具現化することになるかと思います。また、現在最重要課題である新型コロナの感染、経済対策にも当然取り組まねばならないわけで、こうした喫緊の政治課題解決に財務内容の安定は必要不可欠なもので、今後とも健全財政に取り組んでいただきたいと要望しておきます。

次に、財政調整基金について伺います。

コロナ対応や災害時における財政調整基金残高は、不測の事態に対応するための非常に大切な基金なわけですが、令和2年度末で12億円となっており、当初の13億5,000万円からは約1億3,000万円の減となっていますが、コロナ対応でかなりの予算を投じて経済対策、感染対策を実施した割にはまずまずの数字を残していただいたなど安堵しておるところであります。

今後のコロナ対応や自然災害発生時の重要な基金である財政調整基金は、本市の場合どのくらいの額を目標としておられるか、市長の見解を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 財政調整基金については、今、柏倉議員の御指摘のとおり、令和2年度末では12億1,692万3,000円ということで、令和元年度末と比較すると約1億3,000万円残高が減っているわけであります。これは、新型コロナウイルス感染症対策などのために基金を取り崩させていただいて支出したことによってであるわけであります。

財政調整基金の目標額の御質問でありますけれども、必ずしもどのくらいの額が目標であるべきかというのはもちろん示されておらないわけではありますが、大体どのくらいの額が自治体の中で多いのかということになると、一般的にその標準財政規模の10%から20%の割合が妥当

であると言われております。それからすると、寒河江市の財政調整基金は11.6%という割合になるのであります。標準財政規模が実際の予算規模よりずっと少ないですから、そういうふうになる。そういう意味では、その10%から20%の間に入っているわけでありまして。また、県内13市の中でいくと、割合の高いほうから5番目ぐらいですかね、5番目となっています。

これちょっと古い平成29年度に総務省が行った調査によると、全国各市町村が保有する財政調整基金の残高の平均というのが標準財政規模の約16%であったという結果になっております。寒河江市はこの平均より下回っていることとなりますが、もちろんコロナがなかった平成29年でありまして、そういうこともあるのかなというふうにも思います。

11.6%でも昨年のコロナ対策も含めたいろいろな不測の事態にも対応できたということでありまして、現在の積立額についてはおおむね適正な額なのではないかと考えているところでありまして。

東日本大震災で被災をした沿岸の自治体の首長さんは、やっぱりいざというときはこの財政調整基金があつて何とかしのいだという話をよくお聞きいたしましたので、我々もそういう不測の事態などにも対応できるような額を維持していかなければならないと考えておりますし、また、先ほど御指摘のありました近い将来予想される市有施設の老朽化に伴う整備に向けて、市有施設整備基金などの積み増しもこれから図っていかなければならないと今考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 12億円という残高とはいいながら、今期決算で4億円を繰入れするというようなことで、今現在は16億円ぐらいの数字になっておることですので、まず市長の答弁のとおり、まずまずの額を残高としてつくってい

いただいているのかなと思っております。

昨年の9月末現在で、本市がコロナ関連に対応した市単独予算が12億6,000万円。13市の中で4番目に多い金額でした。当時、1番が鶴岡市で23億円、2番目が山形市で21億円、3番目が酒田市で16億円という数字であります。ただ、人口規模や決算額を加味すると、寒河江市の3倍、6倍、2.5倍という自治体であります。単純計算で本市の単独予算を3倍にすると、36億円の予算を計上したことになります。本市としては大きな金額をコロナ対策に充当していると自負できると思っておりますが、この時点で鶴岡市の財政調整基金残高は45億円でした。13市の中でトップでありました。こうした不測の事態対応には財調は大切なものと、市長の答弁にもあったとおり、私も改めて痛感をさせられたところでもあります。

そうした意味で、コロナ対策はもとより、先ほど来、霜の被害等々が話題になっておりますが、こうした不測の事態に対応するための財政調整基金がどうなっているのかというようなことで心配をしておりました。

しかしながら、先ほど御答弁をいただいたとおり、決算額で12億1,000万円と、それでまた、この決算から4億円繰入れということで、16億円の残高を持っておるということで、胸をなで下ろしているところでもあります。

財調の残高というのは、家庭でいうならば定期預金と同じなわけで、そんなにいっぱいためてどうするんだということは決してないと思っておりますし、我々が次の時代にバトンタッチするときに幾らかでも負担の軽い形でバトンタッチをする、これが我々議場にいる者の使命だと考えます。

健全財政になお一層取り組んでいただくよう提言を申しあげまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

散 会 午後2時53分

○國井輝明議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和3年9月8日（水曜日）第3回定例会

○出席議員（15名）

1番	國井輝明	議員	2番	太田陽子	議員
3番	鈴木みゆき	議員	4番	安孫子義徳	議員
5番	月光裕晶	議員	6番	後藤健一郎	議員
7番	渡邊賢一	議員	8番	古沢清志	議員
9番	佐藤耕治	議員	10番	太田芳彦	議員
12番	沖津一博	議員	13番	荒木春吉	議員
14番	柏倉信一	議員	15番	木村寿太郎	議員
16番	伊藤正彦	議員			

○欠席議員（1名）

11番 阿部清 議員

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長
武田伸一	企画創成課長	大沼利子	財政課長
片桐勝元	税務課長	高林清美	市民生活課長
猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	小林博之	商工推進課長
鈴木隆	健康福祉課長	佐藤肇	学校教育課長

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	総務主幹
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

議事日程第3号 第3回定例会
 令和3年9月8日(水) 午前9時30分開議

再開
 日程第1 一般質問
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分 本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

○国井輝明議長 おはようございます。

一般質問

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、11番阿部 清議員であります。

○国井輝明議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

令和3年9月8日(水)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
11	連携中枢都市構想について	(1) 協約締結後の現在の進捗状況について (2) 市民生活への影響について (3) 24時間健康・医療相談サービスへの取り組みについて (4) 今後の課題について	8番 古 沢 清 志	市 長
12	脱炭素社会に向けた取り組みについて	(1) 「ゼロカーボンシティ」の宣言について (2) 排出量、吸収量のバランスについて (3) 地域の省エネ推進における具体策について (4) 個人ができる排出量削減について		市 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
13	令和2年度寒河江市歳入歳出決算と今後の財政運営について	コロナ禍初年度とも言える、令和2年度の歳入歳出決算を受け、その分析と課題、また影響がしばらく続くと思われるので今後の財政運営について伺う。	6番 後藤 健一郎	市長
14	寒河江市の安心・安全に暮らせるまちについて	(1) 防犯カメラ設置状況について (2) 通学路の防犯カメラについて (3) 防犯カメラ設置促進について	4番 安孫子 義徳	市長 教育長
15	新型コロナウイルス感染症における緊急経済対策等について	(1) 第5波到来により再び危機的状況に直面している市内企業への給付金等の追加実施について (2) 「従来型（紙）プレミアム商品券」発行による全世代対応型消費喚起策の実施について		市長
16	農地（耕作放棄地）での太陽光発電	(1) 支援・助成制度 (2) 蓄電機器への支援	13番 荒木 春吉	市長
17	ひきこもり対策	(1) 市内対象者の現況 (2) 対象者への対策		市長
18	教育問題	(1) 今春の学力・学習状況調査の結果と分析 (2) 児童・生徒の学力充実策		教育長

古沢清志議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号11番、12番について、8番古沢清志議員。

○**古沢清志議員** おはようございます。一般質問2日目の第1番目に、寒政・公明クラブ、古沢清志でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今年も水害による被害が九州地方及び中国地方、また広い範囲において起きてしまいました。被害に遭い亡くなられた方にお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた方に心からお見舞いを申し上げます。

9月3日の一般質問で太田陽子議員が防災士について質問されておりましたが、市内には70

名の防災士がいる旨の答弁がございました。私も2019年に防災士の資格を取得し、それを契機に自身の居住地において自主防災組織を立ち上げ、避難訓練、消火訓練、安否確認、また市の危機管理室から専門員を招いて防災の研修等を行い、自分でできる範囲で防災に関して活動してまいりました。

令和元年12月定例会におきまして、私は中央工業団地の避難場所について質問させていただきましたが、そのとき市長からは、創価学会寒河江会館も中央工業団地内にあるので、ぜひ一時避難所として提供していただきたい旨の答弁をいただき、以来、私も何とか一時避難所にできないかと創価学会と話を重ねてまいりました。初めは学会側も自主防災組織と協約を結ぶとのことではなかなか進展しませんでした。防災危

機管理課長から様々な情報や御指導を受けまして、やっとこのたび、災害時における指定緊急避難所として、創価学会から大規模地震等の災害時における創価学会寒河江会館施設の一時避難所使用に関する申合せ事項確認書に協定を結び、晴れて市指定の避難所として利用できるような運びとなりました。

防災危機管理課長からは、館内も視察していただき確認していただきました。収容人数は、コロナ下でもあり、安全確保を保ち100名、その他救援物資の保管室、台所や洗濯場所、駐車場は98台と、避難所としては適切な内容の施設と感じております。使用することがないように思うばかりですが、危機が生じた場合は利用していただきたいとのコメントをいただきました。

前置きが長くなりましたが、通告に従い一般質問させていただきます。

通告番号11番の連携中枢都市構想について質問させていただきます。

連携中枢都市構想は、人口減少・少子高齢社会へ向かっていく中、地域において相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町と連携し、コンパクト化とネットワーク化により一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点の形成を目指すものとあります。市町同士が連携して、経済の活性化や都市機能の強化、生活サービスの向上を図ることを目的に形成する圏域です。圏域の中心都市と近隣の市町との間で連携協約を締結し、それに基づいて連携した取組を行うものとして、圏域で約55万人が暮らしております。

令和2年第1回定例会におきまして國井議員が連携中枢都市構想について一般質問しておりますが、あのときはまだ山形市も中核都市の宣言をしたばかりで、概要がよく分かりませんでした。あれから大分時間もたっており事業も進んでおられると思い、質問させていただきます。

現在は尾花沢市、大石田町も参加され、7市7町まで参加自治体が増え、連携中枢都市構想の考え方やメリットの多さを感じます。連携協約の締結について現在の進捗状況を伺います。

○國井輝明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

古沢議員からは連携中枢都市圏構想について御質問いただいておりますが、その前に、災害時のための避難所開設などについて大変御尽力をいただいたこと、心から感謝御礼を申しあげたいと思います。

さて、御質問の連携中枢都市圏への参画ということについては、去年の1月9日に山形市と連携協約を締結して、そしてその4月より御案内のとおり6市6町での連携事業を開始したところであります。

事業開始に当たっては、圏域の将来像や具体的な連携事業などを定めるために、6市6町で協議をして、そして山形連携中枢都市圏ビジョンというものを策定して取組を進めているところであります。取組の期間も令和6年度までの5年間とさせていただいているところであります。

そして、目指すべき将来像ということでは住民一人一人の暮らしを支える3つの目標というものを掲げているところでありまして、1つ目は誰もが安心して快適に暮らせる圏域、2つ目はゆとりや心の豊かさにあふれる圏域、3つ目は夢と希望を持って生き生きと暮らせる圏域という3つの目標を掲げているところでありまして、いずれも生活の質の向上、それから経済の維持発展を図るということで大変重要な要素になっているところであります。

そして、具体的な連携事業としては、大きく3つの分野に分かれるかと思いますが、特産品の販売拡大などを図る経済成長の分野、それから市町をまたぐ公共交通の在り方の検討などを行う都市機能の分野、そして3つ目は移住定住

促進のための共同での情報発信などを行う生活関連サービスの分野ということで、それだけではありませんが、33の連携事業としてスタートしたところでもあります。

そして、先ほど御案内ありましたが、今年の1月には新たに尾花沢市、大石田町が連携協約をそれぞれ締結をして、今、7市7町の連携形成と拡大をしているところでもあります。

そして、具体的な連携事業についても、先ほど申しあげましたほかに、学校給食用炊飯施設の建設でありますとか病児・病後児保育施設の広域利用など9の事業を加えて現在42の事業となって、連携分野の広がりを見せているところでもあります。

寒河江市といたしましては、今後におきましても活力あふれる圏域づくりに向けて鋭意取組を推進してまいりたいというふうに今考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** ただいま市長の答弁で42の事業が展開されているということをお聞きしまして、大変いろんな面でもう進んでおられるんだなということを実感いたしております。ぜひ今後も進めていただきたいというふうに思います。

私も連携協約を聞いたときは、寒河江市のふるさと納税のような実績のある事柄を持っていられるのではないかと危惧しておりましたが、市長答弁では、ふるさと納税の返礼品としてパイを取られるという考えではなくて、パイを増やすという考えに立つべきであるとの答弁を以前にいただきました。そのかいあってか、昨年は納税額が56億円を超えるほどの納税をいただき、また山形市も県内第2位と躍進するなど、お互いに相乗効果があったのでしょうか。

こういう事柄を踏まえまして、連携協約の締結が市民生活にどう直結していくのかお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この連携協約締結の目的というのは、生産性あるいは経済効率に関してスケールメリットを生かして、市民の暮らしをよりよくして魅力ある圏域を形成するというところにあるわけでありますので、参加する市町がお互いに利益を享受できる関係であることが前提条件になるわけであります。

したがって、各種の連携事業の協議のテーブルに着いてからでも、事業の推進によって市民に不利益を及ぼすことが危惧されるなどという場合には、前の状態に、従前に戻すということも可能になっているところでもあります。地方自治法の規定によってそういうふうになっているところでもあります。

連携事業については、先ほども申しあげましたが、経済関連の分野、都市機能の分野、さらには生活関連サービスの分野をはじめとして多岐にわたっているわけでありますが、どれも市民生活に影響する事業となっておりますので、その推進によってこれまで利用できなかったサービスが利用できるようになっていくということなど、寒河江の市民の生活のサービス向上においては大変プラスに作用する面が多いものというふうに考えております。

したがって、42事業ということをお申しあげましたが、それぞれの事業について寒河江市としてのメリットをしっかりと分析、検討しながら、お互いにウィン・ウィンの関係が構築できるように今後さらに協議を進めてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** 山形は、村山盆地はどちらかというとコンパクトなまちが点々とそろっておりますので、私はこの連携協約が非常に有意義に、有効に進んでいけるんじゃないかなという気がしております。

山形市、山辺町、中山町では広域行政に取り組んでいますが、24時間健康・医療相談サービ

スがあります。119番に迷ったときに受けられるサービスとして、病院に行ったほうがいいのか、また、家族の健康状態が気になる方や、救急車を呼んだほうがいいのか、また、けがをしたけれども応急手当ではどうするのかなど、健康・医療相談が気軽に電話で相談できる非常によいサービスだと思います。

コロナウイルス感染の収束も見えない中、医療機関に行ったほうがいいのか、また、医療費削減にもつながると思いますが、連携協約を機に寒河江市も参加できないのか伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま御質問ありました24時間健康・医療相談サービスについては、連携事業の一つとして現在協議を進めているものでございます。

この事業については、先ほど御紹介ありましたが、住民の皆さんが安心して生活をできるように、医師や看護師などの専門スタッフが24時間体制で住民の方が抱える不安や体調不良時の対応、そのほか様々な相談を受け付ける健康・医療相談サービスを実施するという事になっているわけでありまして、相談の内容によって救急搬送が必要と判断されれば119番に転送されるというものでありまして、迅速な対応が可能なシステムで運用されているというふうに聞いております。

この事業については、住民の命、それから安全・安心に関わる重要な分野だというふうに思っておりますので、現在は、先ほどありましたが、山形市と山辺町と中山町で運用されているサービスであります。これを圏域を拡大して広く寒河江市民も享受できるように、住民の不安解消につながるように、この連携事業の早期実施に向けて協議を進めていきたいというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** 私ごとではあります、私も子

育て世代のときに子供を医者に連れていったら「こんなんでも来なくてもいいんだ」とかとちょっと大きい声で医者から言われたりして、相談をする間もなく、やっぱり医者にかかったほうが早いんだべなと思ひまして連れていったら医者からそんなことを言われたものですから、山形近辺ではこういうふうな事業が進んでいるんだなと思ひまして、ぜひ寒河江でもお願いしたいなと思ひしていたところでした。市長の答弁では今後実施に向けた方向性でやっていくとお聞きしまして、心強いなという感じがいたしております。ぜひ今後頑張っていただきたいと思ひます。

税金を有効に活用し、無駄なものはつくりたくないことがこれからも進む道と考えますが、財政措置も含め、今後の課題としてどういうことが挙げられるのかお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど来申しあげておりますけれども、現在42の事業の連携協議を実施しておりますので、それぞれの協議が調うということになれば市民が新たなサービスを利用できるということになって、大変市民生活に安心、それから潤い、活力をもたらすものだというふうに期待をしているわけでありまして、この連携事業をスムーズに実施していくためには、国からの交付税措置などがあるわけでありましてけれども、その経費については各市町における費用負担ということが課題として挙げられてくるというふうになろうかと思ひます。当然といえば当然かもしれませんが、挙げられております。

各市町では、費用対効果というものを十分踏まえていくということは当然でありますけれども、それが適正な負担割合ということになっていかなければならないというふうにも思っております。そういうことからして、ほかの市町の考え方などにも十分寄り添いつつも、より客観性を持った判断基準が必要でないか、そういう

ことによってスムーズに事業が展開していけることになるのではないかとということで今考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** 市長からも今、費用負担の割合がやっぱり課題だと、そういうことをおっしゃっていましたが、やはり私も気にしておりましたが、連携協約によって経費が削減できるからこそこういう事業ができるのかなと思いますので、どうか頑張ってくださいというふうに思います。

次に、通告番号12番の脱炭素社会に向けた取組についてお伺いいたします。

世界的に進行している気候変動を食い止めるべく、多くの国や企業が環境問題の解決に取り組む一方で、日本ではゼロカーボンシティを宣言して温暖化対策に乗り出す都道府県や市町村が日に日に増えています。

ゼロカーボンシティの定義としては、2050年までにCO₂（二酸化炭素）の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を、首長もしくは地方公共団体から公表された都道府県または市町村のことをいうとあります。

世界的に猛暑や豪雨災害をもたらしている気候変動、今年8月の九州地方や中国地方にもたらされた豪雨災害も地球温暖化による気候変動の関連であると思います。これからも温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量で上位を占めている日本など5か国が、排出規制などの取組をもっと強化すべきであるということで名指されました。毎年起こってくるゲリラ豪雨、また猛暑についても、国民一人一人、市民一人一人がふだんの生活について、行政だけでなく市民も一緒になって取り組まなければならない問題だと認識しております。

2021年7月30日時点で、本市としてまだゼロカーボンシティを宣言されておりません。県としては宣言されておりますが、まだ11の市町し

か宣言されておりません。本市として今後宣言されるのか伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 近年、地球温暖化が原因と見られる気候変動の影響から自然災害が頻発をして、強く危惧される状況であります。地球温暖化対策については、議員御指摘のとおり喫緊の課題というふうに考えております。

御質問のゼロカーボンシティにつきましては、自治体が国の脱炭素社会を目指す動向に呼応して全国的な広がりを見せているわけでありまして、県内でも、先ほどありましたが、県をはじめ各自治体で取組を進めているところであります。6市5町ということで11の自治体ということですが、本市における脱炭素社会に向けた取組ということについては、新第6次振興計画の中で、ゼロカーボンシティの実現に向けて省エネルギー活動や再生可能エネルギーの普及拡大を図るという重点目標を掲げているところでありますが、これまでも再生可能エネルギー設置導入への支援でありますとか、今年度は新たに環境問題に関心を持っていただくために小学生に対して環境教育の実施などを行っているところでございます。

市といたしましては、カーボンニュートラルの目標達成に向けて、2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにする具体的な施策などの取組を推進するために、今年度中のゼロカーボンシティの宣言を目指しているところであります。その上で寒河江市環境基本計画及び寒河江市地球温暖化対策実行計画を見直しをして、新たな施策や指標を策定してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** 市長答弁として今年中に宣言されるというお話を聞きまして、大変心強いなという感じがいたしております。ぜひ頑張ってくださいと思います。

実質ゼロとは、地域内に出る二酸化炭素の排出量と森林等の吸収源による除去量が均衡を保たれている状態のことであるそうです。市内には、中央工業団地内にある企業も多く存在する反面、葉山までに及ぶ広大な森林も存在いたしております。市内における工場や会社等、二酸化炭素を多く排出している事業所には規制が及ぶのか、経済活性化を中心に、排出量、吸収量も含めた二酸化炭素のバランスを本市ではどう認識しておられるのかお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** カーボンニュートラルの実現には、議員御指摘のとおり、温室効果ガスの排出量と森林などによる吸収量を均衡させるということが必要であるわけでありませう。

令和2年3月改定の寒河江市地球温暖化対策実行計画のデータでは、本市の温室効果ガス排出量は年間31万8,000トンであります。対する森林による二酸化炭素吸収量は1万6,000トンというふうになっているわけでありませう。森林面積が市全体の半分以上を越える寒河江市におきましても、二酸化炭素の吸収量については排出量の約5%にとどまっているというのが現状であります。

省エネルギー対策やリサイクル活動の推進など、温室効果ガスの排出量を大幅に削減していく取組をさらに加速化していくことが重要であるというふうにお考えしております。

また、吸収量につきましても、二酸化炭素の吸収機能を十分に発揮させるためにも、森林の保全、さらには適正管理等をさらに推進をして、カーボンニュートラルの実現に向けてより一層努力していかなければならないというふうにお考えしております。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** 今、市長から排出と吸収の両方の数字を出していただきましたが、やはり排出がかなりの量で多いと。やっぱりそういうふう

なことを考えますと、今後企業にも、排出を避ける手だてと申しますか、税金とかそういったものに対してお金がかかってくるのかなということをお心配しております。できるだけ排出を少なく吸収量を多くしたような、バランスの取れた地域にしていきたいものだなという考えであります。

ゼロカーボンシティの実現に向けた取組として、カーボンニュートラルに向けた地域主導の再生可能エネルギーのさらなる拡大、地域の省エネ推進などが挙げられております。何か具体策はお考えでしょうか、お伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 省エネルギー活動の推進につきましては、新第6次振興計画の中の地球温暖化防止に取り組むまちづくりにおいて施策の一つとして掲げているわけでありませうけれども、寒河江市におきましては、温室効果ガス排出量の約7割を家庭生活、それから職場活動、輸送業務における車両使用が占めている状況になっております。また、全国平均値と比較しますと一般家庭からの排出が多い傾向になっているわけでありませうので、各家庭で省エネルギー活動について取り組むことが温室効果ガスの効果的な削減につながっていくというふうにお考えしております。

こうしたことを踏まえて今後、議員からは事業者などというお話もありましたが、市民の皆さん、それから事業者の皆さん、行政が共通認識を持って、全体として連携しながら取り組んでいくことが必要だというふうにお考えしております。そういう意味で、現在実施をしている再生可能エネルギー設備の導入でありますとか集団資源回収活動への支援などのほかに、より一層省エネルギー対策あるいはリサイクル活動の普及促進に取り組む必要があるというふうにお考えしております。

今後、温室効果ガスの削減を推進するために、

太陽光発電システムと連携をして、今話題になっている、電気自動車への蓄電と住宅への電力供給が可能なV2H機器などの新しい設備・機器導入への支援などについても検討を進めているところでもあります。こういう新しい事業については他の自治体でも先進事例などもあるかというふうに思いますので、そうした取組などを十分参考にしながら、しかも寒河江市に適した事業などについて研究して進めていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** やっぱり私も、電気自動車とか二酸化炭素を出さない取組としてやっぱりまだまだあるのではないかなという考えがいたしております。いろんなことを検討していただいて、出さないような社会づくりにしていきたいと思っております。

先ほども申しあげましたが、市民一人一人も意識を持って生活をしていただきたいと思っておりますが、具体的にはどういったことをすれば排出量削減に貢献できるのかお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 一人一人、個人でもできる排出量削減ということについては、国のほうで環境省においても、クールチョイスということで脱炭素社会づくりに貢献する省エネ製品への買換えでありますとか、あるいは、電気の使用量がリアルタイムで分かる省エネあるいは節電を計画できるスマートメーターなどというものがあって、そういうものを活用していくこと、さらには、今は一般的になりましたが、クールビズとかエコドライブといったライフスタイルの選択などということですね、あらゆる地球温暖化対策に資する賢い選択をしていこうという取組が環境省のほうで進めているところでもありますので、寒河江市におきましても、こうした取組を周知、推進していきながら、省エネルギー活動の実践、それから温室効果ガスの排出量削減

を図っていきたいということで考えております。

さらに、先ほど御紹介申しあげましたが、今年度は、市内の小学校4年生の児童の皆さんから地球温暖化対策について考えていただくということで、こどもエコチャレンジというタブレット端末を利用した参加型の啓発活動を実施しているところでございます。内容としては、家庭でできる省エネルギー行動に対してその効果に応じてポイントを付与して、自分の省エネルギー行動がどれだけ温室効果ガスの削減に役立っているかを実感してもらうという取組でございます。そういう事業を展開しながら、その効果なども検証していきたいというふうに思っております。

それから、先般の8月5日号の市報では、省エネルギーやSDGsについて関心を持っていただくために、脱炭素社会を目指してということで特集を組まさせていただいているところであります。そういった意味で市民の皆さんにも周知を図っているところであります。

御指摘のとおり、一人一人が省エネルギーに心がけて、地球温暖化防止に対する意識をさらに持っていただけるよう、これからも様々な媒体などを通して積極的に取組を進めていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** 市長から、こどもエコチャレンジと、小学生に向けて教育を今からしていくというふうなことをお聞きしまして、非常に大事なことだなと、小さい頃から省エネ、エコを考えながら生活していくことは本当に大事なことじゃないかなという感じがいたしました。

排出量削減については機会あるごとに周知をしていただき、カーボンニュートラルに向けた都市として、一波が万波となり社会に貢献するものと確信いたします。そして、住みよい社会を後世に渡していきたいと思っております。

以上で一般質問を終了いたします。ありがと

うございました。

後藤健一郎議員の質問

○国井輝明議長 通告番号13番について、6番後藤健一郎議員。

○後藤健一郎議員 8月30日、文化センターでコロナの集団接種を受けました後藤健一郎です。

昨日ニュースで流れて非常にびっくりしまして、ただ、内容がシールの貼り間違えということで、異物混入等ではなくてほんと胸をなで下ろした次第であります。これだけの人数、そして大規模で迅速にということ、前代未聞の状態ですから、非常に御苦労も多いかと思いますが、健康、安全に関わることでありますのでより丁寧にも今後も進めていただければと思います。

さて、その新型コロナウイルス感染症、以下、新型コロナと略させていただきますけれども、新型コロナの感染拡大は医療や経済だけにとどまらず、広く社会全体に多大な影響を与えております。

感染が確認されました昨年度初冬のウイルスと、現在流行しているデルタ株とは全く違うウイルスだという認識を持ったほうが良いという医療関係者もいるぐらい変異しており、度重なる感染拡大の波に対してその最前線に立ち、対応や蔓延防止のために懸命に取り組んでいらっしゃる関係者各位に敬意を表します。

また、新型コロナは、私たちの生活だけではなく、行政分野でのデジタル化、オンライン化の遅れなど我が国が抱える様々な課題を明らかにいたしました。この課題と対策については、さきの6月の定例会にて一般質問させていただいた次第であります。

今直面している様々な問題を当局、議会、市民の皆さんとで共有し、力を合わせて乗り越えていきたいと願い、以下、通告に従い質問をいたします。

今回、同様のテーマで先日柏倉議員が一般質問していらっしゃいますので、重複する部分の質問は省略させていただき、意見だけ述べさせていただく部分もごございますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、令和2年度寒河江市歳入歳出決算に新型コロナはどのような影響を及ぼしたのかをお尋ねいたします。

今議会で審査されます令和2年度寒河江市歳入歳出決算。昨年3月30日に山形県で初めての新型コロナ陽性判明者が確認されたことから、令和2年度は類を見ない地域経済活動の停滞から始まり、感染防止対策や経済活動支援のための臨時的な支出も必要になったことから、自治体にとっては収入減と支出増の二重苦となる財政的に非常に厳しい、言うなれば新型コロナ初年度になりました。

先日の柏倉議員の一般質問で決算の概要について市長から御答弁いただいておりますが、少しまとめさせていただきますと、新型コロナと7月豪雨被害より歳出は過去最大規模の約309億2,400万円、中でも新型コロナ対策に要した経費は約60億円に上ったとのことでした。

以上が歳出面での主な影響ですので、私は歳入面での影響について伺いたいと思います。

令和2年度の一般会計決算において財源全体の16.1%を占める市税は前年度対比0.7%減少、うち市税の39.5%を占める市民税は、個人分が0.2%、法人分が20.1%それぞれ減少とのことでした。6月定例会で渡邊議員が行った一般質問への答弁では、令和2年度における寒河江市内法人の解散・閉鎖件数は18件あったものの、前年度より4件少なく、企業の倒産は確認されていないとのことでした。企業の倒産もなく、前年度よりも少ない解散・閉鎖件数から勘案しますと、この20.1%という数字は非常に乖離があるなというふうに感じるんですが、この法人市民税の減少をどのように分析し、そしてどの

ような課題があると捉えていらっしゃるのか伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 令和2年度の法人市民税の決算ということでありますが、約2億8,000万円ということで、令和元年度と比較をしますと約7,000万円、後藤議員御指摘のとおり約20.1%減少しているわけであります。

この減少の理由あるいは内訳ということになるわけなんですけれども、実は令和元年10月より法人税割額の税率が11.9%から8.4%に引き下げられております。その引き下げられたことによる減少というのが約3,500万円分ありました。そのほか、御指摘のような新型コロナウイルス感染症の影響によると見られる減少、それから徴収猶予が合わせて約3,500万円というふうに、7,000万円のうちは大まかに言うところのことになっているわけであります。

業種別に納税の増減などを見ますと、医療、福祉、不動産業などの一部の業種では前年比でやや上振れが見られましたが、大部分の業種については減少しております。特に建設業、製造業、卸売業、小売業といった業種では前年度比3割以上の減少が見られるということでありまして、こうした業種に新型コロナウイルス感染症の影響が大きく出ているのではないかとこのように思っているところであります。

○**國井輝明議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** 分かりました。減少した分が全てが全ていわゆる業績悪化というか業績不振ではなく、制度的なものがまず改定されたというところも原因としては半分ぐらいあると、3,500万円ですからね、というようなことをございました。

日本企業、約7割が3月決算と前に聞いたことがありますので、決算の時期を考えますと、令和2年度だけではなくて今年も多少影響するところも、この法人税の引下げについては影響

するものもまだもう少しあるのかなんては思うところではあります。やはり半分、3,500万円の部分に関してはいわゆる業績悪化、多少上振れする業種はあったとしても、やっぱり多くの業種で減少しているというところであったという分析でありました。

これについては後ほどまた詳しくお伺いしたいと思うんですけれども、まず、やはり収入がなければ市の事業は行えないわけですから、まちづくりの鍵になるのは何といたっても収入、つまり歳入であります。柏倉議員の一般質問でも取り上げておりましたが、まずは自主財源として、今、寒河江市のふるさと納税が非常に伸びております。この結果は、市役所職員の皆様や返礼品生産者の皆さん、関係する皆さんの御尽力のたまものと思います。今9月ですので、ここから年明け1月まででしょうかね、ふるさと納税関係は非常に一番忙しい時期を迎えますので、何とぞ御尽力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

そういった御尽力、御努力、御苦勞もありまして、寒河江市ではしっかりとした対応でリピーターが多いというような市長の答弁でございましたけれども、しかしながら、ふるさと納税は一般の市民の方の感覚からいきますとまだまだお取り寄せの感覚というものが強く、他市の動向によってはいきなりがらっと変わってしまうということも少なくないかと思います。

昨年11月の日経新聞には、「コロナ禍の特産品を救え 自治体、ネット通販で支援」という記事が載っておりました。この一例として長野県東御市のことが掲載されておったんですが、昨年9月に楽天市場に公式オンラインショップを開設。オンラインショップはふるさと納税サイトにもつながるようになっており、まず返礼品で東御市の商品の魅力を知ってもらい、通販でリピートしてもらおうと、返礼に使用する地域産品もネットで販売しておりました。市直轄で

はなくて観光物産協会の事業のようでしたけれども、忙しさに輪をかけるようで心苦しいのですが、ぜひ、ふるさと納税が好調な今、そしてコロナの影響で人の往来が非常に左右されていますので、そういう人の往来に左右されない地域の収入増、そして市の歳入増への取組の一つとして今後御検討いただければと思います。

新型コロナの影響に話を戻させていただきますけれども、先日新聞等でも大きく報道されておりましたが、8月31日の東京商工リサーチの発表によりますと、新型コロナ関連の経営破綻が全国で累計2,000件に達し、2020年2月に第1号が判明してから1年後の2021年2月には1,000件だったのに対し、5月には1,500件、そして、その後月間100件を超える高いペースで推移しております。

業種別では飲食業が最多で366件とのこと。寒河江の飲食店に話を聞きますと、昨年よりも今年のほうがひどい、まともに営業できているのはもう数えるほどしかない、ここまでという先が見えないのが非常に厳しい、今はぎりぎりのところで何とか踏みとどまっている状態とおっしゃってありました。また、山形県の感染拡大防止特別集中期間になったらお客さんはさらに減って、もうしばらくお店を休んで、年末近くまで様子を見てみようかと思うなんておっしゃる方もいらっしゃいました。

私は、議員を拝命する前、タウン情報誌発行の仕事をしていました。その当時、飲食店はまちの元気のバロメーター、飲食店がにぎわえばまちが活気づくと考え、毎月主に飲食店さんの特集を組んでまちの活性化に取り組んでいたのですが、議員になった今もその考え、根本にあるものは同じであります。

現時点では、大人数ではなくても飲み会などは自粛、あるいは周囲の目を気にして出歩けないという雰囲気なので、なかなか施策でどうこうというのは難しいところではあるのですが、

例えば他市の事例であれば、外食が難しいならばおうちで宴会をと、飲食店の持ち帰りに限定したクーポンや商品券で支援をしているというところも少なくないようです。

また、山形県では、大規模接種で2回接種を終えた方に、仕事や飲食など様々な場面でお互いが安心できるように活用してもらいたいと、独自の接種済みカードを配付するとの報道がありましたし、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会は、この秋を念頭に、ワクチン接種が進んだ段階で日常生活における行動制限の緩和に関する提言をまとめたとの報道もありました。

飲食店さんや宿泊関係施設の方々が本来だったら一番の書き入れどきであり、今頼みの綱にしている年末年始にそれらの業種に特化した支援事業、あるいは、寒河江市では11月までに希望する方のワクチン接種がほぼ完了するという見込みとのことでしたので、ワクチン接種率が高くなった段階での新たな行動様式の提案、普及などを検討してみてもどうかと思います。市長の見解を伺います。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 市内の飲食業、それから旅館業といった業種の方々に关しましては、この新型コロナウイルス感染症の影響により減収幅が一番大きい業種の一つであろうというふうに考えております。

そういった意味でこれまでも様々な支援をさせていただいたわけでありまして、今後も対策が必要な場合には機を逸しないようにスピード感を持って支援をしていく必要があるというふうに思いますし、そういった申しあげた業種のみならず、様々な業態などについては、状況を把握しながらこれからも支援を考えていかなければならないというふうに思いますし、御指摘の年末年始というんですかね、去年と違うのはやっぱりワクチンの接種状況があります

ので、ある程度めどが見えてくるということになるのであればですね、そういった状況を踏まえながらいろんな対策を講じながら少し景気を上向かせるという取組が必要なんだろうというふうに思います。東京方面ではある程度感染が、少しではありますが落ち着きつつあるという、全国的な数字もそうでありますけれども、その辺のところ、今が踏ん張りどころだというふうに思いますけれども、その辺の状況を見てやはり対応していかなければならんというふうに思っております。

そういう意味では、いろんな今現在も進行形の支援事業などもありますから、そういったところなども活用いただきながら、積極的な事業展開なども検討していただければというふうに思いますし、テレビなどでは、ホテルなどにおいてワクチンパスポートを提示をすると少し割引をするなどという独自の取組などを行っている事業者の方もいらっしゃるというふうに聞きますけれども、これから状況を見ながら年末年始に向かっての対策というものを考えていかなければならないというふうに思っております。

○**國井輝明議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** ありがとうございます。市長のお話もありましたが、今、第5波というのを数で把握すると波がやっと少し落ちてきているような感じなので、このままぐっと下がってもらえればなと思うところであります。

今回、昨年度からずっとですけれども、新型コロナの対策というものをいろいろ講じて行っているんですけども、皆さんの心的なところというのもやっぱりありまして、対策がですね、言ってしまうとゼロか100かみたいな感じになってしまっているんですよ。出たらもう何もしない。大丈夫だったらじゃあ前に戻れるのかということ、100まで行けるかということ、今100まで戻せる状態ではないと。なので、やはりワクチン接種が進んだという一つの事象を

基に、少しずつゼロから100に向かって上げていくというようなことが必要ではないかと思えます。ここでいきなり、去年、おととしまでと一緒に、いいです、100で大丈夫ですとなったら、また多分わあっと感染者数が増えて、また今度100になったら次ゼロに落とさなくちゃいけないというふうになってしまうので、少しずつ、ただ状況を見ながらですけれども、こういうことをしたのであればじゃあ次はここまで行けますねというふうに、段階を経て徐々に経済のほうを戻していくというようなことをぜひやっていただければと思います。

ワクチンが日本よりも先に普及した欧米各国では経済が急激に回復し、デルタ株の影響がありながらも、アメリカでは量的緩和金融政策の縮小を年内にも始めるといった話が出ておりますが、日本では残念ながらまだ景気回復を感じることはできない状況であります。これは先ほど申しあげたとおり、業績動向というよりも、周りの目であったりとか気持ち的なところでまだまだ回復していないというところがあるので、いろんな施策を考えて講じている行政としては非常に難しい状況であるかと思えます。

市政概況では、本県経済は新型コロナの影響により依然厳しい産業はあるものの、全体としては持ち直しつつというお話でございましたが、当面は従来どおりの密回避等の感染対策を講じる必要性、また、感染者が増加した場合には経済活動を制限せざるを得ない可能性が高いことが想定されまして、さきに述べたとおり、税収は下がるけれども、感染対策及び地域経済を下支えするための財政出動が必要という二重苦が続くことがまだ予想されております。

我々地方自治体は、この新型コロナへの対応だけではなく、何十年に一度という言葉が全く当てにならない、昨年7月豪雨のような毎年のように発生する大規模な災害への対応、そしてこれまでも問題となってきました人口減少、少

子高齢化への対応など喫緊の政策課題が立ち並んでおります。

しかし、たとえどんな時代であっても、どんな困難が起ころうとも、これらの課題を一つ一つ確実に克服し、地域住民に安心と安全、そして満足度を高めて幸せをもたらすことが私たち行政に携わる者の使命であります。

この決算議会後すぐに編成が始まるであろう令和4年度予算は、財政運営上さらに厳しさが増すのではないかと危惧するところでありますが、現在のこの令和3年の状況などを踏まえ、令和4年度予算についてどのような考えを持って編成に当たるか、お尋ねをさせていただきます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 令和4年度の予算編成についての考え方という御質問であります。まだまだ先が長いのでそこまでは考えが至っていない部分があるわけでありすけれども、先ほど御紹介ありましたけれども、県内の景気動向については、山形県経済動向月例報告とか山形県県内経済情勢報告などによりますと、新型コロナの影響によって依然厳しい産業もあるものの、全体としては持ち直している。また、法人企業景気予測調査によると、企業の景況判断は今後上昇となる見込みもあるというふうになっているところではありますが、しかし市内におきましては、先ほどもちらっと後藤議員のほうからありましたが、令和3年の4月から7月までの法人市民税、令和3年、今年ですね、の税収実績では前年度比約12%のマイナスであることから、令和4年度も厳しい状況が続くのではないかとこのように思っております。

それから、国から予定されている交付金などについては、大変不透明な部分が多くて、去年度とは違う、来年度は分からないと、こういう大変減少の可能性があるというふうに思われているところでもあります。

このような歳入の減少が見込まれるという厳しい状況の中で来年の予算編成をどうしていくかということになるわけでありすけれども、財政の鉄則、入るを量りていずるを制するという礼記の言葉がありますが、歳出についてはより一層効率的な執行による歳出の削減というものを進めながら、健全財政を維持していかねなければならないというふうに考えているわけでありすけれども、しかしながら、守るだけでは、守りに入るだけではですね、やっぱり前を向っていくということが大変大事だというふうに思っています。アフターコロナに向けた取組というものを御指摘のような点も踏まえて強化をして、さらに元気を取り戻すと同時に、人口減少対策あるいはデジタル化の問題など寒河江市の未来を切り開くそういう分野にも積極的に取組を進めて、新第6次振興計画の「さくらんぼと笑顔かがやく 安全・安心なまち 寒河江」の実現のために、市民の皆さん、それから子供たちなどが未来への希望を実感できるような、そういうしっかりとした予算編成を行ってまいりたいというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** 御答弁ありがとうございます。

今回、新型コロナの影響により歳入減と歳出増というのが如実に数字となって顕在化しましたけれども、先ほど申しあげたとおり、そもそも私たち地方自治体は人口減少や経済活動の停滞により緩やかに税収が減ってきておまして、また少子高齢化による社会保障費の増加、さらには公共施設、今プランを立てておりますけれども、公共施設の老朽化により維持管理経費や施設更新経費が必要になりまして、先ほど言った二重苦どころか、もう三重苦、四重苦というような厳しい状況が続いております。

市長がおっしゃられるように、使えるお金、財源が限られている以上、施策、事業に優先順

位をつけて取捨選択をして、あるいは少ない経費で効率的に事業が実施できるように経費の精査を行ったりしながら、見込まれる収入の範囲内で支出を抑えていくという、これまでとは少し違った考えを持って、違ったというかより進んだ考えを持って予算編成をしなくてはならないというようなことでありまして、私もそのとおりだなと思った次第であります。

今回、コロナ禍の中でその厳しさが顕在化し、将来起こるべき危機が少し早めにやってきたと捉えていただいて、これを機会に今後をも見据えた予算編成をお願い申しあげまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

安孫子義徳議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号14番、15番について、4番安孫子義徳議員。

○**安孫子義徳議員** 寒河江創生会の安孫子です。よろしくお願ひいたします。

私、8月19日にワクチン、2回目の接種を終えました。次の日、議員懇談会があったわけですけれども、副反応で議員懇談会を休ませていただきました。副反応があったということは少し抗体ができていのかと、あれから2週間ほどたちますけれども、少し安心してこれから過ごせるのではないかと考えているところです。

通告番号に従って質問させていただきます。

通告番号14、寒河江市の安心・安全に暮らせるまちについて。

防犯カメラの設置状況について。

安心・安全なまちづくりについてですが、新第6次寒河江市振興計画の中で、第3章、元気に安心して暮らせるまちの第7節、交通事故や犯罪のない地域づくりの特に防犯対策について現状を質問いたします。

防犯活動の推進では、犯罪防止のための意識

の高揚を図り、子供や女性、高齢者などを犯罪から守る活動、地域住民による安全で安心な地域づくり、公共空間の安全を図るため、防犯灯の整備や道路等の屋外への防犯カメラなどの設置を推進し、犯罪の未然防止を図るため、犯罪や不審者情報などの伝達の迅速化や共有化を図る体制を整備するとあります。

今や日本の安全神話は近年少し危ぶまれている状況となっている感があり、寒河江市においては、警察や地域の防犯協会の見守りのおかげで軽犯罪は減少傾向にあり、凶悪な犯罪は幸いにも起きていません。特に防犯協会の青パトの見守り、また、皆様も御承知かと思いますが、防犯協会のオレオレ詐欺の取組はNHKの「ためしてガッテン」で放映されるなど、犯罪の抑止力に貢献されており感謝申し上げます。

しかし、我が国全体を見回すと残念ながら決して安堵しているわけにはいきません。そこで、最近、犯人逮捕や犯罪の抑止に威力を発揮しているのが防犯カメラです。防犯カメラのない社会が望ましいのですが、今後、安全に、平和になるとは悲しい話ですが考えにくく、自治体を挙げ、地域を挙げて安心・安全なまちづくりが必要ではないでしょうか。その一つの形として防犯カメラも必要になってくると思います。

第6次寒河江市振興計画では、防犯灯のLED化及び道路等の屋外への防犯カメラの設置とあり、今年4月には防犯カメラの補助金制度が施行されましたが、その中で市内における防犯カメラの設置状況はどのような状態なのか伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 安孫子議員から防犯カメラ設置の状況ということで御質問いただきましたが、防犯カメラの設置につきましては、先ほど御紹介ありましたが、犯罪を予防して被害を未然に防ぐということ、それから、万が一事件事故等が発生した場合には、迅速的確な対応、それか

ら犯罪解決に役立つものというふうに認識をしているところでありまして、近年は防犯カメラの効用についても相当認知されてきているというふうに思いますね。寒河江市でも、公共施設など犯罪の発生が危惧されるような場所などへは防犯カメラを設置しているわけでありまして。

現在、寒河江市で、施設管理上の防犯あるいはその他利用者の安全確保、いたずら防止などを目的として設置している防犯カメラ、市が管理している施設、学校も含めますけれども、それを含めると25か所に71台を設置しております。市民や利用者の安全・安心を確保しているというところでありまして。

そのほか我々が承知しているところでは、寒河江市防犯協会の柴橋支部が独自ですدかね、地域の防犯対策として、柴橋地区内の通学路へ平成29年度にソーラーパネル式の防犯カメラ1基を設置しているというふうなところは承知しています。

そのほか、いわゆる民間の商業施設、金融機関、コンビニなどについては、施設管理上の目的として防犯カメラを設置しているというふうに聞いているところであって、これらについて寒河江警察署にお伺いしましたが、ほとんどのそういう施設では設置を確認しているということをごさいます。ただ、何台かということは把握できませんでしたが、承知をしているところをごさいます。

○**國井輝明議長** 安孫子議員。

○**安孫子義徳議員** 今、設置場所などの説明をいただいたわけですが、本市において安心・安全の中でその数が多いのか少ないのかというのは私はちょっと判断できないわけですが、コンビニやスーパーなど、今もお話がありましたけれども、必ずといってよいほど防犯カメラを設置しています。あるスーパーなどは50台のカメラを設置していると。それは外、中ということで50台の防犯カメラを設置しているという話を聞

いています。

先日、私も警察の方から寒河江の犯罪の動向をお聞きしました。その中で、寒河江市市民による犯罪はあまりないのだが、市外、県外あるいは外国人の犯罪が増えているんだと。皆さんが分からないだけで、ほかから来て悪いことをされているんですよということをお聞きしました。つい先日のことですが、陵南中学校近くのスーパーに2人組の外国人の窃盗があり、1人はすぐに確保されたんですけども、もう1人が逃走するという事件がありました。すぐにもう1人も確保に至ったわけですが、その警察の方とお話ししていたら、「それは私が確保したんだ」とすごい自慢げに言われました。

寒河江もこういういろいろな危険にさらされている実感をしたわけですけども、そのような観点から次の質問をしたいと思います。

通学路の防犯カメラについて。

令和元年12月定例会において、小中学校における安全確保対策という視点から携帯電話の持込みについて質問しておりますが、今回は安全確保の視点から通学路の防犯カメラについて質問したいと思います。

コロナ禍の中、このような調査がありました。都道府県ストレス度ランキングというものです。調査の結果は、ストレスを感じている県ランキング1位は山形県。山形県人は内向的で口数が少なく、努力を重ねるひたむきな人が多い。そういう人ばかりではないと思いますけれども、真面目で辛抱強い気質がストレスをためてしまう理由の一つだというようなことでした。また、隣県の秋田県は47位。同じ東北にありながら全然違う気質だと思いました。これは私思ったんですけども、県庁所在地できつと調査したのではないかと。内陸と秋田は海側ということで、きつとこれを酒田でやったら違うランキングが出たのかなと思っております。

このようにストレスを抱えてしまう私たち山

形県人は、我慢に我慢を重ね、どこかでいつか爆発してしまうのでは、ストレスが犯罪につながるかと危惧しているところです。そのストレスが子供たちに向ける犯罪にならないかと心配しているところでありますが、幸いにも凶悪な犯罪には至っておりません。

軽犯罪や不審者など、特に子供たちへの声かけが後を絶ちません。下校途中の児童が「こっちおいで」と手招きされたり、「どこの学校、名前は。年齢、家を教えて」、また、下校途中だけではなく、これは元町だと思えますけれども、登校途中にも声をかけられたという事案もあるようです。このように子供たちは登下校中にも危険にさらされているわけですが、犯罪抑止の手段として通学路への防犯カメラの設置が有効と思えますが、教育長の御見解を伺います。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 通学路の防犯カメラの設置ということについての御質問でございますけれども、まず本市におきましては、防犯上の観点から、先ほど市長からもございましたが、全ての学校の敷地内に不審者対応のための防犯カメラを設置してございます。議員御指摘のとおり、防犯カメラにつきましては犯罪の抑止力にもなりますし、未然防止にも有効であるというふうに認識しているところでございます。

通学路の安全管理でございますが、これまでも各小学校で地域の方々の御協力をいただいで見守り隊を結成したり、PTA、学校関係者による立哨を行ったりなどしながら、子供たちの安全確保の対応をしておりますけれども、防犯カメラの通学路への設置というふうになりますと、プライバシーの問題あるいは設置後の維持管理などカメラ設置については地域住民との合意形成も必要であるということから、教育委員会が独自に設置するということは現状では難しいというふうに考えているところでございます。

現在各学校において、学校と保護者、地域の

方が共に知恵を出し合って、一緒に協働しながら、子供たちの豊かな未来を支える地域と共にある学校づくりというふうなことで、コミュニティ・スクールによる学校運営を推進しているところであります。来年度は全ての小中学校でこのコミュニティ・スクールによる学校運営が行われるというふうな予定になってございます。

通学路の防犯カメラの設置につきましても、地域と共にある学校づくりというふうなことの一端から、コミュニティ・スクールに設置してある学校運営協議会、地域の関係団体等と議論してコンセンサスを図りながら、必要であれば設置に向けた取組も可能であるというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、市としましても、これまで以上に学校、PTA、学校運営協議会が一体となって寒河江警察署あるいは防犯協会等関係機関と緊密に連携しながら、児童生徒の安全確保に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 安孫子議員。

○**安孫子義徳議員** やっぱり登下校中の子供を見守るということで、防犯カメラ、すごく有効だと思うんですが、今お聞きすればやはりちょっと無理があるというか、いろいろ地域の周りの人との兼ね合いもありますし、ちょっと無理なのかなという今話でしたが、一つ、さっき元町の登校途中の子供が声かけられたという事案があったんですけども、これは昨年のことですね。登校は集団登校だと思うんですけども、これは1人だったのかというのをお答えできればお聞きしたいんですけども、把握しているのであれば。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** これは後で調べましてお答えさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○**國井輝明議長** 安孫子議員。

○安孫子義徳議員 分かりました。ということで、結局難しいという話なので、次の質問に移らさせていただきます。

防犯カメラ設置促進についてです。

地域全体の防犯体制を整えるには、住民一人一人が防犯意識を高く持つことはもちろん、町内会や商店街、自治体による自発的な取組も必要かと思えます。その一つとして防犯カメラの導入、設置が有効ではないでしょうか。

しかし、カメラに見張られていることの不安や圧迫、警戒心を抱く住民の方も中にはいらっしゃると思います。10年前のアンケートによりますと、防犯カメラはプライバシーや監視されているようで反対という意見が多数を占めていたんですけれども、近年、防犯上のカメラについては、犯罪の抑止、また子供や高齢者の見守りの点から防犯カメラの設置については賛成という意見が多くなったということです。

警視庁から警察が設置する街頭の防犯カメラシステムに関する研究会の取りまとめが発表されています。それによりますと、1、防犯カメラのさらなる設置促進、2、適正な街頭防犯カメラの設置・運用の確保、そして3つ目に自治体・民間による防犯カメラの設置促進とその健全な管理・運用の確保が提案されています。

本市では、先ほども申しましたが、今年4月に防犯カメラの補助金制度が施行されましたが、これからどのように安心・安全のための防犯カメラ設置を推し進めていくのかを伺います。

○國井輝明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど来ありましたけれども、寒河江市の新第6次振興計画の重点目標の一つとして、犯罪の未然防止を図って、それから快適で安全・安心な地域づくりを強化するということを目標にしているわけでありまして、そのために、令和3年度から公共空間の安全を図るため道路などの屋外へ防犯カメラの設置を促進するというので、新たに補助制度を実施した

ところでございます。

この事業、先ほど申しあげましたが、道路、公園などの屋外で誰でも自由に利用できる場所などに、町内会でありますとか防犯団体、それから商店街の団体などの地域団体の方が設置した場合、その設置費用の3分の2、上限で20万円を補助するというものになっております。

先ほど防犯協会の柴橋支部で独自に設置をしたということを申しあげましたが、機器も結構な値段がするというので、やっぱり少しでも促進を助長する意味でこの補助制度をつくらせていただきましたが、現在、今年度から始めた制度ということもあって、まだ2団体から問合せをいただいている状況であります。商店街、それから町内会1つずつということであります。

我々としては、先ほど申しあげましたが、議員からも御指摘ありましたけれども、犯罪抑止に大変効果があるというふうに思っておりますので、設置をさらに進めていく必要があるというふうに思っています。そういう意味で、この制度については今年の4月に全町会長さん方に御案内を申しあげたわけでありましてけれども、改めてもう1回、町内会、それから商店街、それから地域の防犯団体などへ働きかけを行って活用していただきたいというふうに思っているところであります。

御質問にもありましたが、安全・安心なまちづくりというのはただ行政だけが取り組んでできるものではないわけでありまして。地域の皆さん、それから事業者の皆さんが協力をして協働で取り組んでいくということが必要でありますので、我々としても、地域の皆さんのプライバシーというものを尊重しながら、必要な場所にこの防犯カメラが設置できるようにさらに支援を進めていきたいというふうに考えております。

○國井輝明議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休 憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、軽部教育長より発言の申出がござい
ますので、これを許可いたします。軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 先ほど通学路の防犯カメラの御質問に関わって、昨年度だと思いますが、下校途中の児童が「こっちおいで」と手招きされて不審者が声がけをしたというふうなことについて、声かけられたのは何人だったかというふうな御質問でありますけれども、学校から報告がありました記録を読みますと、昨年度ですけれども、今年の1月27日ですね、下校途中の16時頃であります。確かに元町で「こっちにおいで」と声をかけられた事案がございました。そのときの帰ったときの児童の数は1人でありました。下校時ですので通学班でないので、帰った子供は1名ということでございました。

学校からの報告がありましたので、警察とも情報を共有するとともに、全ての市内の小中学校に情報を共有して注意喚起を行ったところがあります。声をかけられてもついて行かない、あるいは車に乗らない、不審な質問には答えない、それから、できるだけ人目のある通りを選んで複数で帰ること、被害に遭いそうになったときは大声を出して助けを求めること、それから、不審者に会ったときは情報をすぐに家の人、学校、警察に知らせるというふうなことにつきましても、情報とともに各学校に注意喚起を行ったところでございます。

以上でございます。

○**國井輝明議長** 安孫子議員。

○**安孫子義徳議員** 今、教育長にお話しいただいたわけですが、私の質問とちょっと趣旨が違うなと思いましたが、今は下校途中と言いましたが、私は登校途中のというお話をさせていたいただいたと思います。登校途中です。これ、時間は7時45分、登校途中なので集団登校が基本

ではないのかという先ほどちょっと質問をしたと思いますので、今は下校時間の話になっているので、それは後でお伺いしますのでよろしいです。

先ほど市長からも何度か柴橋地区の防犯カメラについてお話しいただいておりますけれども、この柴橋地区の防犯カメラ、私、防犯協会の方と視察に行っていました。中山三郷寒河江線、柴橋から金谷へ抜ける、民家もない本当に静かなところなんですけれども、防犯協会の方に設置までの状況などを伺ってきたわけですが、まず当初電信柱に設置をお願いしたところ、電信柱の所有者、これは東北電力だと思っておりますけれども、電信柱には駄目ですと断られ、畑の所有者にお願いをし、支柱を立て防犯カメラを設置したが、電源がなく、先ほどおっしゃいましたソーラーによる電源確保まではよかったのだが、畑の所有者の御厚意で今は無償で借りられている。しかし、代替わりしたら土地代が発生するのではないか。また、ソーラーはよいのだけれども、バッテリー劣化による交換にまた費用がかかるのではないかという苦労話を聞いてきました。

このように防犯カメラ設置に至るまでは大変な労力が必要なので、執行部の御尽力を期待したいと思います。

では、続いて通告番号15、新型コロナウイルス感染症における緊急経済対策等について。

第5波到来により再び危機的状況に直面している市内企業への給付金等の追加実施について伺います。

現在、感染力が強いとされるデルタ株の影響で、首都圏をはじめ全国各地でこれまでにない急速な感染拡大となり、感染爆発と言っても過言ではない状況です。一層深刻さを増しております。また、県内でも、県外との往来に起因して、7月下旬から新規感染者数の急増により医療崩壊が現実のものになるおそれがあることが

ら、8月20日から9月12日まで感染拡大防止特別集中期間が実施されました。

コロナ禍の長期化は市内の経済活動に甚大な影響をもたらしており、さらに今回の第5波による感染爆発によって、特に飲食業、宿泊業、観光業が危機的な状況に陥っております。また、小売業、サービス業に加え、製造業、建設業等にもその影響が及んでおり、今後深刻な悪化が懸念されます。

こうした状況を勘案すると、市内企業にとって国や県の緊急経済対策だけでは十分とは言えない状況であり、事業継続や雇用維持に取り組む市内企業への給付金等の緊急な追加支援が必要であると思っておりますが、市長の見解をお伺いします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 現在の状況は、先ほど安孫子議員からも御紹介がありましたが、県内は感染拡大防止特別集中期間ということでありまして、寒河江市内においても感染拡大がなかなか収まらないという状況であります。今日は久しぶりに寒河江市内はゼロのようでありましたが、ここ最近はずっと感染者が確認されているという状況であります。

そうした感染者が出てくるとなかなかいろんな経済活動というのが進んでいかないというところが端的に現れるのが、やっぱり飲食、それから宿泊、そして観光だというふうに思っておりますし、そういう小売業、サービス業に加えてその他の業種にも影響が出ているということであるわけであります。

この件に関しては、先般、寒河江市商工会の会長のほうから対策をとということで要望いただいているところであります。寒河江市におきましては、行政報告でも申しあげましたが、これまでも緊急事業継続給付金などなどいろんな支援策を講じてまいったところでありますし、昨年後半から切れ目のない形でいろんな経済対策

を講じてきたところでありますが、ここに来てなかなか、感染が第5波ということでさらに収まりが見えてこないということでもあります。

近々、料理飲食業組合、それから温泉協同組合、それから旅行業協会の代表の方から私が要望をお受けするという予定になっているわけでありまして、お話を十分お聞きをしながらその対応を検討していきたいというふうに思いますが、我々としては、やっぱり困っている業態あるいは困っている人たちを何とか救って助けていく一助にいろんな支援を講じていきたいという気持ちはずっと持ち続けておりますので、そういう取組をお話を伺いながら検討していきたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 安孫子議員。

○**安孫子義徳議員** 前向きな御答弁と思っております。よろしく申し上げます。

自民党総裁候補の岸田文雄前政調会長の公約では、持続化給付金や家賃支援給付金を再支給するなど、数十兆円の規模の経済対策を実施すると。財源はと問われておりましたが、借金、国債だとはっきり言っていました。皆様の家でも何か困ったことがあれば借金をするでしょうと、借金してでも経済対策や医療体制に十分な資金をもって臨むべきとっておりました。私はこういう方に総理大臣になってほしいと思っております。

続いて、従来型プレミアム商品券発行による全世代対応型消費喚起策の実施について伺います。

現在実施中のキャッシュレスさがえさくらんぼプレミアム商品券については、コロナ禍における新生活様式の推進とキャッシュレス決済の推進という観点から、本市にとりましても大変重要な事業であると認識しております。しかしながら、特に御高齢の市民の方々を中心に、今回のキャッシュレス商品券に対して我々は買えないとの声を数多くお聞きしております。

幅広い年齢層の市民の方々から、その購買力に応じて市内企業から商品、サービスを御購入いただくことが経済対策であると私は考えます。昨年度実施しましたさがえさくらんぼプレミアム商品券は50%のプレミアム率で、かつ幅広い年齢層の市民の方々から御購入いただき利用していただきました。市民の方々はもちろん、市内企業の加盟店からも大変な好評を得たと聞いております。

つきましては、今回の第5波の到来により危機的な状況に陥っている市内企業に対して強い消費刺激作用があり、短期的に地域経済への波及効果が期待できる、従来型（紙）プレミアム商品券を実施することによる全世代対応型の消費喚起策を実施するべきと考えますが、市長の御見解を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今実施しているキャッシュレスさがえさくらんぼプレミアム商品券（チェリンPay）でありますけれども、今購入申込者を募っている状況であります。議員のほうからありましたが、高齢者の方々を中心にして、高齢者が買えない、あるいはスマートフォンではないので買えないとか手続が面倒だという声も寄せられているところであります。

高齢者の皆さんがどのくらいスマホを利用しているかということですが、これは、もちろん県内の調査は分かりませんが、総務省が令和2年、去年の8月に行った通信利用動向調査によりますと、スマートフォンの保有世帯というのは全国で86.8%、これは県内でも84.6%というふうになっております。個人のインターネット利用機器についてはスマートフォンがパソコンより上回っているという状況でありまして、パソコンは20代、30代では9割以上、40代、50代では8割以上、60代では6割以上、70代では3割以上が利用しているという状況になっているところであります。

今、チェリンPay購入申込みを募っているわけでありまして、購入申込者のうち70歳以上の方は7.6%、今の段階ですね、60代の方は17.9%ということで、合わせますと60代以上の方で25.5%の方が購入申込みをしていただいているという状況でありまして、最高齢の方は86歳の方が申し込んでいるという状況であります。

もちろん持っていない方は使えないということにはなるわけでありまして、そういう多くの方が利用できるような状況にもなっているのではないかとこの事業をスタートしたわけでありまして、全国的に見ても200を超える自治体でこういう事業が導入されている状況であります。

そういった意味でぜひ寒河江市内でもということで取組をさせていただきましたし、また、この事業の目的の一つは、やっぱり商店街の商店などの事業者の皆さんがソーシャルディスタンスに対応するためにキャッシュレスを進めていただくということが大きな目的の一つであります。そういうコロナ禍の中での新しい生活様式にマッチした事業者の皆さんの取組を助長していくという狙いがありますので、その辺のところを御理解をいただきたいというふうに思いますし、また、県内でも鶴岡、酒田、上山ですかね、そういった自治体でも既に導入して大変効果が上がっているという話をお聞きをしているところであります。

いずれにしても、今回の取組、事業の成果あるいは課題などについて整理をしていきたいというふうに思いますし、御指摘の御意見なども踏まえて、先ほど後藤議員の御質問にもありましたが、年末年始などに向けての取組などで新たな事業展開などについても検討していきたいというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 安孫子議員。

○**安孫子義徳議員** 連日、商工推進課よりツイッ

ターが届いています。今もピリピリンという、私腕時計で見れるんですけれども、キャッシュレスさがえさくらんぼプレミアム商品券申込期間まで今日を含めて4日、こう毎日出していただいております、商工推進課のほうから。利用拡大のための執行部の御尽力、御努力に感謝申しあげたいと思います。

また、寒河江市の公式ツイッターを見ましたら、この前まで900ちょっとだったかなと思ったら、1,000人超えているんですね。ということで、SNSというのが、経費も抑えられ、有効な情報手段として役立っていると思いますので、数が増えていくというのは大変喜ばしいところであります。

また、チェリンP a yのアプリを見ていると、ちょっと前まで500ダウンロードだったんですけれども、昨日見たら1,000ダウンロードと、チェリンP a yのダウンロード数も増えている状況です。これはアプリだけで見ると500、1,000しか分からないわけで、その後はきっと5,000となってしまうと思うんです。大体想像するに3,000ぐらいの申込みは来ているのではないかというただ想像ですけれども、これ、もし伺えるのであればどれだけの申込数が来ているのか伺います。

- 國井輝明議長** 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長** 9月6日時点しかありませんが、申込者数2,046名ということになっております。
- 國井輝明議長** 安孫子議員。
- 安孫子義徳議員** 私3,000と言いましたけれども、2,000、1,000人足らなかったです。予算額から見ると、きっとまだまだな数字じゃないかと。これは6,000万円の予算がついていると思うんですけれども、大体1万ダウンロードとか1万の人から使っていただかないと、予算計上した6,000万円には達せないのかなというふうに感じています。

私はお盆過ぎにすぐにアプリを入れさせてい

ただきました。私はキャッシュレスを前からやっておりますので、何の違和感もなくキャッシュレスのこれ入れさせていただいたんですけれども、私ももちろん60を過ぎていまして、周りの友達というと、スマホは持っています。しかし、アプリさえ入れられない人がたくさんいます。私は丁寧にそれを説明して10人ぐらいの方にアプリを入れていただきました。中にはやっぱり、「こだな分がらねえ」、捨てぜりふを残して途中で作業をやめてしまう方もいらっしゃいました。私も丁寧に教えているつもりなんですけれども、なかなか伝わらなかったのかなというふうに反省していますけれども、昨日も1人の方に入れてくださいと言って頼んで入れていただきました。

これは本当にお得感がありますので、あと便利ですので、使っていただきたい、本当にいい施策と思っています。ただ、先ほども言いましたけれども、やっぱり恩恵が受けられない人がたくさんいると聞いております。ぜひ不公平感のない施策をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

荒木春吉議員の質問

- 國井輝明議長** 通告番号16番から18番までについて、13番荒木春吉議員。
- 荒木春吉議員** 私は令和の会の一員として通告している3課題について質問しますので、市長と教育長、答弁よろしく申し上げます。

まず、通告16番の太陽光発電について伺います。

本市農業委員会広報紙「いきいき」No.79に令和2年度遊休農地の調査結果が写真入りで出ていた。市内8地区の合計が49万4,180平方メートルだそうです。資源小国の日本としては非常にもったいない事象ではあります。

そこで、本市内の太陽光発電の助成策につい

て伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 荒木議員からは耕作放棄地での太陽光発電ということで御質問をいただいておりますが、寒河江市におきます遊休農地、荒廃農地の発生防止と解消への取組というのは新第6次振興計画にも掲げております重要施策の一つになっております。

令和2年度における市内8地区の遊休農地の総面積は、先ほど御紹介ありましたが、49.4ヘクタールということで、これは前年度49.2ヘクタールでありましたからほぼ横ばいで推移している状況であります。

寒河江市におきましては、令和2年度に遊休農地の解消策として寒河江市耕作放棄地再生利用交付金事業というものを市独自で実施しております。令和2年度は9件の申請で1.12ヘクタールが解消されている状況であります。また、改正農業委員会等に関する法律の施行以来、農地などの利用の最適化の推進が最重要事務というふうにされておきまして、この中にあります遊休農地の発生防止・解消について、新たなやまがた「人・農地」リニューアル事業の施行、それから耕作放棄地有効活用交付金の拡充を図るなど、発生防止と解消に鋭意取り組んでいるところであります。

御質問は耕作放棄地を利用した太陽光発電設備を対象とする補助制度ということでありますが、市単独ではそういう補助制度はございませんが、国におきましては、電動農業機械を導入する取組などを対象として、発電した電気を営農面でフル活用するモデルの構築を目指す営農型太陽光発電システムフル活用事業、それから、地域や農業と調和した再生可能エネルギーの導入を促すことにより、地域内電力消費のモデル事例を創出し自発的な取組の拡大を目指す、廃熱・未利用熱・営農地等の効率的活用による脱炭素化推進事業というのが施行されているとい

うふうに聞いております。

我々としては、今後も遊休農地の発生防止・解消に向けて、いろんな方面からの可能性を模索しながら課題解決に努めていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○**國井輝明議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** 答弁ありがとうございました。

続いて、蓄電機器の支援策を伺います。

10年前の東日本大震災の教訓は「万が一を頭の片隅に置く」であります。停電になって大変困ったことは市民の記憶に新しいところです。電気の欠点はためることができないことにあります。

そこで、蓄電機器の助成策について伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市におきましては、再生可能エネルギー設備導入事業費補助金制度というものを設けまして、平成30年度から市内の一般住宅及び事業所を対象にして太陽光発電設備や蓄電池、木質バイオマス燃料機器等の設置について助成をしているところであります。

蓄電池については、平成30年度は太陽光発電設備との併設を要件としておりました。交付実績としては4件、補助金額は62万円ということでございました。翌令和元年度からは、再生可能エネルギー導入の一層の普及と促進を図るという観点から、要件の一部を緩和して蓄電池単体での設置も補助対象にしたところであります。交付実績については、令和元年度は18件、補助金額286万円、令和2年度は17件、補助金額222万8,000円、そして、今年度はまだ8月末現在でありますけれども、既に20件、286万2,000円になっているということでありまして、蓄電池のほかに太陽光発電設備や木質バイオマス燃料機器等の補助金などを合算しますと当初予算を超える件数が見込まれることから、今定例会に追加の予算を計上させていただいているところ

であります。

こうした状況を見ますと、再生可能エネルギー導入に対する市民の皆さんの関心が年々高まってきているものというふうに思います。また、蓄電池については、近年多発しております自然災害時への蓄えとしても大変有効なものであるというふうに思われますので、これからも地球温暖化対策の施策の一つとしてより一層推進してまいりたいというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** 最近の新聞を見ますと、太陽光発電も住友不動産と東電で実質ただでできるような技術が開発されたと、1週間ちょっと前の新聞に出ていました。そして、個人の普及率はまだ10%にも満たない普及率なので、そういう制度を整えて前進できるようにしてもらいたいなと思っています。

次に、通告17番のひきこもり対策について伺います。

アンアンに「美女入門」を連載し、評論家からは思想がないと言われていた林 真理子氏の「小説8050」がベストセラーになりました。粗筋は、学生時代に受けたいじめのために不登校とひきこもりになった息子のために、父親が本気丸出しで裁判に訴えるという小さな説です。結末は必ずしも幸せではありませんが、考えさせられる中身ではあります。ちなみに、弁護士に言わせると、裁判は原告が8割、弁護士が2割だそうです。

そこで、本市内のひきこもり者の現況について伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 市内におきますひきこもりの対象者の状況、現況ということですが、これはなかなか実態の把握というのが難しい状況であります。

そういう状況であります。県のほうで平成

25年と平成30年の2回、ひきこもりなどへの支援の充実に役立てるためということで、地域の実情に通じた民生委員・児童委員並びに主任児童委員の方々を対象にしたアンケート調査を行っております。民生児童委員の方を通じたアンケートですから、寒河江市の民生児童委員の方もということになりますので、その結果、本市におきましては、ひきこもりなど社会生活に参加する上で困難を有する若者などについては、平成25年は49人、平成30年は58人ということで、2割ほど増加しているという状況にあります。

しかし、この調査は、今申しあげましたとおり、あくまでも民生児童委員の方々が日頃の支援活動で参加している人数をアンケート形式でまとめたというものでありますので、この調査のほかにも悩みを持ったまま相談できずにいらっしゃる方もいるというふうに推測されるところであります。

一方、国全体になりますけれども、内閣府では平成30年に、生活状況に関する調査というもので全国から無作為に抽出した40歳から64歳までの5,000人とその同居家族を対象にアンケート調査を実施しております。

その結果、まとめのほうに書いてありますからちょっと読まさせていただきますが、平成30年度調査の結果により、全国の満40歳から満64歳までの人口の1.45%に当たる61万5,000人がひきこもり状態にあると推計される。また、専業主婦や家事手伝いでひきこもり状態の者も存在すること、ひきこもり状態になってから7年以上の者が半数近くに及ぶこと、「8050」も7年でしたね、ということですが、初めてひきこもりの状態になった年齢が全年齢層に大きな隔たりなく分布していること、若い世代と異なり退職したことをきっかけにひきこもり状態になった者が多いことなどが明らかになった。また、平成27年度に実施した満15歳から満39歳までを対象にした調査でも、人口の1.57%に当

たる54.1万人がひきこもり状態にあると推計されており、ひきこもりはどの年齢層でもどんな立場の者にも見られるものであり、どの年齢層からでも実に多様なきっかけでなり得るものであることが分かると、こういうことを言っております。

そういうことで、最後に締めておりますが、この調査結果が、子供、若者の支援に直接関わらない部局を含め政府全体で共有されるとともに、地方自治体や民間団体にも広く共有され、ひきこもり対策を一層充実するために活用されることを期待したいということでもあります。我々もこうした調査結果を踏まえて、取組の参考にしていきたいというふうに考えているところであります。

○**国井輝明議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** 答弁どうもありがとうございました。

次に、彼らへの対策について伺います。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ひきこもりなどで悩んでいる方、あるいはその御家族の方については、御近所などに知られないようにというふうにしている場合なども多くあるわけでありまして、本人及び家族が悩みや不安を相談する場などの環境を整えていくということは大変大事なことだというふうに思いますので、寒河江市におきましては、ひきこもりの方や御家族の方の相談支援として保健師が随時相談に応じる体制を取っております。また、精神科医師や専門の相談員による個別相談など、予約制ではありますが、行っているところであります。

また、年代や課題に応じて相談する窓口も変わってくるということでもありますので、内容に応じて、県の精神保健福祉センター内の自立支援センター「巣立ち」というところがありますが、などの関係機関と連携を図りながら支援を行っているところであります。

ただ、ひきこもりなどの方が積極的に相談に応じて来られるのかというところが一つ課題がありますので、そうした場合なども踏まえながら、やはり地域での関わり合いが大変重要であるというふうに思います。今後も、先ほど来ありますが、民生児童委員の方からの情報提供などをいただきながら、ひきこもりなどの方々に対するサポートを継続していかなければならないというふうに考えているところであります。

○**国井輝明議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** この質問はたしか渡邊さんが2年ほど前に多分質問して、平成30年は58人ですか、そういう答弁を聞いていると思います。私が危惧するのは、8050ではなくて9060、ひいては10070となるんじゃないかなという懸念から質問したものです。

不登校もひきこもりも、私と違ってナイーブな方というか繊細な方がなるものだなと。だから、自分から進んで相談に訪れるという、そういう類いのものではないんですね。林 真理子さんの小説にもあったとおり、解決というか回答というか、そんなものは多分ないんだろうと思います。ピンク色の解決もないし、かといって真っ黒かという真っ黒でもない。多分中間のグレーの対応しかできないのかなと思いますけれども、最近でも毎日新聞とあと赤旗日曜版でも取り上げていましたが、最近ひきこもり白書というのができたんだそうです。対象者が1,600人ちょっとなんですけれども、そういう文書が出ることで自分が多分問題の深さを物語っているんだなと私は思っています。多分公的な文書ではないので、正確さがどうか私は分かりませんが、多分そういうことが出てくることで自分が今の時代を反映しているなと思っておりますので、ピンク色の解決はなくとも、ウェルビーイングな、生きてりゃいいんだよというふうな解決策で対処していただければなと思っています。

次に、最後の18番の教育問題について伺います。

今春5月27日には2年ぶりの小6、中3対象の全国学力調査が行われた。コロナ禍での休業実施等があって大変な状況だったと推察します。

8月31日の文科省公表が9月1日の新聞等に結果が出ていました。中身は全国都道府県の平均正答率(%)だった。そこで、市内小中校の現況分析について伺います。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 春に実施されました全国学力・学習状況調査の結果につきましては、先ほどございましたが、8月31日に公表されておりますけれども、本市の状況を申し上げますと、国語の平均正答率は全国と比較しますと小学校が2.3ポイント、それから中学校が2.4ポイント上回っております。それから、算数・数学につきましては、小学校は僅かではありますが0.2ポイント全国を下回っておりますが、中学校は0.8ポイント上回っております。一方、本市の状況を山形県の平均正答率と比較いたしますと、小中学校全ての教科で上回るというふうな状況になりました。

また、経年の変化で見ますと、本市は平成30年度までは多くの教科で全国平均正答率を下回って、学力向上ということが喫緊の課題でございましたが、令和元年度、昨年度はコロナで中止だったので今年ということになりますけれども、ほとんどの教科で全国正答率を上回っているというふうな状況でございます。

また、同一の集団の児童生徒に着目して、小学校6年生のときの結果、その子供たちが中学校3年生になった、それを比較してみますと、全国平均正答率との差で比較してみますと、平成29年度以降はほとんどの教科で小学校6年生時よりも中学校3年生時のほうが改善されて、良好な結果になってきているということが言えます。

本市の学力がこのように改善してきている要因の一つには、平成29年度から市の教育研究所、これは全ての教職員の研修・研究機関でございますが、その教育研究所の組織運営の改編を行って、中学校区ごとに小学校と中学校が連携して学力向上に取り組んできたということがあるというふうに思っております。小中学校の教員が様々な学力調査の結果をお互いに開示をして共有化を図るとともに、そこで浮き彫りになった課題を解決するために、実際の授業を参観しながら授業改善について議論を重ね、小中9年間を見通して育成すべき資質・能力を明確にしながら授業改善を推進してきたということがこのような良好な結果につながったのではないかなというふうに考えているところであります。

今回の調査結果につきましてはさらに分析を進めて、その結果を各小中学校と共有しながら、引き続き児童生徒一人一人の学力向上を図る手だてを講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** 答弁どうもありがとうございました。

9月1日の新聞記事で私の目がいったのは、朝日19ページの「自宅にある本の冊数 浮かぶ学力との関係」の箇所でした。同テストで同時に取ったアンケート項目は2つあり、自宅にある本の冊数と家庭での日本語会話回数とのこと。

そこで、教育長答弁を踏まえた小中校生の学力充実策について伺います。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 学力調査と同時に学習状況調査というものも行われているわけですが、今議員からございました、自宅にある本の冊数をテストでは本棚の絵を示しながら問うというふうな質問がございました。これは今年度初めて、調査以来初めて出題されたものでございます。議員より御指摘がありました自宅

にある本の冊数と学力の関連について、本市の児童生徒についても分析を行ったところでございます。

小学生では、家にある本501冊以上と回答した児童は全体の3.4%であります。その児童の国語の平均正答率は78.6%であります。一方で、家にある本がゼロから10冊と回答した児童は全体の12.4%で、その児童の国語の平均正答率は60.5%でございました。

中学生につきましては、501冊以上と回答した生徒は全体の4.2%で、その生徒の国語の正答率は76.0%であります。一方、ゼロから10冊と回答した生徒は全体の13.0%で、その生徒の国語の平均正答率は66.5%でございました。

これまでの学力調査でも読書量が多い児童生徒の学力が高いというような考察がなされておりましたけれども、今回の調査では家庭の蔵書数と学力にも相関関係があるということが明らかになっており、本市の児童生徒にもその傾向が認められたなというふうに思っております。

しかし、各学校の状況を細かく見ていきますと、家にある本の冊数が少ない児童生徒の割合が高い学校でも高い学力を示した学校がありますので、学力との相関は、家庭の本の数ですね、蔵書数だけでなく、学校図書館の活用状況、あるいは授業での指導方法、内容も含めて総合的な分析が必要だなというふうに考えております。

いずれにせよ、学校、家庭において児童生徒の周りに本があるという環境は、それだけ書籍に触れる機会が増え、ひいては読書をする時間が増える効果があるんだろうなというふうに考えられるところでございます。本市では今年度から読書活動のさらなる推進を目的として全ての小中学校に教育活動補助員を配置しておりますので、本好きな子供たちを増やすということとともに、家庭だけでなく学校においても読書量を増やす取組につながるものだというふうに

考えているところでございます。

また、議員より家でどのくらい日本語を話すのかという問いについても御指摘がございましたが、この問いにつきましては、新聞でも報道されておりますが、外国にルーツを持つ児童生徒への細やかな対応を目指すために尋ねられたものでございます。

本市の結果は、家で日本語を時々話すと全く話さない、この答えを合わせた割合でありますけれども、全体の1.9%であります。本市には、外国にルーツがあり、市として日本語指導支援員を配置して日本語を個別に指導している児童生徒もおりますし、中には家庭では日本語ではなくて保護者の母国語で会話するという児童生徒もおりますので、今回の結果につきましてはその背景なども含めてさらなる分析が必要だと考えております。教育委員会としましては、外国にルーツを持つ児童生徒や障がいがあり支援の必要な子供たちも含めて、全ての児童生徒一人一人の学力向上に向けて各学校の教育環境の整備あるいは研修の充実に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** 今日は前回より中身がよかったということで、これまでの教育委員会の取組がよかったということだと私は思っています。これからも地道な努力をしていただきたいと思います。

今回、私質問するに当たって、にわか勉強ですが、工藤勇一さんという山形出身の麴町中の校長を務めた方と鴻上尚史という演出家の対談本を読みました。その中で私が一番印象に残ったのが見える学力、見えない学力でして、今回テストの結果でいろいろ考察したわけですが、テストの点数というのは見える学力ですね。でも、見える学力を支えるのは見えない学力というか、学習習慣とか好きなことに取り組む、興味を持つ心とか、そういうものが大事なんです

ね。テストの結果というのは数字ですからすぐ分かりますけれども、それを支えるのはやっぱり日頃の習慣とか興味を持っているか否かが多分そうなんだと思います。

私の好きなゴリラ学者の山極壽一さんが8月21日の朝日新聞で、塾、代々木ゼミナールの親分と対談しているんです。その中で述べていることは、人間は、人と、動物と、それから自然と対話することによって一丁前になっていくんだということを言っています。だから、家庭内においても会話というか対話というかそういうものがないと、気持ちが熟成していかないんじゃないかなと私は思っています。それに向かって、イソップ童話ではありませんけれども、北風と太陽の精神で先生を叱咤激励し、生徒も叱咤激励していただければなと思います。

質問を終わります。

散 会 午後0時03分

○國井輝明議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和3年9月9日（木曜日）第3回定例会

○出席議員（15名）

1番	國井輝明	議員	2番	太田陽子	議員
3番	鈴木みゆき	議員	4番	安孫子義徳	議員
5番	月光裕晶	議員	6番	後藤健一郎	議員
7番	渡邊賢一	議員	8番	古沢清志	議員
9番	佐藤耕治	議員	10番	太田芳彦	議員
12番	沖津一博	議員	13番	荒木春吉	議員
14番	柏倉信一	議員	15番	木村寿太郎	議員
16番	伊藤正彦	議員			

○欠席議員（1名）

11番 阿部 清 議員

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長	武田伸一	企画創成課長
大沼利子	財政課長	高林清美	市民生活課長
東海林恒	防災危機管理課長	武田新二	建設管理課長
伊藤孝	上下水道課長	猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
小林博之	商工推進課長	山田良一	さくらんぼ観光課長
鈴木隆	健康福祉課長	眞木立子	子育て推進課長
柏倉信一	会計管理者（兼） 会計課長	小林弘之	病院事務長
佐藤肇	学校教育課長	後藤芳和	生涯学習課長
船田孝夫	監査委員	木村幸一	監査委員 事務局局長

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	総務主幹
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

議事日程第4号

第3回定例会

令和3年9月9日(木)

午前9時30分開議

再開

- 日程第1 認第1号 令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 2 認第2号 令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 3 認第3号 令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 4 認第4号 令和2年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 5 認第5号 令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第6号 令和2年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第7号 令和2年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 8 議第43号 令和2年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 〃 9 議第44号 令和2年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 〃 10 議第45号 令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- 〃 11 議第46号 令和3年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 〃 12 議第47号 寒河江市個人情報保護条例の一部改正について
- 〃 13 議第48号 寒河江市手数料条例の一部改正について
- 〃 14 議第49号 寒河江市チェリーランドに関する条例の一部改正について
- 〃 15 議第50号 西村山広域行政事務組合規約の一部変更について
- 〃 16 議第51号 市道路線の認定について
- 〃 17 請願第4号 米の需給調整に関する請願
- 〃 18 質疑
- 〃 19 決算特別委員会設置
- 〃 20 予算特別委員会設置
- 〃 21 委員会付託
- 休憩
- 再開
- 日程第2 寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選結果報告について
- 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

- 國井輝明議長** おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員は、11番阿部 清議員であります。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

議 案 上 程

- 國井輝明議長** 日程第1、認第1号令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第17、請願第4号米の需給調整に関する請願までの17案件を一括議題といたします。

質 疑

- 國井輝明議長** 日程第18、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いします。
初めに、認第1号令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
次に、認第2号令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
次に、認第3号令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
次に、認第4号令和2年度寒河江市介護保険

特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第5号令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第6号令和2年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第7号令和2年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第43号令和2年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第44号令和2年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第45号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第46号令和3年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第47号寒河江市個人情報保護条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第48号寒河江市手数料条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第49号寒河江市チェリーランドに関

する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第50号西村山広域行政事務組合理約の一部変更についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第51号市道路線の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、請願第4号米の需給調整に関する請願に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

決算特別委員会設置

○**国井輝明議長** 日程第19、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第1号令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議第44号令和2年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9案件については、議長及び議会選出監査委員を除く14人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第1号令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議第44号令和2年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9案件については、決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

予算特別委員会設置

○**国井輝明議長** 日程第20、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第45号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)については、議長を除く15人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第45号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)については、予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委員会付託

○**国井輝明議長** 日程第21、委員会付託であります。

このことにつきましては、お示ししております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務産業常任委員会	議第47号、議第48号、議第49号、議第50号、議第51号、請願第4号
厚生文教常任委員会	議第46号
予算特別委員会	議第45号
決算特別委員会	認第1号、認第2号、認第3号、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、議第43号、議第44号

○**国井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時37分

再 開 午前11時05分

- 國井輝明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

寒河江市議会決算特別委員会 正副委員長の互選結果報告について

- 國井輝明議長 日程第22、寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選結果報告についてであります。

休憩中に決算特別委員会が開催され、正副委員長が互選されましたので、御報告いたします。

決算特別委員会委員長 古沢清志議員

決算特別委員会副委員長 月光裕晶議員

以上であります。

散 会 午前11時05分

- 國井輝明議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和3年9月22日（水曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	太田陽子	議員
3番	鈴木みゆき	議員	4番	安孫子義徳	議員
5番	月光裕晶	議員	6番	後藤健一郎	議員
7番	渡邊賢一	議員	8番	古沢清志	議員
9番	佐藤耕治	議員	10番	太田芳彦	議員
11番	阿部清	議員	12番	沖津一博	議員
13番	荒木春吉	議員	14番	柏倉信一	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	伊藤正彦	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長	武田伸一	企画創成課長
大沼利子	財政課長	伊藤孝	上下水道課長
柏倉信一	会計管理者 （兼）会計課長	小林弘之	病院事務長
佐藤肇	学校教育課長	船田孝夫	監査委員
木村幸一	監査委員長		

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	総務主幹
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

議事日程第5号

第3回定例会

令和3年9月22日(水)

予算特別委員会終了後開議

再開

(決算特別委員会付託関係)

- 日程第1 認第1号 令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 2 認第2号 令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 3 認第3号 令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 4 認第4号 令和2年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 5 認第5号 令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第6号 令和2年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第7号 令和2年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 8 議第43号 令和2年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 〃 9 議第44号 令和2年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 〃 10 決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 11 質疑・討論・採決

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第12 議第45号 令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- 〃 13 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 14 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第15 議第47号 寒河江市個人情報保護条例の一部改正について
- 〃 16 議第48号 寒河江市手数料条例の一部改正について
- 〃 17 議第49号 寒河江市チェリーランドに関する条例の一部改正について
- 〃 18 議第50号 西村山広域行政事務組合規約の一部変更について
- 〃 19 議第51号 市道路線の認定について
- 〃 20 請願第4号 米の需給調整に関する請願
- 〃 21 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 22 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第23 議第46号 令和3年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 〃 24 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 25 質疑・討論・採決

日程第26 議案第8号 米の需給調整に関する意見書の提出について

〃 27 議案説明

〃 28 質疑・討論・採決

〃 29 議案第9号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

〃 30 議案説明

〃 31 委員会付託

〃 32 質疑・討論・採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

日程の追加

寒河江市議会議会運営委員会委員長の互選結果報告について

再 開 午前10時45分

○**國井輝明議長** おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。古沢議会運営委員長。

〔古沢清志議会運営委員長 登壇〕

○**古沢清志議会運営委員長** 本日の会議運営につきましては、去る9月21日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます案件について申し上げます。

追加案件は、議案第8号米の需給調整に関する意見書の提出について及び議案第9号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についての2件であります。

このことにより、議事日程の一部変更が必要となります。日程変更の詳細につきましては、お示ししております日程表のとおり変更となります。

以上、よろしくお取り計らいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○**國井輝明議長** お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は、議会運営委員長

報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

- 國井輝明議長** 日程第1、認第1号令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第9、議第44号令和2年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9案件を一括議題といたします。

決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明議長** 日程第10、決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

決算特別委員長報告を求めます。月光決算特別委員会副委員長。

〔月光裕晶決算特別副委員長 登壇〕

- 月光裕晶決算特別副委員長** ただいま委員長が不在となっておりますので、副委員長の私から決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会に付託になりました案件は、認第1号令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号令和2年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号令和2年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について、認第7号令和2年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について、議第43号令和2年度寒河江市水道事業会計

利益の処分及び決算の認定について、議第44号令和2年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

9月9日、委員13名出席、当局からは市長はじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、9案件を一括議題とし、議案説明を受け質疑に入り、質疑の後、各分科会に分担付託し、審査することいたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

最初に、認第1号から認第7号までの7案件を一括して採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第43号及び議第44号の2案件について一括して採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

その後、古沢清志委員より、委員長辞任願が提出され、本委員会においてこれを許可しております。

以上で決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

- 國井輝明議長** 日程第11、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、認第1号令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号令和2年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号令和2年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について及び認第7号令和2年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についての7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する委員長報告はいずれも認定であります。

7案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、認第1号、認第2号、認第3号、認第4号、認第5号、認第6号及び認第7号の7案件は原案のとおり認定されました。

次に、議第43号令和2年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について及び議第44号令和2年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する委員長報告はいずれも可決及び認定であります。

2案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第43号及び議第44号は原案のお

り可決及び認定されました。

議 案 上 程

- 國井輝明議長** 次に、日程第12、議第45号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明議長** 日程第13、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。佐藤予算特別委員長。

〔佐藤耕治予算特別委員長 登壇〕

- 佐藤耕治予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会に付託になりました案件は、議第45号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）であります。

9月9日、委員14名出席、当局からは市長はじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、議第45号を議題とし、質疑の後、各分科会に分付託し審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第45号を採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第14、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第45号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第45号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○**國井輝明議長** 次に、日程第15、議第47号寒河江市個人情報保護条例の一部改正についてから日程第20、請願第4号米の需給調整に関する請願までの6案件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第21、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。後藤総務産業常任委員長。

[後藤健一郎総務産業常任委員長 登壇]

○**後藤健一郎総務産業常任委員長** 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、9月10日、委員7名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第47号から議第51号まで及び請願第4号の6案件であります。

審査に入る前に審査の都合上、初めに、議第51号の審査を行い、次に、議第47号、議第48号、議第49号、議第50号、請願第4号の順で審査することを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第51号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。質疑の内容を申しあげます。

委員より「仲田のほうについては、今回認定する市道の突きあたりに舗装された民地が接続しているが、雪置場などでのトラブル発生の心配はないか」との問いがあり、当局より「開発行為を行う前に事前に図面での協議はされておりますが、御指摘の場所については、今後、なお開発業者との協議で調整していく必要があると思っております」との答弁がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第47号寒河江市個人情報保護条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第48号寒河江市手数料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第49号寒河江市チェリーランドに関する条例の一部改正についてを議題とし、当局

の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第50号西村山広域行政事務組合規約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第4号米の需給調整に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読後、審査に入りましたが、質疑、意見等もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり採択すべきものと決しました。

請願第4号が採択すべきものと決しましたので、請願第4号に係る意見書について、担当書記による意見書案の朗読後、審査に入りましたが、質疑、意見等もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって意見書案のとおり議会案を提出するものと決しました。

以上で総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第22、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第47号寒河江市個人情報保護条例の一部改正について、議第48号寒河江市手数料条例の一部改正について、議第49号寒河江市チェリーラ

ンドに関する条例の一部改正について、議第50号西村山広域行政事務組合規約の一部変更について、議第51号市道路線の認定について及び請願第4号米の需給調整に関する請願の6案件を一括して採決いたします。

ただいまの6案件に対する委員長報告はいずれも可決及び採択であります。

6案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第47号、議第48号、議第49号、議第50号、議第51号及び請願第4号の6案件は原案のとおり可決及び採択されました。

議案上程

○**國井輝明議長** 次に、日程第23、議第46号令和3年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第24、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。鈴木厚生文教常任委員長。

[鈴木みゆき厚生文教常任委員長 登壇]

○**鈴木みゆき厚生文教常任委員長** 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、9月13日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第46号の1案件であります。

審査の内容を申しあげます。

初めに、議第46号令和3年度寒河江市介護保

険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第25、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第46号令和3年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第46号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○**國井輝明議長** 次に、日程第26、議会案第8号米の需給調整に関する意見書の提出についてを議題といたします。

議案説明

○**國井輝明議長** 日程第27、議案説明であります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第8号については、会議規則第37条第3項の規定により議案説明を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案説明を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第28、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会案第8号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議会案第8号米の需給調整に関する意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議会案第8号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○**國井輝明議長** 次に、日程第29、議会案第9号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議案説明

○**國井輝明議長** 日程第30、議案説明であります。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号については、会議規則第37条第3項の規定により議案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明を省略することに決しました。

委 員 会 付 託

○**國井輝明議長** 日程第31、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○**國井輝明議長** 日程第32、これより質疑・討論・採決に入ります。

議案第9号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議案第9号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意

見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時13分

再 開 午前11時25分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日 程 の 追 加

○**國井輝明議長** 先ほど古沢清志議会運営委員長から委員長の辞任願が提出されました。

休憩中に開催されました議会運営委員会において、古沢議員の議会運営委員長辞任について許可され、後任の委員長の互選が行われました。お諮りいたします。

この際、寒河江市議会議会運営委員会委員長の互選結果報告についてを日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、寒河江市議会議会運営委員会委員長の互選結果報告についてを日程に追加することに決しました。

寒河江市議会議会運営委員会 委員長の互選結果報告について

○**國井輝明議長** 議会運営委員会委員長の互選結果を報告いたします。

議会運営委員会委員長は、阿部 清議員に決定いたしました。

閉 会 午前 11 時 26 分

- 國井輝明議長 これにて令和 3 年第 3 回寒河江市議会定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 國 井 輝 明

会議録署名議員 鈴 木 みゆき

会議録署名議員 木 村 寿太郎

令和3年9月9日（木曜日）決算特別委員会

○出席委員（13名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	渡邊賢一	委員
8番	古沢清志	委員	9番	佐藤耕治	委員
10番	太田芳彦	委員	13番	荒木春吉	委員
14番	柏倉信一	委員	15番	木村寿太郎	委員
16番	伊藤正彦	委員			

○欠席委員（1名）

11番 阿部 清 委員

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	武田伸一	企画創成課長
石橋慶幸	デジタル戦略 課 長	大沼利子	財政課長
片桐勝元	税務課長	高林清美	市民生活課長
東海林恒	防災危機管理 課 長	武田新二	建設管理課長
伊藤孝	上下水道課長	猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長
小林博之	商工推進課長	山田良一	さくらんぼ観光 課 長
軽部修一	慈恩寺振興課長	鈴木隆	健康福祉課長
今野育男	高齢者支援課長	眞木立子	子育て推進課長
柏倉信一	会計管理者（兼） 会計課長	小林弘之	病院事務長
佐藤肇	学校教育課長	後藤芳和	生涯学習課長
小泉尚	スポーツ振興 課 長	船田孝夫	監査委員
沖津一博	監査委員	木村幸一	監査委員 局長

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局 局長	東海林茂美	総務 主幹
兼子拓也	総務係 主任	古谷駿幸	総務係 主事

決算特別委員会議事日程第1号 第3回定例会
令和3年9月9日(木) 本会議休憩中開議

開 会

- 日程第 1 寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選について
" 2 認第 1号 令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
" 3 認第 2号 令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
" 4 認第 3号 令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
" 5 認第 4号 令和2年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
" 6 認第 5号 令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
" 7 認第 6号 令和2年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
" 8 認第 7号 令和2年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
" 9 議第43号 令和2年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
" 10 議第44号 令和2年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
" 11 議案説明
" 12 質疑
" 13 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時50分

○高林雅彦事務局長 初めての決算特別委員会です。委員条例第10条第2項の規定により、年長の木村寿太郎委員に臨時委員長をお願いいたします。

○木村寿太郎臨時委員長 おはようございます。初めての決算特別委員会です。委員長が互選されるまでの間、年長の私が委員長の職務を行います。暫時の間、御協力をお願い

いたします。

ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

寒河江市議会決算特別委員会
正副委員長の互選について

○木村寿太郎臨時委員長 日程第1、寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選についてを

議題といたします。

これより、委員長の互選を行います。

お諮りいたします。委員長の互選については指名推選によることとし、私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

では、私から委員長には古沢清志委員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員長には古沢清志委員が当選されました。

委員長より就任の御挨拶をお願いいたします。

○古沢清志委員長 おはようございます。

ただいま指名推選によりまして決算特別委員長を拝命いたしました古沢清志でございます。議員各位のさらなる議論を通じて市民の皆様の負託にこたえてまいりたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

これより、副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。副委員長の互選については指名推選によることとし、私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

では、私から副委員長には月光裕晶委員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、副委員長には月光裕晶委員が当選されました。

副委員長より自席にて就任の御挨拶をお願いいたします。

○月光裕晶副委員長 ただいま決算副委員長を拝命いたしました月光裕晶です。委員長をサポートしながら一生懸命やらさせていただきます。よ

ろしくをお願いいたします。

議 案 上 程

○古沢清志委員長 日程第2、認第1号令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第10、議第44号令和2年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○古沢清志委員長 日程第11、議案説明であります。

初めに、認第1号令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認第6号令和2年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定についてまでの6案件について当局より説明を求めます。柏倉会計管理者。

○柏倉信一会計管理者(兼)会計課長 おはようございます。

令和2年度寒河江市一般会計及び特別会計決算の概要について御説明申し上げます。

初めに、認第1号令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

なお、金額につきましては、1,000円未満の数字は切捨てとさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。令和2年度寒河江市歳入歳出決算書の3ページ、4ページを御覧ください。

款ごとの収入済額と前年度と比較した増減率を申し上げます。

第1款市税は収入済額が51億2,654万1,000円で、前年度比0.7%の減であります。

第2款地方譲与税は1億4,339万2,000円で、

3.0%の増。

第3款利子割交付金は423万4,000円で、0.6%の増。

第4款配当割交付金は983万円で、17.1%の減。

第5款株式等譲渡所得割交付金は1,455万4,000円で、120.7%の増。

第6款法人事業税交付金は2,660万6,000円で、皆増。

第7款地方消費税交付金は9億2,422万8,000円で、21.5%の増。

第8款自動車取得税交付金はゼロ円で、皆減であります。

5ページ、6ページを御覧ください。

第9款環境性能割交付金は983万8,000円で、105.4%の増。

第10款地方特例交付金は4,714万円で、11.3%の増。

第11款地方交付税は44億4,224万9,000円で、5.8%の増。

第12款交通安全対策特別交付金は765万1,000円で、7.1%の増。

第13款分担金及び負担金は1億3,753万9,000円で、31.1%の減。

第14款使用料及び手数料は7,784万2,000円で、8.4%の減。

第15款国庫支出金は76億7,803万8,000円で、264.9%の増。

第16款県支出金は12億7,797万9,000円で、18.0%の増であります。

7ページ、8ページを御覧ください。

第17款財産収入は4,652万2,000円で、15.0%の減。

第18款寄附金は57億880万8,000円で、29.0%の増。

第19款繰入金は30億9,329万7,000円で、48.9%の増。

第20款繰越金は2億1,844万7,000円で、

27.7%の減。

第21款諸収入は12億9,915万1,000円で、19.4%の増。

第22款市債は16億1,580万円で、8.7%の増であります。

以上、歳入合計は収入済額319億969万2,000円で、前年度比37.2%の増であります。

次に、歳出であります。9ページ、10ページを御覧ください。

款ごとの支出済額と前年度と比較した増減率を申し上げます。

第1款議会費は支出済額が1億6,273万1,000円で、2.1%の減。

第2款総務費は134億8,671万4,000円で、82.4%の増。

第3款民生費は62億6,435万4,000円で、11.3%の増。

第4款衛生費は15億7,124万7,000円で、7.0%の増。

第5款労働費は2,198万円で、0.2%の増。

第6款農林水産業費は4億2,823万円で、5.9%の増であります。

11ページ、12ページを御覧ください。

第7款商工費は24億6,414万2,000円で、81.6%の増。

第8款土木費は19億619万2,000円で、2.5%の減。

第9款消防費は6億5,226万1,000円で、11.1%の増。

第10款教育費は20億7,328万1,000円で、5.1%の減。

第11款災害復旧費は2億7,419万2,000円で、869.3%の増。

第12款公債費は16億1,830万4,000円で、1.5%の減。

第13款予備費はゼロ円であります。

以上、歳出合計は支出済額309億2,363万3,000円で、前年度比35.4%の増であります。

13ページを御覧ください。

この結果、歳入歳出差引き残額は9億8,605万9,000円となり、これより繰越明許費に係る翌年度へ繰り越すべき財源2億716万9,000円を差し引いた実質収支額は7億7,889万円で、前年度比87.4%の増であります。

また、地方自治法第233条の2及び寒河江市財政調整基金条例の規定により、財政調整基金に4億円を繰り入れ、残る3億7,889万円は翌年度に繰越しをしております。

次に、認第2号令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

14ページ、15ページを御覧ください。

歳入であります。第1款国民健康保険料は収入済額7億5,015万1,000円。

第4款県支出金26億3,385万5,000円。

第6款繰入金3億5,590万6,000円。

第7款繰越金4,882万9,000円などあります。

歳入合計は37億9,919万円で、前年度比6.0%の減であります。

次に、歳出であります。16ページ、17ページを御覧ください。

第2款保険給付費は支出済額25億268万2,000円。

第3款国民健康保険事業費納付金10億3,482万2,000円などあります。

18ページ、19ページを御覧ください。

歳出合計は36億8,026万7,000円で、前年度比7.8%の減であります。この結果、歳入歳出差引き残額は1億1,892万3,000円となり、これは翌年度に繰越しをしております。

次に、認第3号令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

20ページ、21ページを御覧ください。

歳入であります。第1款保険料は収入済額3億8,555万円。

第4款繰入金1億3,367万9,000円などで、歳入合計は5億4,015万円で、前年度比8.4%の増であります。

次に、歳出であります。22ページ、23ページを御覧ください。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は支出済額5億1,524万円などで、歳出合計は5億3,020万1,000円で、前年度比8.4%の増であります。この結果、歳入歳出差引き残額は994万9,000円となり、これは翌年度に繰越しをしております。

次に、認第4号令和2年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

24ページ、25ページを御覧ください。

歳入であります。第1款保険料は収入済額9億1,713万6,000円。

第3款国庫支出金10億9,422万6,000円。

第4款支払基金交付金11億2,349万1,000円。

第5款県支出金6億1,720万円。

第7款繰入金6億5,860万9,000円などあります。

26ページ、27ページを御覧ください。

歳入合計は44億7,095万9,000円で、前年度比0.3%の減であります。

次に、歳出であります。28ページ、29ページを御覧ください。

第2款保険給付費は支出済額40億7,189万円。

第4款地域支援事業費1億5,605万7,000円などであり、歳出合計は43億7,343万9,000円で、前年度比1.3%の減であります。

30ページを御覧ください。

この結果、歳入歳出差引き残額は9,752万円となり、これは翌年度に繰越しをしております。

次に、認第5号令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

31ページ、32ページを御覧ください。

歳入であります。第1款分担金及び負担金は収入済額1,465万9,000円。

第2款繰入金909万3,000円などであり、歳入合計は2,947万9,000円で、前年度比6.6%の増であります。

次に、歳出であります。33ページ、34ページを御覧ください。

第1款介護認定審査会費は支出済額1,542万2,000円で、歳出合計も同額であり、前年度比29.7%の減であります。この結果、歳入歳出差引き残額は1,405万6,000円となり、これは翌年度に繰越しをしております。

次に、認第6号令和2年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

35ページ、36ページを御覧ください。

歳入であります。第1款高松財産区は収入済額19万9,000円。

第2款醍醐財産区20万7,000円。

第3款三泉財産区28万1,000円で、歳入合計は68万8,000円で、前年度比5.6%の増であります。

次に、歳出であります。37ページ、38ページを御覧ください。

第1款高松財産区は支出済額11万2,000円。

第2款醍醐財産区15万1,000円。

第3款三泉財産区16万7,000円で、歳出合計は43万円で、前年度比6.3%の増であります。この結果、歳入歳出差引き残額は25万8,000円となり、これは翌年度へ繰越しをしております。

以上、一般会計及び5特別会計の決算の概要について御説明を申しあげましたが、詳細につきましては、事項別明細書及び主要な施策の成果に関する説明書を御覧くださいようお願い申し上げます。

○古沢清志委員長 次に、認第7号令和2年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について当局より説明を求めます。久保田病院事業管理者。

○久保田洋子病院事業管理者 おはようございます。

認第7号令和2年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

なお、金額につきまして、1,000円未満の数字は切捨てさせていただきますので、よろしくお願いたします。

最初に、1ページ、令和2年度決算報告書（税込み）の収益的収入及び支出であります。

収入の決算額は、第1款病院事業収益19億8,543万5,000円、その内訳は第1項医業収益が15億2,468万8,000円、第2項医業外収益が4億5,044万6,000円、第3項特別利益が1,030万円であります。

支出は、第1款病院事業費用が19億3,911万7,000円、その内訳は第1項医業費用19億1,823万9,000円、第2項医業外費用1,057万7,000円、第3項特別損失1,030万円であります。

次に、2ページ、資本的収入及び支出であります。

収入の決算額は、第1款資本的収入が1億995万2,000円で、その内訳は第1項企業債3,440万円、第2項他会計負担金6,669万3,000円、第3項補助金885万9,000円であります。

支出は、第1款資本的支出が1億5,978万4,000円で、その内訳は第1項建設改良費4,852万3,000円、第2項企業債償還金1億1,126万円であります。

また、支出額に対する収入不足額4,983万1,000円は損益勘定留保資金等で補填しております。

次に、3ページ、損益計算書であります。1の医業収益は、入院収益及び外来収益、他会計負担金など合計15億2,301万6,000円であります。

2の医業費用は、給与費、材料費など合計18億8,909万5,000円であります。

3の医業外収益は、他会計負担金や補助金な

どで合計4億4,964万7,000円であります。

4の医業外費用は、企業債利息など合計5,329万9,000円であります。

経常利益は3,026万9,000円となっております。

また、5の特別利益及び6の特別損失1,030万円は、感染症対応従事者への慰労金に関するものです。

この結果、当年度純利益は経常利益と同額の3,026万9,000円となり、当年度未処理欠損金は2,677万円となりました。

また、4ページは剰余金計算書及び欠損金処理計算書であります。先ほど申しあげました当年度未処理欠損金2,677万円を翌年度に繰り越すものであります。

次に、5ページ、貸借対照表であります。

最初に、資産の部、1の固定資産であります。有形固定資産の合計が12億8,122万8,000円で、これに無形固定資産5万1,000円及び投資2,623万1,000円を加え、合計13億751万1,000円あります。

2の流動資産であります。現金預金、未収金及び貯蔵品で合計3億6,900万5,000円あります。

この結果、資産合計は16億7,651万6,000円あります。

次に、負債の部であります。1の固定負債は企業債及びリース債務で合計3億1,774万9,000円であり、2の流動負債は未払金、企業債引当金など2億4,978万6,000円あります。

3の繰延収益は、長期前受金2億5,281万2,000円から長期前受金収益化累計額1億4,422万5,000円を引いた1億858万6,000円となり、この結果、負債合計は6億7,612万3,000円あります。

次に、資本の部であります。1の資本金は9億8,910万3,000円、2の剰余金は資本剰余金が3,806万円、欠損金が2,677万円で、剰余金合計は1,129万円となり、資本合計は1億39万

3,000円あります。

この結果、負債資本合計は16億7,651万6,000円であり、資産合計と同額となるものであります。

なお、6ページ以降に附属資料を添付しておりますので、御参照くださるようお願いいたします。

以上、寒河江市立病院事業会計の決算について御説明を申しあげました。よろしく御申しあげます。

○古沢清志委員長 次に、議第43号令和2年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について及び議第44号令和2年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての2案件について当局より説明を求めます。伊藤上下水道課長。

○伊藤 孝上下水道課長 おはようございます。

議第43号令和2年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

タブレットにあります決算書1ページ、2ページを御覧願います。

金額につきましては、1,000円未満の金額は省略させていただきますので、どうぞよろしく御願いたします。

決算報告書でございますが、消費税込みの金額となっております。

初めに、収益的収入及び支出であります。収入の第1款水道事業収益の決算額は、前年度比1.2%減の11億814万8,000円で、支出の第1款水道事業費用の決算額は、前年度比2%増の10億650万3,000円あります。

次に、3ページ、4ページを御覧願います。

資本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入の決算額は、前年度比33.8%減の8,808万1,000円で、支出の第1款資本的支出の決算額は、前年度比30.3%減の4億5,230万5,000円あります。この結果、収入額が支出

額に対して不足する額3億6,422万4,000円は、欄外下段に記載のとおり過年度分及び当年度分損益勘定留保資金などで補填しております。

次に、5ページ、6ページを御覧願います。

損益計算書でございます。これ以降は消費税抜きの金額となっております。

1の営業収益は給水収益が主なもので、合計9億1,994万8,000円であります。

2の営業費用は浄水及び配給水費など合計9億1,765万1,000円であります。

3の営業外収益は受託金及び長期前受金戻入など合計9,480万6,000円あります。

4の営業外費用は支払利息など合計2,528万円あります。

5の特別利益はございません。

6の特別損失は123万1,000円あります。

この結果、当年度純利益は7,059万円となったところであります。

さらに、前年度繰越利益剰余金5,667万1,000円を加えた当年度未処分利益剰余金は1億2,726万2,000円あります。

次に、7ページ、8ページを御覧願います。

剰余金計算書でございます。

資本剰余金であります。前年度からの増減はなく、1,584万6,000円あります。

次に、利益剰余金であります。未処分利益剰余金処分後残高5,667万1,000円に当年度純利益7,059万円を加えることにより、当年度末残高は1億2,726万2,000円あります。

この結果、利益剰余金合計年度末残高は7億6,231万5,000円となったところであります。

次に、10ページ、11ページを御覧願います。

貸借対照表でございます。

先に資産の部であります。1の固定資産と2の流動資産で、資産合計は102億8,239万5,000円あります。

次に、負債の部であります。3の固定負債と4の流動負債及び5の繰延収益で、負債合計

は30億4,322万7,000円あります。

次に、資本の部であります。6の資本金と7の剰余金で、資本合計72億3,916万8,000円あります。

その結果、負債合計と資本合計の負債資本合計102億8,239万5,000円となり、前の10ページの資産合計と同額となるものであります。

次に、利益の処分について申しあげます。

戻っていただきまして、9ページの剰余金処分計算書(案)について御説明申しあげます。

未処分利益剰余金当年度末残高1億2,726万2,000円から建設改良積立金に7,000万円を積み立てることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

また、処分後残高5,726万2,000円は翌年度へ繰越しとなるものでございます。

なお、14ページ以降に決算附属資料を添付してございます。

以上、よろしくお願ひします。

続きまして、議第44号令和2年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明申しあげます。

タブレットにあります決算書1ページ、2ページを御覧願います。

金額につきましては、1,000円未満の金額は省略させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

決算報告書でございますが、消費税込みの金額となっております。

また、公営企業法適用開始年度の決算となっております。

初めに、収益的収入及び支出であります。収入の第1款下水道事業収益の決算額は15億652万9,000円で、支出の第1款下水道事業費用の決算額は14億6,638万9,000円あります。

次に、3ページ、4ページを御覧願います。

資本的収入及び支出であります。収入の第

1 款資本的収入の決算額は 6 億 2,308 万 9,000 円で、支出の第 1 款資本的支出の決算額は 11 億 5,947 万 5,000 円であります。この結果、収入額が支出額に対して不足する額 5 億 3,638 万 5,000 円は、欄外下段に記載のとおり特別会計からの引継金及び当年度分損益勘定留保資金などで補填しております。

次に、5 ページ、6 ページを御覧願います。

損益計算書でございます。これ以降は消費税抜きの金額となっております。

1 の営業収益は下水道使用料、雨水処理負担金が主なもので、合計 6 億 2,798 万 6,000 円であります。

2 の営業費用は汚水・雨水施設及び浄化槽に係る維持管理費及び減価償却費などが主なもので、合計 12 億 6,167 万 7,000 円であります。

3 の営業外収益は他会計負担金補助金及び長期前受金戻入などが主なもので、合計 8 億 2,346 万 8,000 円であります。

4 の営業外費用は支払利息など合計 1 億 6,583 万 6,000 円であります。

5 の特別利益はございません。

6 の特別損失は 985 万円であります。

この結果、当年度純利益は 1,409 万 1,000 円となったところであります。

今期が初めての決算でありますので、前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額はございませんので、当年度未処分利益剰余金は 1,409 万 1,000 円であります。

次に、7 ページ、8 ページを御覧願います。

剰余金計算書でございます。

資本剰余金であります。当年度末残高資本剰余金合計は、特別会計から企業会計開始時に引き継いだ金額 3 億 1,250 万 8,000 円と当年度未処分利益剰余金 1,409 万 1,000 円であります。

次に、10 ページ、11 ページを御覧願います。

貸借対照表でございます。

先に資産の部であります。1 の固定資産と

2 の流動資産で、資産合計は 238 億 7,084 万円あります。

次に、11 ページの負債の部であります。3 の固定負債と 4 の流動負債及び 5 の繰延収益であり、負債合計 203 億 6,399 万 4,000 円です。

次に、資本の部であります。6 の資本金と 7 の剰余金であり、資本合計 35 億 684 万 5,000 円となり、負債と資本の合計、負債資本合計は 238 億 7,084 万円、前の 10 ページの資産合計と同額となるものであります。

次に、利益の処分について申し上げます。

戻っていただきまして、9 ページの剰余金処分計算書（案）について御説明申し上げます。

未処分利益剰余金当年度末残高 1,409 万 1,000 円から減債積立金に 1,400 万円を積み立てることについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

また、処分後残高 9 万 1,000 円は翌年度へ繰越しとなるものでございます。

なお、14 ページ以降に決算附属資料を添付してございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

質 疑

○古沢清志委員長 日程第 12、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、質疑の際はページ数を示し要点を簡潔に一括して発言され、また、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されますよう御協力願います。

初めに、認第 1 号令和 2 年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の歳入全部について質疑はありますか。柏倉委員。

○柏倉信一委員 まず質問に入る前に、8 月 23 日

以前に会派代表者会議があって、その席上、決算書の配付というのは招集告示の日に配付になるというようなことで今までそうやっていただいたわけですが、我々議会のほうからすると、招集告示日に決算書をもって一般質問の通告をするまで2日間しかないというようなことで、日程的にかなりきついなと。なので、何とかもう少し早く決算書を我々の手元にお願ひできないかというような要望を申しあげました。そうしたら、先週の金曜日に配付をしていただきました。今回、一般質問、私と後藤議員が決算の関係の一般質問をさせていただいたわけですが、大変ありがたかったなというふうに思っております。欲を言うならば、監査委員の意見書もそのときに間に合えばなというふうに思った次第です。

ちょっと歳入のことについて、多分私どこかで聞いたのかもしれませんが、ちょっと定かでない部分があるものですかからお尋ねいたします。

決算書、歳入の3ページ、4ページの市税。収入済額、不納欠損額、収入未済額、これのトータルが当然のことながら調定額になるわけですよ。この数字を計算すると7万何がし合わないんですよ。その合わないのは何なんだというようなことで私一生懸命調べたんですが、これは、事項別明細書を見ると事項別明細書中の還付未済額が合わないんです。

要は私何をお聞きしたいかという、こういう記載の仕方をするにはそれなりの理由があると思うんですが、何で事項別明細書のほうには数字を入れて、こちらの歳入歳出決算のほうには未済額を計上していない理由。こういう決まりがあってこれは載せないんだというようなことだと思んですが、分かれば教えていただきたい。

○古沢清志委員長 大沼財政課長。

○大沼利子財政課長 お答えします。

決算書の様式については総務省の標準の様式を使用しております、御指摘の3ページ、4ページについては決算部分ということで未還付の記載がございません。しかしながら、事項別明細書についてはその内訳等について詳しく記載するものという資料になっておりますので、未還付のほうを記載しております。

ただ、未還付については調定額とかそれから収入額に入れるべきものではなく、本来であれば、年度内に還付が完了すれば未還付が発生しないというようなお金ですので、こういった記載になるということで御理解をいただきたいと思ひます。

○古沢清志委員長 柏倉委員。

○柏倉信一委員 さすがに財政課長、勉強していらっしやいます。よく分かりました。

ところで、こういうような記載の仕方をするのはほかの科目も何かあるのかどうか。

○古沢清志委員長 大沼財政課長。

○大沼利子財政課長 未還付についてですが、現在のところ税の部分しか未還付は発生していません。しかしながら、住民の方からお金を頂戴する分担金や使用料といったところで万が一未還付が発生した場合には、こういった記載になるのではないかと考えております。以上です。

○古沢清志委員長 柏倉委員。

○柏倉信一委員 ちょっと俺の聞き方が悪かったのかな。未還付の部分以外でこういうような記載の仕方をする可能性のあるものというのは、ほかの科目でもあるんですかということをお聞きしたつもりなんです。

○古沢清志委員長 大沼財政課長。

○大沼利子財政課長 調定額が収入済額と不納欠損額とか足した合計額と合わないようなのが未還付以外に何かあるのかといったような御質問かと思ひますが、未還付以外ございません。

○古沢清志委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第1款及び歳出第2款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款及び歳出第4款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ここで、当局入替えのため暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時42分

再 開 午前10時45分

○古沢清志委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

歳出第5款から歳出第7款までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第8款及び歳出第9款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第11款から歳出第13款までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第2号令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第3号令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第4号令和2年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第5号令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定に

ついてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第6号令和2年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第7号令和2年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてに対する質疑はありませんか。渡邊委員。

○渡邊賢一委員 1点だけ御質問させていただきます。

連日のコロナ対応ということで、発熱の患者とかの外来、救急などの対応に御苦労されている事業管理者はじめ職員の皆さんに敬意を表し感謝を申しあげたいと思います。

3ページの事業損益計算書の特別損失、特別利益の1,030万円については、コロナ対応の慰労金だというふうな御説明だったと思うんですけども、これは、いつ、何月に何人に対して幾らずつ支給されたのか、あるいは会計年度任用職員とか臨時職員などへの対応などについてお聞きいたしたいと思います。

○古沢清志委員長 小林病院事務長。

○小林弘之病院事務長 お答えします。

こちらのほうについては、特別利益、特別損失のほうに、新型コロナウイルス感染症対策従事者慰労金交付事業ということでコロナ感染の重点支援病院等に支給される中で、当院におきましてはコロナの患者を取り扱わない病院ということで5万円、1件になります。該当者につきましては、職員、任用職員、委託事業者含めて、関連する出入り業者含めて合計206名ということになります。5万円の206名で1,030万円となっております。支出につきましては、年末まで取りまとめして年明けに支出したところでございます。

○古沢清志委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第43号令和2年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第44号令和2年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

○古沢清志委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

分科会分担付託

○古沢清志委員長 日程第13、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務産業分科会	認第1号中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第9款、歳出第11款、歳出第12款、歳出第13款、認第6号、議第43号、議第44号
厚生文教分科会	認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、歳出第10款、認第2号、認第3号、認第4号、認第5号、認第7号

散 会 午前10時50分

令和3年9月22日（水曜日）決算特別委員会

○出席委員（14名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	渡邊賢一	委員
8番	古沢清志	委員	9番	佐藤耕治	委員
10番	太田芳彦	委員	11番	阿部清	委員
13番	荒木春吉	委員	14番	柏倉信一	委員
15番	木村寿太郎	委員	16番	伊藤正彦	委員

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長	武田伸一	企画創成課長
大沼利子	財政課長	伊藤孝	上下水道課長
柏倉信一	会計管理者 （兼）会計課長	小林弘之	病院事務長
佐藤肇	学校教育課長	船田孝夫	監査委員
沖津一博	監査委員	木村幸一	監査委員 長

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	総務主幹
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

決算特別委員会議事日程第2号 第3回定例会
令和3年9月22日(水) 午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 認第 1号 令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
〃 2 認第 2号 令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 3 認第 3号 令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 4 認第 4号 令和2年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 5 認第 5号 令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 6 認第 6号 令和2年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
〃 7 認第 7号 令和2年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
〃 8 議第43号 令和2年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
〃 9 議第44号 令和2年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
〃 10 分科会審査の経過並びに結果報告
 (1) 総務産業分科会委員長報告
 (2) 厚生文教分科会委員長報告
〃 11 質疑・討論・採決
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

日程の追加

寒河江市議会決算特別委員会委員長辞任の件

れより本日の会議を開きます。

再開 午前9時30分

議案上程

○古沢清志委員長 おはようございます。

ただいまから決算特別委員会を再開いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、こ

○古沢清志委員長 日程第1、認第1号令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第9、議第44号令和2年度寒河江市

下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9案件を一括議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 古沢清志委員長 日程第10、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業分科会委員長報告

- 古沢清志委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。後藤総務産業分科会委員長。

〔後藤健一郎総務産業分科会委員長 登壇〕

- 後藤健一郎総務産業分科会委員長 総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は9月10日、委員6名出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款から歳出第9款まで及び歳出第11款から歳出第13款まで並びに認第6号、議第43号及び議第44号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、認第1号については、初めに歳入全部の審査を行い、次に歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第5款、歳出第7款、歳出第6款、歳出第11款、歳出第8款、歳出第12款、歳出第13款の順で審査を行うこととし、その後、認第6号、議第43号、議第44号の順で審査することを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、認第1号令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中、歳入全部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「個人市民税の収入未済額が増え、不納欠損額も450万円以上と非常に多くなっている。コロナ禍の影響もあると思われるが、その要因をどう把握しているのか」との問いがあり、当局より「収入未済額の増加の主な要因は、新型コロナの影響による徴収猶予です。不納欠損額増加の要因としては、生活困窮のため執行停止をかけましたが、3年間、生活が変わらないため不納欠損となったケースなどが挙げられます。そのほか従来からの事業不振によるものや、新型コロナの影響による事業経営悪化も重なったことが要因になっているものもあります」との答弁がありました。

委員より「新型コロナの影響は多くの市民にあったはずだ。様々な事情も分かるが、多くの市民が納得いくように滞納処分も必要だ。差押えなどの金額や件数はどのようになっているのか」との問いがあり、当局より「令和2年度の実績は債権が37件、金額にして433万円になっております」との答弁がありました。

委員より「新型コロナ対策について、事業費は総額約60億円とのことだったが、国及び県からの交付金、補助金などは総額どれぐらいになったのか」との問いがあり、当局より「国及び県からの交付金、補助金などについては56億2,200万円ほどで、残りの約3億5,000万円ほどが市の一般財源を充当しております。この部分については財政調整基金を充てております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第1款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「令和2年4月から代表監査委員が常勤から非常勤になり報酬も激減したが、定例監査資料などを見る限り、仕事量は変わらないのではないかと推察する。今後、体制強化が必要ではないか」との問いがあり、当局より「代表監査委員には業務対応が必要な日に登庁して執務に当たっていただき、議選の監査委員と合わせて2名体制で調整しています。これまでの監査上、特に支障が生じる場面はありませんでしたが、効率的な監査の在り方などについて引き続き検討を重ねていきたいと考えています」との答弁がありました。

委員より「コンビニエンスストアでの収納が増えていると聞いているが、どれぐらいの割合、金額か。またトラブルなどは報告されているか」との問いがあり、当局より「収納全体の総数は21万件ほどで、そのうちコンビニエンスストアは約4万1,000件で、割合は19.5%となっております。現時点でトラブルは報告されておられません」との答弁がありました。

委員より「ふるさと納税が全国的に急増している。ポータルサイト利用料も上昇傾向なのか」との問いがあり、当局より「昨年度は5社と契約し、今年度は経費などの関係から1社を除き4社と契約しています。年々、全国的にもふるさと納税の利用が増え、その分、ポータルサイトの手間も増えていることから手数料が増えることも想定していかなければいけません、現時点では示されておられません」との答弁がありました。

委員より「情報化推進事業費約1,852万円については、市職員が使用するパソコン関係の費用とのことだが、市職員のテレワークはどの程度推進できたのか」との問いがあり、当局より「昨年度の新型コロナ感染拡大を受けてテレワークなどの様々な検討を行ってまいりました。業務上、自宅から庁内システムにアクセスが必要となりますが、昨年度はその対応ができず、

ネットワークにアクセスしなくても業務を行える方のみテレワークを行った事例があります。テレワークは国を挙げて推奨しておりますので、今後も検討してまいりたいと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「災害対策の備蓄品として液体ミルクと使い捨て哺乳瓶及びフロアに敷くマットとパーティションはどれぐらい購入したのか」との問いがあり、当局より「液体ミルクと使い捨て哺乳瓶は240本、防災用マットは300枚、パーティションは418個購入しました」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第5款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「中山間地域等直接支払交付金の具体的な対象地域は」との問いがあり、当局より、「昨年度は谷沢地区、上野地区、田代地区、幸生地区、熊野石田地区、平塩地区の合計6組織

に対して交付しました」との答弁がありました。

委員より「農畜産物ブランド緊急応援事業では、新型コロナ対策として自粛した観光農園のさくらんぼもぎ取り作業に係る人件費の補助などを行い、苦しい農家の方の一助となったことと思う。一方、同様に救済の意味も込められた観光農園のさくらんぼ送付についてはクレームが相次ぎ、農家の方は意気消沈し、憤慨している方も多にお聞きしている。出荷管理の体制などに問題があったと考えるが、例えばこの緊急応援事業の一環などとしてできることはなかったか」との問いがあり、当局より「その件については市場用のさくらんぼに準じた規格に対応するものを出荷していただくようお願いしていたと認識しています。また、周年観光農業推進協議会を対象にした事業であったため、JAに管理体制を構築していただくようお願いしておく必要があったと思っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第11款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第12款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第13款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数を

もって原案を了とすることに決しました。

次に、認第6号令和2年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第43号令和2年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「令和2年度において水道管の耐震措置はどの程度進み、今後何年ぐらいをめどに進めていくのか」との問いがあり、当局より「令和2年度で25.8%となっており、現在のところ、令和7年度で32%という目標を掲げて進めております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第44号令和2年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「地方公営企業法での初年度決算が原因と思われるが、下水道使用料の未収金が非常に大きな数字になっている。実質的な数字で見ても年々増えており、市民から不公平感が出ないようしっかりと対応しなくてはならないと思うが、どのような対策を講じているのか」との問いがあり、当局より「未納者に対しては定期的に督促状を送付しており、夏と冬に強化月間を設け、給水停止措置の実施も併せながら納入を促すような指導を行っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生文教分科会委員長報告

○古沢清志委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。鈴木厚生文教分科会委員長。

〔鈴木みゆき厚生文教分科会委員長 登壇〕

○鈴木みゆき厚生文教分科会委員長 厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は9月13日及び14日、委員全員出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款及び歳出第10款、並びに認第2号から認第5号まで並びに認第7号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに認第7号の審査を行い、次に認第1号中歳出第4款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第10款、その後認第2号、認第3号、認第4号、認第5号の順に審査を行うことを諮り、異議なく了承されました。

初めに、認第7号令和2年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「国から新型コロナウイルス感染症対応従事者に対し慰労金が出ているが、そのほかに手当などは出しているのか」との問いがあり、当局より「防疫等作業手当として医師、看護師、医療技術員が特別外来に従事した際に、1日当たり3,000円を支給しています」との答弁がありました。

委員より「医業収益については前年度比で104%と増加しているが、全体として新型コロナウイルス感染症の影響はあったのか」との問いがあり、当局より「4月、5月の入院、外来患者数がともに前年同月比で大きく減少し、最終的に入院患者数は増となったものの、外来患

者数については減となるなど、全体として新型コロナウイルス感染症の影響はありましたが、収益については必要に応じて療養病床からよりニーズの高い地域包括医療ケア病床へ変更するなど、入院収益の確保に努めた結果、前年度比増となったところですよ」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「妊婦健康診査事業について、子宮頸がんワクチン定期接種については、対象となる市民へ個別送付による情報提供を実施するよう令和2年に厚生労働省より通知があったと思うが、その後、接種を受ける方は増えているのか。また、接種は市立病院で受けられるのか」との問いがあり、当局より「接種を受ける方の件数については、平成30年度はゼロ件、令和元年度は24件、令和2年度は94件と徐々に増えています。市立病院で接種を受けることはできません。接種が可能な医療機関は決まっており、希望者はそちらの医療機関で受けていただくこととなります」との答弁がありました。

委員より「母子歯科保健事業について、妊婦歯科健康診査受診者数が78名ということで、対象となる妊婦268名に対し、受診者数が少ないと思うが、どのように御案内をしているのか」との問いがあり、当局より「母子健康手帳交付時に御案内をしています。受診券は市内の医療機関でのみ使用可能であり、市外の医療機関を受診される方については受診券を御使用いただけないため、対象者に対し実績が少なくなっております」との答弁がありました。

委員より「市民浴場管理運営事業について、入浴者数が新型コロナウイルス感染症の影響で減少したとのことだが実績は」との問いがあり、

当局より「令和元年度は21万6,617人で、令和2年度は15万9,981人となり、5万6,636人の減となっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「交通安全対策事業について、令和2年度に設置したカーブミラー17基のうち、6基は寒河江西村山農協様からの御寄附であり、残りの11基が市単独で設置したものだと思うが、市が設置している部分について令和元年度は何基設置したのか。また、地域からの要望どおりの数を設置できているのか」との問いがあり、当局より「令和元年度は合計9基設置し、そのうち3基が市単独で設置しました。おおよそ地域からの要望どおりの数を設置できている状況です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「ふれあい配食サービス事業の前年度と今年度の実績は」との問いがあり、当局より「実績については令和元年度が登録者数164名、配食回数が138回、延べ配食数が1万1,154食で、令和2年度が登録者数188名、配食回数147回、延べ配食数が1万1,890食となっており、利用者数は増加しております」との答弁がありました。

委員より「災害救助事業について、東日本大震災により避難してきたこの事業の対象となる方の昨年度と今年度の人数は」との問いがあり、当局より「令和元年度は小学生が7名、中学生が6名の計13名となっており、令和2年度は小学生が1名、中学生が3名の計4名です」との

答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「さがえっこライフデザインセミナー事業について、前年度比で報償費が減少していることから実施回数も減少しているのだと思うが、前年度に比較して何回程度減少したのか。また、これは新型コロナウイルス感染症の影響なのか」との問いがあり、当局より「実施回数については、令和元年度が30回、令和2年度が38回で8回増加しております。令和元年度は関東から講師を招聘したこと等により、より多くの費用が発生しました。子供たちの郷土愛を育む大事なセミナーですので、今後も学校に定着させ、将来、郷土を担っていく子供たちの力の育成に尽力していきたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「社会教育活動事業について、コミュニティ活動育成補助金は神輿の修繕にも使用可能とのことだが、上限額はあるのか」との問いがあり、当局より「購入後、10年を経過した祭り神輿修繕で経費総額が50万円を超えるものに対し、経費の2分の1以内で限度額を100万円として助成しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第2号令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「一般被保険者高額療養費の決算額は約3億2,500万円であるが、これは何件給付したのか」との問いがあり、当局より「令和2年度は5,500件給付しております」との答弁が

ありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第3号令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第4号令和2年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第5号令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「審査会は年間で何回程度開催されているのか、また定期審査はあるのか」との問いがあり、当局より「令和2年度は新型コロナウイルス感染症などの影響で、当初の予定より56回少ない121回開催されました。審査会は毎週水曜日と木曜日に開催され、年間のスケジュールが定まっております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○古沢清志委員長 日程第11、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、認第1号令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号令和2年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号令和2年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について及び認第7号令和2年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についての7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

7案件は、各分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第1号、認第2号、認第3号、認第4号、認第5号、認第6号及び認第7号の7案件は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第43号令和2年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について及び議第44号令和2年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する分科会委員長報告はいずれも原案を了とするものであります。

2案件は分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第43号及び議第44号は原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時05分

再 開 午前10時15分

○月光裕晶副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日 程 の 追 加

○月光裕晶副委員長 先ほど古沢清志委員長から委員長の辞任願が提出されましたので、私が委員長の職務を代行いたします。

お諮りいたします。

この際、寒河江市議会決算特別委員会委員長辞任の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、寒河江市議会決算特別委員会委員長辞任の件を日程に追加し、議題といたします。

寒河江市議会決算特別委員会 委員長辞任の件

○月光裕晶副委員長 この際、地方自治法第117条の規定により、古沢清志委員の退席を求めます。

[古沢清志委員 退席]

○月光裕晶副委員長 それでは、提出されました辞任願を事務局長から朗読をお願いいたします。

○高林雅彦議会事務局長 朗読いたします。

辞任願。今般、都合により決算特別委員会委員長を辞任したいので、許可されるようお願い出ます。令和3年9月22日。寒河江市議会決算特別委員会副委員長月光裕晶殿。寒河江市議会決算特別委員会委員長古沢清志。

以上でございます。

○月光裕晶副委員長 お諮りいたします。

古沢清志委員の委員長辞任を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、古沢清志委員の委員長辞任を許可することに決しました。

古沢清志委員の着席を求めます。

[古沢清志委員 着席]

閉 会 午前10時18分

○月光裕晶副委員長 以上をもって決算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

決算特別委員会臨時委員長 木 村 寿太郎

決算特別委員会委員長 古 沢 清 志

決算特別委員会副委員長 月 光 裕 晶

令和3年9月9日（木曜日）予算特別委員会

○出席委員（14名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	渡邊賢一	委員
8番	古沢清志	委員	9番	佐藤耕治	委員
10番	太田芳彦	委員	12番	沖津一博	委員
13番	荒木春吉	委員	14番	柏倉信一	委員
15番	木村寿太郎	委員	16番	伊藤正彦	委員

○欠席委員（1名）

11番 阿部 清 委員

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	武田伸一	企画創成課長
大沼利子	財政課長	高林清美	市民生活課長
東海林恒	防災危機管理課長	武田新二	建設管理課長
猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	小林博之	商工推進課長
山田良一	さくらんぼ観光課長	鈴木隆	健康福祉課長
眞木立子	子育て推進課長	後藤芳和	生涯学習課長

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	総務主幹
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

予算特別委員会議事日程第1号 第3回定例会
令和3年9月9日(木) 本会議終了後開議

開 会
日程第 1 議第45号 令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
" 2 議案説明
" 3 質疑
" 4 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前11時08分

○佐藤耕治委員長 ただいまから予算特別委員会
を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、こ
れより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

○佐藤耕治委員長 日程第1、議第45号令和3年
度寒河江市一般会計補正予算(第5号)を議題
といたします。

議 案 説 明

○佐藤耕治委員長 日程第2、議案説明でありま
す。

お諮りいたします。

議案説明は本会議において受けておりますの
で、この際省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しまし
た。

質 疑

○佐藤耕治委員長 日程第3、これより質疑に入
りますが、各委員の所属する分科会の審査案件
に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算
に関わる部分に絞って発言され、また、執行部
におきましては、質問者の意をよく捉えられ、
簡潔にして適切に答弁されますよう御協力願
います。

初めに、議第45号第1表中歳入全部について
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款について質疑はありません
か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款及び歳出第4款について質
疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第6款及び歳出第7款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第8款及び歳出第9款について質疑はありませんか。柏倉委員。

○**柏倉信一委員** 歳出第8款についてお尋ねをいたします。

住宅関係のリフォームということでの1,000万円の補正予算だというふうに思っておりますけれども、これは毎年かなり需要があるというようなことで補正を組んでいるわけですが、新年度以降このような形でこのまま継続をするお考えなのか、県あたりの動向も見て方向性を若干変える可能性もあるものか、お尋ねをしたいと思います。

○**佐藤耕治委員長** 武田建設管理課長。

○**武田新二建設管理課長** お答えいたします。

現在、リフォームの補助金としまして3タイプがございます。リフォーム工事などで補助対象額ということで10%の12万円限度、また、リフォーム工事で6要件ということで要件工事を満たした場合、20%で24万円を限度、あと、その6要件の工事で新婚世帯または子育て世帯、高校生以下というふうになりますけれども、こういった場合については3分の1、限度額30万円というふうになっております。

また、この6要件工事、あと新婚世帯、子育て世帯につきましては、県のやまがたの家需要創出事業、暮らそう山形！移住・定住促進事業というふうな事業で補助をいただいているところ です。

今後、山形県のほうで追加ということはないということから、今回の補正につきましては、先ほども申しました1番目の補助対象額、市単独事業となりますけれども、10%の12万円というふうなことで対応していきたいというふうな補正の内容となっております。以上です。

○**佐藤耕治委員長** 柏倉委員。

○**柏倉信一委員** 何かちょっと私お聞きしたところによると、その1,000万円の補正部分というのはもう既に需要が満たされているんだと。ある程度、当然のことながら、補正を組む時点ではどのぐらいの需要があるか考えてから補正を組んでいращやるんだと思いますけれども、年度内ではその1,000万円を使い切った場合は補正の対応というのは考えていないということですか。

○**佐藤耕治委員長** 武田課長。

○**武田新二建設管理課長** 今回の補正としまして、9月以降の実績ということで109件ということで算出をしております。また、1件当たり、近年5か年の平均から9万1,000円というふうなことで見込んで補正のほうには計上させていただいているところです。

○**佐藤耕治委員長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 一応今回の補正については、大体今年のこれまでのニーズなどを踏まえて1,000万円ということにさせていただきました。例年5,500万円程度でありますから、今年は少しそれよりもまた需要が多かったということで補正をさせていただいています。大体このぐらいで3年度は間に合うのではないかとこのところの見込みでさせていただいております。

それから、先ほど課長のほうから答弁しましたが、県のほうの補助が今回追加ではないということになります、来年度以降どうなるのか。この制度自体も大体10年ぐらいになるので、そういった意味で、今のニーズに対応した制度になっていくのか、これから新たなニーズにどういうふうに対応していくのかということもありますので、来年度の予算編成、県の動向なども見ながらニーズに合ったような制度に見直していく姿勢は我々も持っておりますので、商工会あたりの御意見なども十分聞いた上で時代に合った制度として対応していきたいというふうに考えております。

- 佐藤耕治委員長 ほかに質疑はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
 次に、歳出第10款について質疑はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
 次に、歳出第11款について質疑はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
 次に、議第45号第2表及び第3表について質疑はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
 これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

- 佐藤耕治委員長 日程第4、分科会分担付託であります。
 このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務産業分科会	議第45号第1表中歳入全部、歳出第2款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第9款、歳出第11款、第2表、第3表
厚生文教分科会	議第45号第1表中歳出第3款、歳出第4款、歳出第10款

散 会 午前11時16分

- 佐藤耕治委員長 本日はこれにて散会いたします。
 御苦労さまでした。

令和3年9月22日（水曜日）予算特別委員会

○出席委員（15名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	渡邊賢一	委員
8番	古沢清志	委員	9番	佐藤耕治	委員
10番	太田芳彦	委員	11番	阿部清	委員
12番	沖津一博	委員	13番	荒木春吉	委員
14番	柏倉信一	委員	15番	木村寿太郎	委員
16番	伊藤正彦	委員			

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	武田伸一	企画創成課長
大沼利子	財政課長	伊藤孝	上下水道課長
柏倉信一	会計管理者 （兼）会計課長	小林弘之	病院事務長
佐藤肇	学校教育課長	船田孝夫	監査委員
木村幸一	監査委員 事務局 局長		

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局 局長	東海林茂美	総務主幹
兼子拓也	総務係 主任	古谷駿幸	総務係 主事

予算特別委員会議事日程第2号 第3回定例会
令和3年9月22日(水) 決算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第1 議第45号 令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
" 2 分科会審査の経過並びに結果報告
(1) 総務産業分科会委員長報告
(2) 厚生文教分科会委員長報告
" 3 質疑・討論・採決
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前10時20分

- 佐藤耕治委員長 おはようございます。
ただいまから予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議案上程

- 佐藤耕治委員長 日程第1、議第45号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 佐藤耕治委員長 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業分科会委員長報告

- 佐藤耕治委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。後藤総務産業分科会委員長。
〔後藤健一郎総務産業分科会委員長 登壇〕

- 後藤健一郎総務産業分科会委員長 総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、9月13日、委員6名出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第45号第1表中歳入全部、歳出第2款、歳出第6款から歳出第9款まで及び歳出第11款並びに第2表及び第3表であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第45号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第45号第1表中歳出第2款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質

疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第45号第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「凍霜害の補助事業については、山形県でも9月定例会での補正予算を検討していると聞いているが、そちらが決まれば、本市でも再度補正予算を組むのか」との問いがあり、当局より「県の状況について詳細はまだ伺っていませんが、補助制度の内容次第で検討したいと思います」との答弁がありました。

委員より「今回の補助事業は県のパッケージ以外に市の独自の事業は入っていないのか」との問いがあり、当局より「基本的には県の緊急対策パッケージの事業に沿った内容です。しかし、各種共済制度収入保険などへの加入促進については、本市から県市長会へ提案させていただいており、今後は県を巻き込んで一緒に検討していければと考えております」との答弁がありました。

委員より「元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金の具体的な内容は」との問いがあり、当局より「農業を始めて5年以内の新規就農者の方への補助で、トラクター購入金額約400万円に対して市と県合わせて100万円を支援するという内容です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第45号第1表中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第45号第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「1,000万円の予算が計上されているが、木材の流通が止まる、いわゆるウッドシ

ョックにより、想定よりも住宅建築が進まない可能性などは考慮しているのか」との問いがあり、当局より「今御相談いただいているものもあり、近年の9月以降の実績から109件分を想定し予算を計上しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第45号第1表中歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第45号第1表中歳出第11款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「土木施設災害復旧費補助に多額の予算が計上されている。当初の査定時より土砂の量が増加したとのことだが、その要因は」との問いがあり、当局より「グリバーさがえの水面広場については、災害査定時には水がたまっている状態であったため、水面にソナー付無人ボートを浮かべて測量を行いました。水が引いた後、再度、スタッフを用いて測量した結果、誤差が出たものです。この水面広場は約7万2,000平方メートルあり、若干の厚さが変わっただけでも大きな差となって出てしまうことが要因となります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第45号第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第45号第3表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で総務産業分科会における審査の経過と

結果について御報告を終わります。

厚生文教分科会委員長報告

- 佐藤耕治委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。鈴木厚生文教分科会委員長。

〔鈴木みゆき厚生文教分科会委員長 登壇〕

- 鈴木みゆき厚生文教分科会委員長 厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は、9月14日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第45号第1表中歳出第3款、歳出第4款及び歳出第10款であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第45号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）第1表中歳出第3款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「届出保育施設等すこやか保育事業について、これは届出保育施設等を利用している保護者に対する補助金とのことだが、県と市の負担割合はどのようになっているのか」との問いがあり、当局より「県が2分の1、市が2分の1となります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「環境衛生事業について、再生可能エネルギー設備導入事業費補助金で助成を行った設備の種類とその設置場所について令和3年度の実績は」との問いがあり、当局より「8月までの実績としては、太陽光発電設備が2件、蓄電池単体が13件、太陽光発電設備と蓄電池の併設が7件、木質バイオマス燃焼機器の電源あ

りが2件、電源なしが2件で合計26件です。設置場所は全て一般住宅です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告すべき質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

- 佐藤耕治委員長 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第45号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第45号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前10時33分

- 佐藤耕治委員長 以上をもって予算特別委員会
を閉会いたします。
御苦勞さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証す
るために署名する。

予算特別委員会委員長 佐 藤 耕 治